

辰野町地域防災計画

資料編

辰野町防災会議

令和6年3月改訂

目次

〔防災関係組織等〕	1
○防災関係機関一覧	1
1. 町	1
2. 県	1
3. 指定地方行政機関	1
4. 消防機関	1
5. 警察関係	2
6. 自衛隊	2
7. 指定公共機関	2
8. 指定地方公共機関	3
9. その他の公共団体	3
〔災害・危険箇所関係〕	4
○農業用ため池一覧	4
○地すべり防止区域	5
令和3年4月現在	5
○急傾斜地崩壊危険区域一覧	5
○土砂災害警戒区域等内及び浸水想定区域内の要配慮者施設一覧	6
○砂防法指定区域	7
○土砂災害警戒区域・特別警戒区域	8
1. 急傾斜地の崩壊	8
2. 地すべり	10
3. 土石流	11
○災害伝承碑	13
〔救護施設・医療・給水等関係〕	14
○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	14
1. 指定緊急避難場所	14
2. 指定避難所	15
3. 福祉避難所	18
○災害拠点病院等一覧	19
1. 基幹災害医療センター	19
2. 地域災害医療センター	19
3. 救急告示医療機関	19
○町内医療機関一覧	19
○町内薬局一覧	20

〔通信施設等関係〕	21
○町移動無線系子局及び同報無線系子局設置状況	21
《車載型局》	21
《携帯型局》	23
《同報無線系子局》	24
〔消防・水防等関係〕	26
○辰野町消防団現有機械一覧	26
○町内雨量観測所一覧	26
○町内水位観測所一覧	26
○水防警報対象の水位観測所	27
1. 洪水予報河川（1）国が指定する河川	27
2. 水位周知河川（1）国が指定する河川	27
3. 国が指定する水防警報河川	27
（1）水防警報を行う河川名及びその区間	27
（2）水防警報の対象となる水位観測所	27
4. 県が指定する水防警報河川	27
（1）水防警報を行う河川名及びその区間、対象となる水位観測所	27
○重要水防区域一覧	28
○町内水防倉庫設置状況	33
○台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）	34
○水防上重要なダム、水門の操作	35
〔輸送・道路等関係〕	37
○緊急交通路交通規制対象予定道路一覧	37
1. 警察庁指定広域交通規制対象道路及び交通検問所	37
2. その他幹線道路	37
○町内における震災対策緊急輸送路一覧	37
○強化地域内震災対策緊急輸送路（第一次）	38
○燃料調達先一覧	38
○町内ヘリポート一覧	39
○緊急通行車両確認申出書	40
○緊急通行（輸送）車両の標章	41
○物資輸送拠点箇所	43
○迂回路線一覧	43
○建設資機材調達先一覧	43

〔条例・協定等関係〕	44
○災害時相互応援協定	44
〔様式等関係〕	47
○被害状況報告等の様式	47
○水防活動実施報告書	64
○避難場所収容人員等報告書.....	65
○避難場所収容台帳.....	66
○避難場所物品受払簿.....	67
○炊出し受給者名簿	68
○食糧品現品給与簿	69
○食糧品等給与物品受払簿.....	70
○物資受払簿	71
○物資給与及び受領簿	72
○公用令書の様式	73
○災害報告書	74
〔マニュアル〕	75
○職員初動マニュアル	75
○雪害対策マニュアル	121
○避難所開設フロー	137
〔その他〕	139
○町内指定文化財一覧[令和2年4月現在]	139
○辰野町災害対策本部標識等	145
○救助の実施要領の基準（概要）	147
○震度階級一覧表	151

〔防災関係組織等〕

○防災関係機関一覧

1. 町

名 称	所 在 地	電話番号
辰野町総務課	辰野町中央 1	0266-41-1111 FAX 0266-41-3976

2. 県

名 称	所 在 地	電話番号
上伊那地域振興局	伊那市荒井 3497	0265-78-2111 FAX 0265-76-6804
伊那保健福祉事務所	〃	0265-76-6835 FAX 0265-76-7033
伊那建設事務所	〃	0265-78-2111 FAX 0265-76-6850

3. 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
中部地方整備局 (天竜川上流河川事務所)	駒ヶ根市上穂南 7 番 10 号	0265-81-6411 FAX 0265-81-6421
中部森林管理局 (南信森林管理署)	伊那市山寺 1499- 1	050-3160-6060 FAX 0265-72-7774
関東農政局長野地域センター	長野市旭町 1108 長野第 2 合同庁舎	026-233-2500 FAX 026-233-2500
長野地方気象台	長野市箱清水 1 丁目 8-18	026-232-3773 026-232-0281
関東管区警察局 (広域調整部広域調整第二課警備第四係) ※土日当直有り	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-600-6000
関東財務局 (長野財務事務所)	長野市旭町 1108 長野第 2 合同庁舎 5 階	026-234-5123
信越総合通信局 (無線通信部陸上課)	長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎	026-234-9985
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 11 階	048-600-0433
中部近畿産業保安監督部	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 2 号中部経済産業局総合庁舎 3 階	052-951-9803

4. 消防機関

名 称	所 在 地	電話番号
上伊那広域消防本部	伊那市荒井 4606 の 1	0265-72-0119 FAX 0265-72-0712
辰野消防署	辰野町中央 1	0266-41-0119 FAX 0266-41-4659

5. 警察関係

名 称	所 在 地	電話番号
伊那警察署	伊那市中央 4680	0265-72-0110
辰野町警部交番	辰野町大字伊那富 2851	0266-41-0110
小野駐在所	辰野町大字小野 1706- 1	0266-46-2102

6. 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第 13 普通科連隊	松本市高宮西 1- 1	0263-26-2766
自衛隊長野地方連絡部	長野市旭町 1108 長野第 2 合同庁舎	026-233-2108

7. 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
辰野郵便局	辰野町大字平出 1639	0266-41-0250 FAX 0266-41-0996
川島郵便局	辰野町大字横川 4863	0266-47-5342
小野郵便局	辰野町大字小野 1209- 5	0266-46-2049
辰野宮木郵便局	辰野町大字伊那富 4030	0266-41-0982
羽場郵便局	辰野町大字伊那富 8531- 1	0266-41-0983
赤羽簡易郵便局	辰野町大字赤羽 730- 3	0266-43-1500
辰野中部簡易郵便局	辰野町中央 252- 1	0266-41-3838
東日本旅客鉄道(株)長野支社	長野市栗田源田窪 992- 6	026-224-5306
辰野駅	辰野町大字辰野 1941	0266-41-0204
信濃川島駅	辰野町大字上島 1061- 3	
小野駅	辰野町大字小野 1289- 2	0266-46-2101
東海旅客鉄道(株)飯田支店	飯田市上飯田 5356	0265-22-7082
羽場駅	辰野町大字伊那富 6245- 2	
伊那新町駅	辰野町大字伊那富 4552- 3	
宮木駅	辰野町大字伊那富 2605	
東日本電信電話(株)長野支店	長野市新田町 1137- 5	026-225-2882
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ長野支店	長野市上千歳町 112- 1 N T T ドコモ長野ビル	026-291-7185
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町 1074	026-226-2073 FAX 026-223-4181
日本放送協会長野放送局松本支局	松本市深志 3-10- 3	0263-33-4700
日本通運(株)長野支店 (安全衛生課)	長野市北石堂町 1374- 1	026-227-4140
中部電力(株)諏訪営業所	下諏訪町西鷹野町 4559-43	0266-27-8282 FAX 0266-27-3429
中日本高速道路株式会社八王子支社 松本保全サービスセンター	松本市大字島立 1347	0263-47-7515

8. 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
伊那バス(株)	伊那市西町 5208	0265-72-5111
長野県トラック協会	長野市南長池 710-3	026-254-5151
信越放送(株)	長野市間御所町 1200	026-237-0500
(株)長野放送	長野市岡田町 131-7	026-227-3000
(株)テレビ信州	長野市若里 1-1-1	026-227-5511
長野エフエム放送(株)	松本市本庄 1-13-5	0263-33-4400
長野朝日放送(株)	長野市栗田 989-1	026-223-1000
長野県情報ネットワーク協会	長野市南長野北石堂 1177-3 J A ビル	026-236-2028
(社)長野県医師会	長野市若里 7-1-5	026-226-3191
(社)長野県歯科医師会	長野市岡田町 96	026-227-5711
(社)長野県薬剤師会	松本市旭 2-10-15	0263-34-5511
(社)長野県エルピーガス協会	長野市中御所 1-16-13 天馬ビル 4 F	026-229-8734
(社)長野県建設業協会	長野市南長野南石堂町 1230-6	026-228-7200

9. その他の公共団体

名 称	所 在 地	電話番号
辰野町消防団	辰野町中央 1	0266-41-1111
上伊那農業協同組合辰野支所	辰野町大字伊那富 2809-1	0266-41-1333
辰野町商工会	辰野町中央 34-1	0266-41-0258
L C V (株)辰野支局	辰野町中央 6	0266-41-4191
町立辰野病院	辰野町大字辰野 1445-5	0266-41-0238
両小野診療所	辰野町大字小野 1290-20	0266-46-2017
辰野町社会福祉協議会	辰野町大字伊那富 2681-1	0266-41-4500
辰野町湖北衛生センター	辰野町大字平出 2520	0266-41-2322
クリーンセンター八乙女	箕輪町大字中箕輪 3819	0265-79-8773

〔災害・危険箇所関係〕

○農業用ため池一覧

ため池 名称	所在地		所有者 (ため池 堤体数)	緒元			農業用ため池		防災 重点 農業 用た め池	特定農業用 ため池	
	町域名、 番地	管理者		堤高 (m)	堤頂 長(m)	総貯 水量 (千 m ³)	届出 の有無	届出 年月日		指定 の有無	指定 年月日
樋口	樋口	樋口区	不明	11.5	41	3.0	済	令和1年 12月16日	○	有	令和2年 6月1日
荒神山	赤羽荒神山	辰野町 産業振 興課	自然人	6.7	86	64.0	済	令和1年 12月16日	○	無	
赤羽	赤羽	赤羽区	不明	4.3	44	2.7	済	令和1年 12月16日	○	有	令和2年 6月1日
洞の田	赤羽	赤羽区	不明	3.5	18	0.5	済	令和1年 12月16日	○	有	令和2年 6月1日
上野	平出上野	平出区	辰野町	6.4	80	9.0	済	令和1年 12月16日	-	無	
北大出	伊那富	北大出 区	不明	2.5	32	0.5	済	令和1年 12月16日	-	無	
神戸	伊那富	新町区 (神戸 部落)	不明	5.2	138	2.0	済	令和1年 12月16日	○	有	令和2年 6月1日
楡沢第1	小野楡沢	小野区	自然人	6.5	65	6.0	済	令和1年 12月16日	-	無	
楡沢第2	小野楡沢	小野区	自然人	3.8	120	5.0	済	令和1年 12月16日	-	無	
細洞	小野細洞	小野区	自然人	11.0	68	36.0	済	令和1年 12月16日	○	有	令和2年 6月1日
春宮	小野	小野区	不明	2.3	34	0.3	済	令和1年 12月16日	-	無	
大ノ洞	小野	小野区	不明	6.0	63	4.0	済	令和1年 12月16日	○	有	令和2年 6月1日

○地すべり防止区域

令和3年4月現在

種別	名称	告示年月日	告示 NO
地すべり防止区域（土木）	滝の脇	H20. 2. 7	国土交通省告示第 112 号
地すべり防止区域（土木）	高市場	H20. 2. 7	国土交通省告示第 112 号
地すべり防止区域（林務）	山寺山	S49. 5. 10	国土交通省告示第 383 号

○急傾斜地崩壊危険区域一覧

区域名	告示年月日	告示 NO
宮所	H25. 2. 21	長野県告示第 67 号
小横川下	S60. 4. 4	長野県告示第 319 号
小横川下	H8. 3. 21	長野県告示第 243 号
小野中村（追加）	H21. 11. 5	長野県告示第 522 号
宮所	S54. 2. 13	長野県告示第 85 号
山口	S46. 3. 25	長野県告示第 151 号
小横川上	S63. 3. 28	長野県告示第 249 号
宮下	H2. 4. 26	長野県告示第 369 号
小野中村	H19. 1. 25	長野県告示第 34 号
鴻の田	H25. 7. 29	長野県告示第 418 号

○土砂災害警戒区域等内及び浸水想定区域内の要配慮者施設一覧

施設名	所在地	浸水想定区域 (m)	土砂災害 警戒区域等	避難確保 計画の有無
(1) 老人福祉施設				
辰野町老人福祉センター	辰野町大字伊那富 2681-1	0.5m未満	-	無
辰野町保健福祉センター 「ぬくもりの里」	辰野町大字伊那富 2681-1	0.5m未満	-	無
共生館あさひヶ丘	辰野町大字赤羽1 00-2	0.5m ～1.0m未満	-	無
グレイスフル辰野	辰野町大字伊那富 807	-	急傾斜地レッド+ イエローゾーン	有
第2グレイスフル辰野	辰野町大字樋口4 54-1	-	土石流 イエローゾーン	無
介護老人福祉施設「福寿 苑」	辰野町大字伊那富 9501-1	-	土石流 イエローゾーン	有
(2) 障害者支援施設				
辰野町地域活動支援セン ター	辰野町大字伊那富 2679-2	0.5m未満	-	有
辰野町生活支援センター	辰野町大字伊那富 7600	-	土石流 イエローゾーン	無
辰野町障がい者就労支援 センター	辰野町大字伊那富 2680-1	0.5m未満	-	有
平出ホーム	辰野町大字平出1 435-11	0.5m未満	-	無
ほっと上伊那グループホ ーム 北大出庄屋	辰野町大字伊那富 8007-1	-	土石流 イエローゾーン	無
(3) 児童福祉施設（児童自立支援施設除く）				
辰野町子育て支援センタ ー	辰野町中央606- 1	0.5～1.0m未満	-	有
辰野町東学童クラブ	辰野町大字平出2 141	0.5m未満	該当なし	無
(4) 小中学校				
辰野東小学校	辰野町大字平出2 141	0.5m未満	-	有
辰野南小学校	辰野町大字南平7 920	-	土石流 イエローゾーン	有
辰野中学校	辰野町大字平出1 888	0.5m未満、 0.5～1.0m未満	-	有
(つくば開成学園高等学 校 辰野本校)	辰野町大字伊那富 3305-94	-	土石流 イエローゾーン	有
(長野県立辰野高等学 校)	辰野町大字伊那富 3644-2	-	土石流 イエローゾーン	有
(5) その他これらに類する施設				
グループホーム「歩歩清 風」	辰野町大字伊那富 9342-2	-	土石流 イエローゾーン	有
デイサービスゆうちゃん 家・たつの	辰野町大字伊那富 2842-1	0.5m未満	-	有

施設名	所在地	浸水想定区域 (m)	土砂災害 警戒区域等	避難確保 計画の有無
(6) 盲学校、聾学校、養護学校、保育園、幼稚園				
羽北保育園	辰野町大字伊那富 8 2 3 0	-	土石流 イエローゾーン	有
新町保育園	辰野町大字伊那富 4 9 1 5	-	土石流 イエローゾーン	有
小野保育園	辰野町大字小野 1 9 4 6	-	土石流 イエローゾーン	有
中央保育園	辰野町中央 1 0 6	-	土石流 イエローゾーン	有
平出保育園	辰野町大字平出 2 7 8 4	0.5m未満	急傾斜レッド+イ エローゾーン	有
(7) 病院、診療所、助産所				
古村医院	辰野町大字辰野 1 7 8 8	1~2m未満	-	無
天竜堂医院	辰野町大字平出 1 6 2 0	0.5m未満	-	無
むらおか内科クリニック	辰野町中央 1 0 3	-	土石流 イエローゾーン	無

○砂防法指定区域

番号	地域もしくは地区名称	指定年月日	所在地	面積	備考
1	小横沢	昭 22. 11. 21	字大持沢	23. 23ha	内務省告示第 350 号
2	横川川	昭 22. 11. 21	字大洞谷	45. 36	〃 第 350 号
3	桑沢川	昭 27. 10. 18	大字伊那富	0. 38	建設省告示第 1292 号
4	楡沢	昭 27. 10. 18	字サンゲナシ	0. 10	〃 第 1292 号
5	大沢川	昭 39. 7. 28	大字小野	2. 31	〃 第 1873 号
6	草堀川	昭 39. 7. 28	大字伊那富	0. 31	〃 第 1873 号
7	川鳥川	昭 47. 4. 20	大字小野	1. 33	〃 第 819 号
8	唐沢川	昭 26. 10. 17	大字小野		〃 第 936 号
9	沢底川右支流	平 19. 3. 8	大字赤羽	0. 23	国土交通省告示第 285 号
10	下雨沢	平 20. 2. 7	大字小野	0. 46	〃 第 120 号
11	穴山川	平 22. 1. 29	大字沢底	11. 44	〃 第 230 号
12	飲み川	平 19. 3. 1	大字小野	0. 56	〃 第 307 号

○土砂災害警戒区域・特別警戒区域
令和3年3月現在

1. 急傾斜地の崩壊

区域名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
うばふところ	○	○
うばふところ向平	○	○
チドリコ1	○	○
チドリコ2	○	○
にれ沢1	○	○
にれ沢2	○	○
よこやま	○	○
ヨセラ	○	○
井出の清水	○	○
一ノ瀬1	○	○
一ノ瀬2	○	○
一ノ瀬3	○	○
一ノ瀬4	○	○
一ノ瀬5	○	○
一ノ瀬6	○	○
一ノ瀬7	○	○
一ノ瀬8	○	○
一ノ瀬9	○	○
一ノ瀬10	○	○
雨沢1	○	○
雨沢2	○	○
雨沢3	○	○
雨沢4	○	○
雨沢5	○	○
雨沢6	○	○
雨沢7	○	○
雨沢8	○	○
雨沢9	○	○
雨沢10	○	○
雨沢11	○	○
雨沢12	○	○
雨沢13	○	○
越道1	○	○
越道2	○	○
越道3	○	○
越道4	○	○
越道5	○	○
押野1	○	○
横ブケ	○	○
横手	○	○
横手下	○	○
横手上	○	○
下雨沢	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
下越道1	○	○
下越道2	○	○
下村1	○	○
下村2	○	○
下村4	○	○
下辰野1	○	○
下辰野2	○	○
下辰野3	○	○
下町(林の下)	○	○
下飯沼沢1	○	○
下飯沼沢2	○	○
下飯沼沢3	○	○
下飯沼沢4	○	○
夏明	○	○
河子沢1	○	○
笠根	○	○
茅付沢	○	○
宮所	○	○
駒奇1	○	○
駒奇2	○	○
欠の下	○	○
硯沢	○	○
元町(辰高下)	○	○
源上1	○	○
源上2	○	○
源上3	○	○
源上4	○	○
源上5	○	○
源上6	○	○
源上7	○	○
源上9	○	○
狐窪	○	○
五軒家川	○	○
五軒家川2	○	○
後阿原	○	○
向袋	○	○
高德寺	○	○
今村1	○	○
今村2	○	○
今村3	○	○
今村4	○	○
今村5	○	○
桜洞1	○	○
桜洞2	○	○
山の神1	○	○
山の神2	○	○
山の尾下	○	○
山口1	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
山口 2	○	○
山口 3	○	○
山口 4	○	○
山際	○	○
寺山窪	○	○
自動車学校上	○	○
自郎沢	○	○
手綱切場	○	○
春宮 1	○	○
春宮 2	○	○
小横川 1	○	○
小横川 2	○	○
小横川 3	○	○
小横川 4	○	○
小横川 5	○	○
小横川 6	○	○
小横川 7	○	○
小横川 8	○	○
小横川 1 0	○	○
小横川 1 3	○	○
小横川 1 4	○	○
小横川 1 5	○	○
小横川 1 6	○	○
小見山	○	○
小寺坂下	○	○
小沢	○	○
小野下町 1	○	○
小野下町 3	○	○
小野下町 4	○	○
小野上町	○	○
小野上町 2	○	○
松ヶ丘南下	○	○
松窪 1	○	○
松窪 2	○	○
上の原	○	○
上辰野 1	○	○
上辰野 2	○	○
上辰野 3	○	○
上辰野 4	○	○
上辰野 5	○	○
上辰野 6	○	○
上辰野 7	○	○
上辰野 1 0	○	○
上辰野 1 1	○	○
上辰野 1 2	○	○
上辰野 1 3	○	○
上辰野 1 4	○	○
上辰野 1 5	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
上島 1	○	○
上島 2	○	○
上島 3	○	○
上島 4	○	○
新町諏訪神社	○	○
神戸田	○	○
神主谷 1	○	○
神主谷 2	○	○
神主谷古村山	○	○
神道洞	○	○
川向	○	○
川上 1	○	○
川上 2	○	○
川上 3	○	○
川上 4	○	○
川上 5	○	○
川上 6	○	○
草堀川	○	○
大たこうど	○	○
大久保	○	○
大石平	○	○
大土手 1	○	○
大土手 2	○	○
大洞	○	○
大日尻	○	○
大平川	○	○
沢底 1	○	○
棚林	○	○
地藏堂	○	○
竹の花土手	○	○
竹林	○	○
中井	○	○
中外垣上	○	○
中山 1	○	○
中山 2	○	○
中山 3	○	○
中山 4	○	○
中村 1	○	○
中村 2	○	○
中村 3	○	○
中尾	○	○
鳥居沢川	○	○
追の瀬	○	○
天神様	○	○
天神様 (鴻の田)	○	○
渡戸 1	○	○
渡戸 2	○	○
渡戸 3	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
渡戸 4	○	○
唐木沢 1	○	○
唐木沢 2	○	○
唐木沢 3	○	○
東浦	○	
東山	○	○
藤沢 1	○	○
藤沢 2	○	○
堂づる根下	○	○
堂山	○	○
堂沢	○	○
南原 1	○	
南原 2	○	
南原 3	○	○
南沢	○	○
南湯舟 1	○	○
南湯舟 2	○	○
二洞	○	○
二洞庵上	○	○
日陰	○	○
日向林	○	○
日射場	○	○
入村湯戸	○	○
馬乗石 1	○	○
馬乗石 2	○	○
八島神社土手	○	○
飯沼沢 1	○	○
飯沼沢 2	○	○
飯沼沢 4	○	○
富士塚	○	○
富士塚泉水	○	○
仏明	○	○
平出山 1	○	○
平出山 2	○	○
豊南短大	○	
北ノ沢 1	○	○
北ノ沢 2	○	○
北ノ沢 4	○	
北ノ沢 5	○	○
北ノ沢 6	○	
北ノ沢 7	○	○
北ノ沢 8	○	○
北の入	○	○
北マチ	○	
北沢団地	○	
北湯舟 1	○	○
北湯舟 2	○	
北湯舟 3	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
妙見様	○	○
門前 1	○	○
門前 3	○	○
門前 4	○	○
門前 5	○	○
矢口	○	○
矢沢 1	○	○
矢沢 2	○	○
裏山 1	○	○
裏山 2	○	○
裏山 3	○	
林久保	○	○
楡沢川	○	○
螢遊館	○	
螢遊館下	○	○
螢遊館上	○	○
鶉井 1	○	○
鶉井 2	○	○
合計	253 か所	234 か所

2. 地すべり

区域名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
赤羽 A	○	
赤羽 B	○	
赤羽 C	○	
赤羽 D	○	
合計	4 か所	0 か所

3. 土石流

区域名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
カマス沢 1	○	○
カマス沢 2	○	○
キツネ塚	○	○
しもいり沢	○	○
しんざ久保	○	○
センナ沢	○	○
たけの沢川	○	○
にれ沢 1	○	○
にれ沢 2-1	○	
にれ沢 3-1	○	○
にれ沢 3-2	○	○
にれ沢 3-3	○	○
にれ沢 4	○	○
はが山	○	
フモロ沢	○	○
ホソダ	○	○
ヨイチクボ	○	○
よきとぎ沢	○	○
よそくぼ	○	○
わご	○	○
わでの沢川	○	○
伊良沢川	○	○
越道	○	○
河子沢	○	○
観音沢	○	○
観音堂	○	○
久保	○	○
久保田川	○	
駒沢川 1	○	○
駒沢川 2-1	○	○
駒沢川 2-2	○	
駒沢川 3-1	○	○
駒沢川 3-4	○	○
栗ノ木平	○	○
栗平沢	○	○
穴倉沢	○	○
五軒家川	○	○
後沢	○	○
御堂久保	○	○
向林	○	
江ノ洞	○	○
細久保	○	
桜洞	○	○
山の上	○	○
山口前山	○	○
寺林	○	○
治郎沢	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
七蔵寺 1	○	○
手引沢	○	○
手斧久保	○	○
舟が入	○	○
宿の沢 1	○	○
出の沢川	○	○
出の洞	○	○
除の沢	○	○
小寺坂	○	○
小沢	○	○
小沢川	○	○
松木洞	○	○
松葉沢 1	○	○
松葉沢 2	○	○
菖蒲沢	○	
上の原	○	○
上の山	○	○
新町工業団地 鳥居沢川	○	○
深沢	○	○
神道洞	○	○
須具利沢	○	○
水出	○	○
水無	○	○
水無沢	○	
赤坂川	○	○
川伍朗沢	○	○
川鳥川	○	
太田川	○	○
大シバ	○	○
大雨坪	○	○
大久保	○	○
大曲尾	○	○
大栗沢	○	○
大七郎沢	○	○
大西洞	○	○
大前明	○	○
大沢	○	○
大沢 (沢底)	○	
大沢川	○	
大鏝沢	○	○
大洞	○	○
大洞 2	○	○
大洞 3	○	○
大洞沢	○	○
大洞沢川	○	○
大平川	○	○
滝ノ洞 1	○	○

区域名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
滝ノ洞 2	○	
沢入	○	
樽沢	○	○
中ノ沢川	○	○
中ノ沢川 2	○	○
中井洞	○	○
中曲尾	○	○
中山 1	○	○
中山 2	○	
中入	○	○
樗沢川	○	○
長洞	○	○
鳥の子川 1	○	○
鳥の子川 2	○	○
梅の沢	○	○
唐木沢川	○	○
東山 1	○	○
東山 2	○	
藤沢川	○	
堂場沢	○	○
堂平	○	○
鍋倉沢川	○	○
鍋倉沢川 2	○	○
南沢	○	○
南栃久保	○	○
二洞 1	○	○
二洞 2	○	○
日陰沢	○	○
樋の沢川	○	○
稗田洞	○	○
姫御前	○	○
百瀬	○	○
仏明	○	○
北ノ沢	○	○
北の沢	○	○
北ノ沢 2	○	○
北ノ入	○	○
北栃久保	○	○
牧原	○	○
本大沢	○	○
矢口	○	○
矢沢川	○	○
梨ノ木沢	○	
梨洞	○	○
吠沢川	○	○
楡沢	○	○
秣沢 1	○	○
秣沢 2	○	

区域名	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別 警戒区域
萱の沢川	○	○
合計	143 か所	125 か所

○災害伝承碑

名称	赤羽災害伝承碑
所在地	長野県上伊那郡辰野町大字赤羽
緯度・経度	北緯 35 度 58 分 21.1 秒 東経 138 度 0 分 22.4 秒
伝承形式	石碑・石塔・石仏
種類/ 要因	斜面崩落・がけ崩れ/集中豪雨
災害発生	2006 年（平成 18 年）7 月 19 日
建立時期	2011 年（平成 23 年）9 月
指定等	なし
周辺地形	山地
言い伝え・伝承	2006 年(平成 18 年)7 月中旬に梅雨前線豪雨で、辰野町でも 3 日間に 400mm を超す記録的な大雨となりました。被害も大きく災害復興費は 11 億円になりました。この災害を伝承するために土砂崩落発生箇所には碑が建てられました。



長野県「災害伝承カード」より引用

〔救護施設・医療・給水等関係〕

○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

1. 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、地震や洪水など異常な現象の種類ごとに、一時的に避難する場所です。

令和6年3月現在

番号	地区	施設・場所名	所在地	電話	災害種別ごと適否			想定 収容 人数
					地震	洪水	土砂 災害	
1	小野	両小野小学校	辰野町大字小野旭1160	0266-46-2024	○	○	○	280
2	川島	川島小学校	辰野町大字川島一ノ瀬 3369	0266-47-5005	○	○	○	190
3	宮木	長野県立辰野高等学校	辰野町大字宮木桜ヶ丘 3644-2	0266-41-0770	○	○		700
4	宮木	辰野西小学校	辰野町大字宮木東町2812	0266-41-0383	○	○	○	150
5	北大出	辰野南小学校	辰野町大字北大出7920	0266-41-0169	○	○		190
6	北大出	富士山グラウンド	辰野町大字北大出9573-2		○	○		3,400
7	宮木	辰野公園	辰野町大字宮木4047		○	○		220
8	赤羽・ 樋口	荒神山公園（荒神山球 場・陸上競技場含む）	辰野町大字赤羽・樋口	0266-43-1000	○	○	○	9,000
9	平出	辰野中学校	辰野町大字平出旭町1888	0266-41-0181	○		○	640
10	平出	辰野東小学校	辰野町大字平出下町2141	0266-41-0066	○		○	360
11	下辰野	辰野球場	辰野町大字下辰野1425-2		○	○	○	3900
12	小野	北部グラウンド	辰野町大字小野599		○	○	○	1900
13	赤羽	信州豊南短期大学	辰野町大字平出中山72	0266-41-4411	○	○	○	30
14	上平出	ほたる童謡公園（平出 側）	辰野町大字上平出1006-1		○	○	○	1,300
15	宮木	福祉避難所老人福祉セ ンター	辰野町大字宮木2681-1	0266-41-4500	○	○	○	80
16	宮木	福祉避難所辰野町保 健福祉センター	辰野町大字宮木2681-1		○	○	○	200

2. 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する場所です。

令和6年3月現在

番号	地区	指定避難所	電話	収容 可能 人数	災害種別ごと適否		
					地震	洪水	土砂 災害
1	唐木沢	唐木沢介護予防センター		50	○	○	
2	上島	上島いきいき交流センター		50	○	○	○
3		がおん伝承館		120	○	○	○
4	今村	今村介護予防センター		100	○	○	○
5	小横川	小横川介護予防センター		58	○		
6	宮所	宮所コミュニティセンター	0266-43-0098	105	○	○	○
7	北湯舟	北湯舟公民館		40	○	○	
8	中央	宮木中央介護予防センター		30	○	○	○
9	高畑	中央高畑いきいき交流センター		30	○	○	○
10	南湯舟・湯舟県住	南湯舟介護予防センター		40	○	○	
11	仲町・東町1	中央保育園	0266-41-4091	500	○	○	○
12	宮木元町・横町	宮木第二介護予防センター	0266-41-2573	50	○	○	
13		宮木公民館	0266-41-2573	72	○	○	
14	宮木桜ヶ丘	辰野町桜ヶ丘いきいき交流センター		50	○	○	
15	宮木下町・仲町	宮木南公民館		70	○	○	
16	東町1. 2. 3	宮木東町介護予防センター		70	○	○	○
17	宮木	辰野町役場	0266-41-1111	100	○	○	○
18		辰野町民会館		500	○	○	○
19	宮木区	町社会体育館		400	○	○	○
20	城前・南町	城南公民館		60	○	○	○
21	泉水・富士塚	泉水介護予防センター		50	○	○	○
22	新町・泉水	新町保育園	0266-41-4095	400	○	○	
23	新町	新町コミュニティセンター	0266-41-5529	152	○	○	○
24	神戸	神戸介護予防センター		40	○	○	○
25	向袋	向袋集会所		15		○	
26	羽北地区	羽北社会体育館		400	○	○	
27	鞍掛	大日堂		30		○	
28	多屋	多屋公民館		29		○	○

番号	地区	指定避難所	電話	収容 可能 人数	災害種別ごと適否		
					地震	洪水	土砂 災害
29	宮下	宮下公民館		51		○	○
30	北大出	北大出ふれあいセンター		200	○	○	
31	上垣外	上垣外公民館		30		○	
32	三ツ谷新田	新田公民館		30		○	
33	三ツ谷	三ツ谷公民館		59	○	○	
34	北大出原	羽北保育園	0266-41-4092	440	○	○	
35	原	原公民館		30	○	○	
36	羽場	羽場介護予防センター	0266-41-0727	112	○	○	○
37	上辰野	中央コミュニティセンター	0266-41-3582	141	○	○	○
38	桜町	桜町介護予防センター		50	○	○	○
39	下辰野・本町 1.2.3丁目・大橋 通・柳町1.2・西 町・胡桃淵・桜 町・新屋敷・大庭 小路・寺小路	下辰野介護予防センター	0266-41-0412	1150		○	○
40	本町4丁目	下辰野南部公民館		100			○
41	日の出町	日の出町文化会館		100			○
42	鴻の田	鴻の田公民館		39	○	○	
43	上野	上野公民館		73	○	○	○
44	上平出	上平出コミュニティセンター	0266-41-4657	53	○	○	
45	沢底入村	沢底福寿荘		30	○	○	
46	沢底	沢底公民館	0266-41-5534	98		○	
47	沢底山寺	山寺集会所		25		○	
48	平出上町	平出保育園	0266-41-4096	150	○		○
49	平出上町外	平出介護予防センター	0266-41-0416	172	○	○	○
50	平出上町	平出上町いきいき交流センター		30	○		○
51	平出旭町	平出旭町介護予防センター		75	○		○
52	赤羽	赤羽介護予防センター		50	○	○	○
53	赤羽区	赤羽コミュニティセンター	0266-41-2303	197	○	○	○
54	樋口区・赤羽区	東部保育園	0266-41-4098	257	○	○	○
55	樋口・山際	東樋口いきいき館		78	○	○	○

番号	地区	指定避難所	電話	収容 可能 人数	災害種別ごと適否		
					地震	洪水	土砂 災害
56	樋口区	樋口コミュニティセンター	0266-41-5529	285	○	○	○
57	万五郎	万五郎介護予防センター		40	○	○	○
58	下田	下田いきいき交流センター		40	○	○	○
59	赤羽・樋口	荒神山公園多目的屋内運動場		500	○	○	○
60	赤羽・樋口	町民体育館	0266-41-1099	700	○	○	○
61	山口	山口公民館		40		○	
62	中村	中村公民館		109		○	
63	飯沼	飯沼コミュニティセンター		149	○	○	
64	下村	下村コミュニティセンター		30	○	○	
65	藤沢	藤沢コミュニティセンター		58	○	○	
66	押野	押野コミュニティセンター		51	○	○	
67	春宮	小野保育園	0266-46-2132	448		○	
68		春宮公民館		51		○	
69	旭	旭公民館	0266-46-3700	161		○	○
70	旭・小野上町	介護予防センター「たのめの里」	0266-46-3588	70	○	○	○
71	小野上町	上町公民館		39		○	○
72	小野旭・上町	小野第二介護予防センター	0266-46-3707	452		○	○
73	休戸	休戸公民館		141		○	○
74	雨沢	雨沢介護予防センター		209		○	○
75	新田	新田公民館		50		○	
76	下雨沢	下雨沢公民館		59			○
77	源上	源上公民館		51			
78	川上	川上生活改善センター		39	○	○	○
79	門前	門前生活改善センター		93	○	○	○
80	一ノ瀬	一ノ瀬介護予防センター	0266-47-5057	74	○	○	
81		川島介護予防センター		50	○	○	○
82	飯沼沢	下横川営農総合センター		100	○	○	○
83	下飯沼沢	下飯沼沢介護予防センター	0266-47-5220	63	○	○	○
84	渡戸	渡戸介護予防センター	0266-47-5710	83		○	

※広域避難所：13番「宮木公民館」、56番「樋口コミュニティセンター」

3. 福祉避難所

令和6年3月現在

番号	施設・場所名	所在地	施設種別
1	辰野町老人福祉センター	辰野町大字伊那富2681-1	高齢者施設
2	(福) 上伊那福祉協会 特別養護老人ホーム かたくりの里	辰野町大字上島1766	高齢者施設
3	(福) サン・ビジョン グレイスフル辰野	辰野町大字伊那富807番地	高齢者施設
4	(福) サン・ビジョン 第2グレイスフル辰野	辰野町大字樋口454番地1	高齢者施設
5	辰野町保健福祉センター	辰野町大字伊那富2681-1	その他

○災害拠点病院等一覧

1. 基幹災害医療センター

病院名	病床数	所在地	電話番号
長野赤十字病院	700	長野市若里 5-22-1	026-226-4131

2. 地域災害医療センター

病院名	病床数	所在地	電話番号
伊那中央病院	394	伊那市小四郎久保 1313-1	0265-72-3121

3. 救急告示医療機関

病院名	病床数		所在地	電話番号等	告示年月日
	一般	療養			
町立辰野病院	100	0	辰野町大字辰野 1445-5	0266-41-0238 FAX 0266-41-5320	平 23. 2. 3

○町内医療機関一覧

名称	診療科目	所在地	病床数	電話番号等
むらおか内科 クリニック	内科、胃腸科、外科、 産婦人科	辰野町中央 103		0266-41-0143
※町立辰野病院	内科、外科、産婦人科、 眼科、耳鼻咽喉科、 小児科、整形外科、皮膚科	辰野町大字辰野 1445-5	一般 100 床	0266-41-0238
両小野診療所	内科、整形外科、 神経内科、泌尿器科、 消化器内科	辰野町大字小野 1290-20		0266-46-2017
古村医院	内科、消化器科、循環器科	辰野町大字辰野 1788		0266-41-0013
天竜堂医院	内科、小児科	辰野町大字平出 1620		0266-41-0121
新田内科クリニ ック	内科、小児科、循環器科	辰野町大字伊那 富 3082		0266-41-5611

※印は救急告示医療機関

○町内薬局一覧

名称	所在地	電話番号	F A X
伊藤薬局	辰野町大字辰野 1805	0266-41-0053	0266-41-2353
清水薬局	〃 1615	0266-41-0216	0266-41-0345
ウチダ薬局	辰野町大字伊那富 4736-2	0266-41-3533	0266-41-0453
たつのひまわり薬局	辰野町大字平出 1890-1	0266-41-4814	0266-41-5715
マツモトキヨシ辰野店	辰野町大字伊那富 2587-1	0266-44-1665	0266-44-1663
日本調剤辰野薬局	辰野町大字辰野 1466-1	0266-43-3800	0266-43-3003
よつば薬局	辰野町大字平出 2182-1	0266-78-6090	0266-78-6091
ほたる薬局辰野店	辰野町中央 105-2	0266-78-6632	0266-78-6612
辰野調剤センター薬局病院前	辰野町大字辰野 1463-1	0266-44-3611	0266-78-3612
アイン両小野薬局	辰野町大字小野 1290-30	0266-78-8501	0266-78-8502

〔通信施設等関係〕

○町移動無線系子局及び同報無線系子局設置状況

《車載型局》

番号	車両	設置場所	呼出名称
1	指揮広報車	消防団本部	たつの 520
2	消防第1分団車両	辰野町小野	〃 531
3	〃 2 〃	〃 川島	〃 532
4	〃 3 〃	〃 宮所	〃 533
5	〃 4 〃	〃 宮木	〃 534
6	〃 5 〃	〃 北大出	〃 535
7	〃 6 〃	〃 赤羽	〃 536
8	〃 7 〃	〃 平出	〃 537
9	〃 8 〃	〃 下辰野	〃 538
10	消防常備部	辰野町役場	〃 539

番号	呼出名称	設置場所	車種
1	たつの 450	総務課	クリッパー (松本 480 う 9047)
2	〃 451	建設水道課	カルディナ (松本 500 さ 1255)
3	〃 452	総務課	マイティ (松本 480 か 6483)
4	〃 453	〃	ハイゼット (松本 480 け 3073)
5	〃 454	産業振興課	ビーゴ (松本 501 せ 7071)
6	〃 455	〃	アクティ (松本 41 こ 547)
7	〃 456	〃	フォレスター (松本 300 す 6677)
8	〃 457	建設水道課	カルディナ (松本 800 さ 2825)
9	〃 458	〃	エスクード (松本 300 ふ 2082)
10	〃 459	〃	ミライース (松本 580 ほ 3586)
11	〃 460	〃	キャリイ (松本 480 こ 1966)
12	〃 461	〃	シエラ (松本 500 も 3085)
13	〃 462	〃	いすゞエルフ (松本 11 な 5475)
14	〃 463	建設水道課	ダイナ (松本 800 さ 3519)
15	〃 464	〃	カルディナ (松本 45 す 7170)
16	〃 465	〃	アクティ (松本 480 い 9302)
17	〃 466	〃	ヒノデュトロ (松本 100 さ 3722)

《携帯型局》

番号	携帯型移動局	設置場所	呼出名称		
1	消防団本部	団長	たつの 530	主任	たつの 428
		副団長	たつの 540	ラッパ長	たつの 500
		本部長	たつの 427	副ラッパ長	たつの 510
2	消防第1分団車両	辰野町小野	たつの 501	たつの 511	たつの 521
3	〃 2 〃	〃 川島	〃 502	〃 512	〃 522
4	〃 3 〃	〃 宮所	〃 503	〃 513	〃 523
5	〃 4 〃	〃 宮木	〃 504	〃 514	〃 524
6	〃 5 〃	〃 北大出	〃 505	〃 515	〃 525
7	〃 6 〃	〃 赤羽	〃 506	〃 516	〃 526
8	〃 7 〃	〃 平出	〃 507	〃 517	〃 527
9	〃 8 〃	〃 下辰野	〃 508	〃 518	〃 528
10	消防常備部	辰野町役場	〃 509	〃 519	〃 529

番号	呼出名称	設置場所	番号	呼出名称	設置場所
1	たつの 400	総務課	12	たつの 411	総務課
2	〃 401	〃	13	〃 412	〃
3	〃 402	〃	14	〃 413	〃
4	〃 403	〃	15	〃 414	〃
5	〃 404	〃	16	〃 415	産業振興課
6	〃 405	〃	17	〃 416	〃
7	〃 406	〃	18	〃 417	〃
8	〃 407	〃	19	〃 418	〃
9	〃 408	〃	20	〃 419	〃
10	〃 409	〃	21	〃 420～424	建設水道課
11	〃 410	〃	22	〃 425・426	総務課

《同報無線系子局》

番号	呼出名称	履行場所	番号	呼出名称	履行場所
1	かみまち	アトム遊園地	29	しんまち	新町コミュニティセンター
2	はるみや	春宮公民館	30	ごうど	神戸介護予防センター
3	やすど	休戸公民館	31	はば	旧羽場公民館
4	おしの	押野コミュニティセンター	32	きたおおいで	旧北大出中央公民館
5	ふじさわ	旧藤沢公民館	33	みつや	北大出三ツ谷公民館
6	やまぐち	山口公民館	34	はら	原公民館
7	なかむら	中村公民館	35	まんごろう	万五郎介護予防センター
8	しもむら	下村コミュニティセンター	36	しもだ	下田いきいき交流センター
9	しもまち	明倫館	37	ひがしひぐち	旧東樋口公民館
10	あめざわ	雨沢介護予防センター	38	こうじんやま	荒神山スポーツ公園
11	しもあめざわ	下雨沢公民館	39	あかはね	赤羽コミュニティセンター
12	みなかみ	源上公民館	40	うえのはら	赤羽介護予防センター
13	かわかみ	旧川上第二公民館	41	やまでら	沢底山寺入り口
14	もんぜん	門前公民館	42	ひなた	日向屯所前
15	いちのせ	一ノ瀬介護予防センター	43	こうのた	鴻ノ田公民館前
16	いいぬまざわ	旧飯沼沢公民館	44	うえの	旧上野荘
17	しもいいぬまざわ	下飯沼沢運動公園	45	かみひらいで	上平出
18	わたど	渡戸介護予防センター	46	ひらいで	平出コミュニティセンター
19	かみじま	旧上島公民館	47	あさひちょう	旭町介護予防センター
20	からきざわ	唐木沢介護予防センター	48	おおいしだいら	大石平集会所
21	いまむら	今村介護予防センター	49	しもたつの	下辰野介護予防センター
22	みやどころ	宮所児童公園	50	くるみぶち	辰野駅第二駐車場
23	こよこかわ-1	小横川介護予防センター	51	まるやま	丸山団地
24	こよこかわ-2	小横川バス停上	52	はばざき	羽場崎児童公園
25	ゆぶね	湯舟遊園地	54	やくば	辰野町役場
26	たつのこうえん	辰野公園	62	みなみだいら	南小学校西
27	みやきにし	宮木西公民館	63	おおはら	J Aガソリンスタンド北
28	ろうじんセンター	老人福祉センター	64	みなみまち	宮木城南公民館

○災害時優先電話設置状況

番号	設置場所	電話番号
1	辰野消防署	0266-41-0119
2	辰野南小学校	0266-41-0169
3	辰野中学校	0266-41-0182
4	辰野西小学校	0266-41-0383
5	辰野町役場住民税務課（第一診療所）	0266-41-0471
6	町立辰野病院	0266-43-2620
7	町立辰野病院	0266-41-5618
8	辰野町役場教育委員会（パークセンターふれあい）	0266-41-1099
9	辰野町役場	0266-41-1115
10	辰野町役場	0266-41-1116
11	辰野町役場	0266-41-1117
12	辰野町役場	0266-41-1118
13	辰野町町民会館	0266-41-1681
14	たつのパークホテル	0266-41-2002
15	災害対策本部（辰野消防署 2F）	0266-41-0191
16	辰野町役場総務課（FAX）	0266-41-3976
17	辰野町役場まちづくり政策課（広報センター）	0266-41-0579
18	中央保育園	0266-41-4091
19	羽北保育園	0266-41-4092
20	辰野町役場教育委員会（中央保育園）	0266-41-4093
21	辰野町役場教育委員会（旧新町保育園）	0266-41-4094
22	辰野町役場教育委員会（新町保育園）	0266-41-4095
23	辰野町役場教育委員会（平出保育園）	0266-41-4096
24	辰野町役場教育委員会（東部保育園）	0266-41-4098
25	辰野東小学校	0266-41-4612
26	辰野消防署（FAX）	0266-41-4659
27	辰野町社会福祉協議会ボランティアセンター	0266-41-5558
28	辰野町役場教育委員会（パークセンターふれあい）	0266-43-1000
29	辰野町役場教育委員会（小野保育園）	0266-46-2132
30	川島小学校	0266-47-5005
31	両小野小学校	0266-46-2024

〔消防・水防等関係〕

○辰野町消防団現有機械一覧

(令和4年4月1日)

種 別 配 属 先	消防ポンプ自動車 (台)	小型動力ポンプ付 積載車 (台)	可搬動力ポンプ (台)
常備部	1	1	1
第1分団	1	2	10
第2分団	1	2	6
第3分団	1	2	3
第4分団	1	1	4
第5分団	1	2	3
第6分団	0	3	9
第7分団	1	2	3
第8分団	1	2	4
計	9	15	41

○町内雨量観測所一覧

所属	観測所名	水系名	河川名	位置	備考
県	横川ダム	天竜川	横川川	辰野町大字横川 50 番地	テレメーター
県	源上	〃	〃	〃 黒沢	〃
県	大城	〃	〃	〃 大字辰野 377	
気象台	辰野	〃	〃	〃 中央	有線ロボット気象計
町	辰野	〃	〃	〃 辰野消防署	自記
町	辰野南部	天竜川	天竜川	〃 南平 7920	有線ロボット気象計
町	辰野北部	天竜川	横川川	〃 大字横川 3369	〃

○町内水位観測所一覧

所属	観測所名	河川名	位置	備考
伊那建設事務所	下横川	横川川	辰野町川島門前	水位テレメーター
伊那建設事務所	宮所	横川川	辰野町中央	〃
国土交通省天竜川上流河川事務所	伊那富	天竜川	辰野町大字樋口	〃

○水防警報対象の水位観測所

1. 洪水予報河川 (1) 国が指定する河川

河川名	区域	水位又は流量の予報に関する基準地点	対象 水防管理団体	担当官署名
天竜川 (上流)	辰野町大字平出字平田 1697-2 地先 (昭和橋)から 飯田市龍江 7122-1 番地 先 (姑射橋)まで	伊那富、 沢渡、 市田、 天竜峡	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、 箕輪町、飯島町、南箕輪村、 中川村、宮田村、飯田市、 松川町、高森町、喬木村、 豊丘村	天竜川上流河川 事務所、 長野地方気象台

2. 水位周知河川 (1) 国が指定する河川

河川名	区域		対象水位観測所				関係水防 管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)		
天竜川	岡谷市・ 上伊那郡 境界	辰野町 大字平出 (昭和橋)	伊那富	辰野町 大字樋口	2.60	3.10	辰野町	伊那建設 事務所長

3. 国が指定する水防警報河川

(1) 水防警報を行う河川名及びその区間

河川名	区域	水防警報発表責任者
天竜川	左岸 辰野町大字平出字平田 右岸 辰野町大字平出字平田 (昭和橋) から 左岸 飯田市大字竜江 7, 122 番の 14 地先 右岸 飯田市大字川路 4, 925 番の 5 地先 (姑射橋) まで	天竜川上流河川事務所長

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	位置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	対象水防 管理団体	関係建設 事務所
天竜川	伊那富	辰野町 大字樋口	1.00	1.50	3.10	3.12	辰野町、 箕輪町	伊那 飯田

4. 県が指定する水防警報河川

(1) 水防警報を行う河川名及びその区間、対象となる水位観測所

河川名	区域		対象水位観測所				関係水防 管理団体	水位情報 通知者
	自	至	名称	位置	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)		
天竜川	岡谷市 上伊那郡 境界	辰野町 大字平出 (町道橋)	伊那富	辰野町 大字樋口	1.00	1.50	辰野町	伊那建設 事務所長

○重要水防区域一覧

No.	番号	河川名	管理者名	種別	左右岸別	重要度	延長	箇所	場所（目標）	予想される状況	水防対策工法	適用
1	12	天竜川	国	一級	右	重点	970	1	宮木	堤防高	積土のう	
2	41	天竜川	国	一級	左	A	820	1	樋口	堤防高	積土のう	
3	42	天竜川	国	一級	左	A	310	1	樋口	堤防高	積土のう	
4	43	天竜川	国	一級	左	A	410	1	樋口	堤防高	積土のう	
5	44	天竜川	国	一級	左	A	830	1	樋口	堤防高	積土のう	
6	89	天竜川	国	一級	右	A	580	1	神戸	堤防高	積土のう	
7	90	天竜川	国	一級	右	A	320	1	神戸	水衝洗掘	蛇籠布せ	
8	91	天竜川	国	一級	右	A	970	1	宮木	堤防高	積土のう	
9	92	天竜川	国	一級	右	A	300	1	宮木	堤防高	積土のう	
10	93	天竜川	国	一級	右	A	60	1	宮木	堤防高	積土のう	
11	93	天竜川	国	一級	右	B	150	1	樋口	水衝洗掘	蛇籠布せ	
12	94	天竜川	国	一級	左	B	1,250	1	樋口	堤防高	積土のう	
13	95	天竜川	国	一級	左	B	820	1	樋口	堤防断面		
14	96	天竜川	国	一級	左	B	310	1	樋口	堤防断面		
15	97	天竜川	国	一級	左	B	410	1	赤羽	堤防断面		
16	98	天竜川	国	一級	左	B	830	1	平出	堤防断面		
17	158	天竜川	国	一級	右	B	1,390	1	羽場下	堤防高	積土のう	
18	159	天竜川	国	一級	右	B	470	1	羽場下	堤防高	積土のう	
19	160	天竜川	国	一級	右	B	210	1	羽場下	堤防高	積土のう	
20	161	天竜川	国	一級	右	B	580	1	神戸	堤防断面		
21	162	天竜川	国	一級	右	B	480	1	新町	堤防高	積土のう	
22	163	天竜川	国	一級	右	B	90	1	新町	堤防断面		
23	164	天竜川	国	一級	右	B	220	1	新町	堤防断面		
24	165	天竜川	国	一級	右	B	810	1	宮木	堤防断面		
25	166	天竜川	国	一級	右	B	200	1	宮木	堤防高	積土のう	
26	167	天竜川	国	一級	右	B	280	1	宮木	堤防断面		
27	168	天竜川	国	一級	右	B	60	1	宮木	堤防断面		
28	193	横川川	国	一級	左	B	190	1	下辰野	堤防断面		
29	194	横川川	国	一級	左	B	80	1	下辰野	水衝洗掘	蛇籠布せ	
30	195	横川川	国	一級	右	B	190	1	宮木	堤防断面		
31	2	天竜川	国	一級	左	要注意	960	1	樋口	新堤防		H23.3 施工
32	4	天竜川	国	一級	右	要注意	590	1	神戸	新堤防		H23.3 施工
33	7	天竜川	国	一級	左右	B		1	平出・下辰野	工作物		昭和 橋
		国計	県	一級		A	16,140	33				
34	68	天竜川	県	一級	左	A	111	1	ほたる公園下	水衝洗掘	木流し ・むしろ張り	
35	69	天竜川	県	一級	右	A	231	1	ほたる公園下	水衝洗掘	木流し ・むしろ張り	

No.	番号	河川名	管理者名	種別	左右岸別	重要度	延長	箇所	場所（目標）	予想される状況	水防対策工法	適用
36	70	天竜川	県	一級	右	A	100	1	伝兵衛用水横	水衝洗掘	木流し ・むしろ張り	
37	71	天竜川	県	一級	左	A	57	1	湖北衛生センター下	水衝洗掘	木流し ・むしろ張り	
38	72	天竜川	県	一級	左	A	59	1	湖北衛生センター前	水衝洗掘	木流し ・むしろ張り	
39	73	天竜川	県	一級	左	A	172	1	上平出下	水衝洗掘	木流し ・むしろ張り	
40	74	天竜川	県	一級	左	A	82	1	上平出上	水衝洗掘	木流し ・むしろ張り	
41	75	天竜川	県	一級	右	A	67	1	上平出上	水衝洗掘	木流し ・むしろ張り	
42	1	横川川	県	一級	左右	B	200	1	門前大橋上	堤防高	積土のう	
43	2	横川川	県	一級	左	B	100	1	小野川合流点下	堤防高	積土のう	
	3	横川川	県	一級	右	B	750	1	小野川合流点下	堤防高	積土のう	
44	4	横川川	県	一級	右	B	50	1	木曾沢バス停下	水衝洗掘	木流し ・むしろ張り	
45	5	横川川	県	一級	左	B	800	3	井口頭首工下流～唐木沢大橋下	堤防高	木流し ・むしろ張り	
	6	横川川	県	一級	右	B	300	1	井口頭首工下流～唐木沢大橋下	堤防高	木流し ・むしろ張り	
46	7	横川川	県	一級	左	B	20	1	四軒屋橋上流	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
47	8	横川川	県	一級	左	B	20	1	和方橋上流	堤防高	木流し ・積土のう	
48	9	横川川	県	一級	右	B	100	1	鍋倉橋下	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
49	10	横川川	県	一級	左	B	350	1	宮城橋下	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
	11	横川川	県	一級	右	B	350	1	宮城橋下	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
50	12	横川川	県	一級	右	B	274	1	第1今村踏切東	護岸等の決壊	木流し ・積土のう	
51	55	横川川	県	一級	左	B	50	1	伊良沢橋上	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
52	56	横川川	県	一級	左右	B	200	1	和方橋上下流	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
53	57	横川川	県	一級	左	B	100	1	上野橋上流	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
54	58	横川川	県	一級	右	B	100	1	上野橋下流	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
55	59	横川川	県	一級	左右	B	100	1	飯沼沢大橋上流	水衝洗掘	木流し ・積土のう	

No.	番号	河川名	管理者名	種別	左右岸別	重要度	延長	箇所	場所（目標）	予想される状況	水防対策工法	適用
56	60	横川川	県	一級	左右	B	50	1	下飯沼沢 ・栗平橋上	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
57	61	横川川	県	一級	左右	B	200	1	下飯沼沢 ・下栗平橋上	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
58	62	横川川	県	一級	左	B	100	1	向橋下流	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
59	63	横川川	県	一級	左右	B	100	1	追ヶ崎	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
60	64	横川川	県	一級	左右	B	200	1	天神原	堤防高	木流し ・積土のう	
61	65	横川川	県	一級	左右	B	50	1	百々橋下	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
62	76	横川川	県	一級	右	A	60	1	百々橋上	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
63	77	横川川	県	一級	左	A	8	1	樋田不動尊前	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
64	78	横川川	県	一級	左	A	204	1	鉄橋下	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
65	79	横川川	県	一級	左右	A	63	1	下飯沼沢	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
66	80	横川川	県	一級	左	A	45	1	飯沼沢	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
67	81	横川川	県	一級	左右	A	34	1	源上	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
68	13	樋の沢川	県	一級	右	A	260	1	村前橋下～ 天竜川合流点	護岸等の 決壊	木流し ・積土のう	
69	14	小野川	県	一級	左	要注意	700	1	町境～はばの橋	堤防高	木流し ・積土のう	
	15	小野川	県	一級	右	要注意	480	1	町境～はばの橋	堤防高	木流し ・積土のう	
70	16	小野川	県	一級	左	A	400	2	第1小野川 鉄橋上 ～横川川合流点	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
	17	小野川	県	一級	右	A	500	1	第1小野川 鉄橋上 ～横川川合流点	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
71	18	小野川	県	一級	左	B	80	1	小野鉄橋上	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
72	19	小野川	県	一級	左	B	250	2	新田公民館西 ～大沢川合流点	堤防高	木流し ・積土のう	
73	20	鴻の田川	県	一級	左	B	455	1	町境 ～鴻の田集落下	堤防高	積土のう	

No.	番号	河川名	管理者名	種別	左右岸別	重要度	延長	箇所	場所（目標）	予想される状況	水防対策工法	適用
	21	鴻の田川	県	一級	右	B	400	1	町境 ～鴻の田集落下	堤防高	積土のう	
74	22	上野川	県	一級	左	B	377	1	鴻の田橋下 ～平出橋	堤防高	木流し ・積土のう	
	23	上野川	県	一級	右	B	1,347	2	鴻の田橋下 ～平出橋	堤防高	木流し ・積土のう	
75	82	上野川	県	一級	左右	A	102	1	上野公民館	堤防高	木流し ・積土のう	
76	83	上野川	県	一級	左右	A	167	1	群界	堤防高	木流し ・積土のう	
77	24	飯沼川	県	一級	左右	B	652	3	長橋上 ～町道越道橋	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
78	66	飯沼川	県	一級	左右	B	535	3	山口 ～町道越道橋	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
79	25	駒沢川	県	一級	左	A	55	1	小野川合流点	堤防断面		
	26	駒沢川	県	一級	右	A	55	1	小野川合流点	堤防断面		
80	27	駒沢川	県	一級	左右	B	1,094	7	浄水場前 ～津島神社北	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
81	28	駒沢川	県	一級	左	要注意	150	1	両小野小学校南	新堤防		
	29	駒沢川	県	一級	右	要注意	150	1	両小野小学校南	新堤防		
82	30	前沢川	県	一級	左	A	43	1	沢入橋下 ～天竜川合流点	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
	31	前沢川	県	一級	右	A	80	1	沢入橋下 ～天竜川合流点	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
83	32	沢底川	県	一級	右	B	300	1	旧農協支所裏下 流	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
84	54	沢底川	県	一級	右	B	500	1	出の沢合流点下 流	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
85	33	沢底川	県	一級	左	B	209	1	中島	水衝洗掘	蛇籠布せ	
86	34	沢底川	県	一級	右	B	80	1	神の洞	水衝洗掘	蛇籠布せ	
87	84	沢底川	県	一級	左右	B	42	1	赤羽橋上	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
88	85	沢底川	県	一級	右	B	85	1	鎮大神社	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
89	35	小横川川	県	一級	左	B	300	1	農免橋上下流	堤防断面	木流し ・積土のう	
	36	小横川川	県	一級	右	B	300	1	農免橋上下流	堤防断面	木流し ・積土のう	
90	37	小横川川	県	一級	左右	B	321	6	小横川消防屯所 上～丸山公園	堤防断面	木流し ・積土のう	
91	52	小横川川	県	一級	左	B	500	1	今村橋下流	堤防断面	木流し ・積土のう	
	53	小横川川	県	一級	右	B	450	1	今村橋下流	堤防断面	木流し ・積土のう	

No.	番号	河川名	管理者名	種別	左右岸別	重要度	延長	箇所	場所（目標）	予想される状況	水防対策工法	適用
92	67	小横川	県	一級	左右	B	1,056	2	宿平 ～リッポ-鑄造	堤防断面	木流し ・積土のう	
93	38	北の沢川	県	一級	左	B	170	1	向袋橋下	水衝洗掘	木流し	
	39	北の沢川	県	一級	右	B	170	1	向袋橋下	水衝洗掘	木流し	
94	40	鳥居沢川	県	一級	左	A	157	1	農免道路下 ～天竜川合流	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
	41	鳥居沢川	県	一級	右	A	157	1	農免道路下 ～天竜川合流	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
95	42	わでの沢川	県	一級	右	A	80	1	県道上	堤防断面	積土のう	
96	43	河子沢川	県	一級	左	A	200	1	河子沢集落 付近	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
	44	河子沢川	県	一級	右	A	200	1	河子沢集落 付近	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
97	45	穴山川	県	一級	左	B	80	1	沢底川合流上	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
	46	穴山川	県	一級	右	B	100	1	沢底川合流上	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
98	47	樋の沢川	県	一級	左	B	20	1	東天水路橋上	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
	48	樋の沢川	県	一級	右	B	100	1	東天水路橋上	水衝洗掘	木流し ・積土のう	
99	86	樋の沢川	県	一級	左右	A	111	1	合流点上流	堤防高	木流し ・積土のう	
100	87	樋の沢川	県	一級	左右	A	74	1	樋の沢東橋上	堤防高	木流し ・積土のう	
		県計					19,951	105				
101	49	大沢川	町	準用	右	B	230	4	国道上	堤防高	積土のう	
102	50	吠沢川	町	準用	左	B	100	1	旧飯沼沢公民館 裏～横川川合流	堤防高	木流し ・積土のう	
	51	吠沢川	町	準用	右	B	100	1	旧飯沼沢公民館 裏～横川川合流	堤防高	木流し ・積土のう	
103	88	飯沼川	町	準用	左右	B	140	1	山口	堤防高	木流し ・積土のう	
104	89	にれ沢川	町	準用	左右	B	100	1	小野	堤防高	木流し ・積土のう	
105	90	赤坂川	町	準用	左右	B	60	1	門前	堤防高	木流し ・積土のう	
106	91	風茂呂川	町	準用	左右	B	40	1	一ノ瀬	堤防高	木流し ・積土のう	
107	92	わでの沢川	町	準用	左右	B	70	1	下飯沼沢集落	堤防高	木流し ・積土のう	
108	93	唐木沢川	町	準用	左右	B	30	1	唐木沢集落	堤防高	木流し ・積土のう	

No.	番号	河川名	管理者名	種別	左右岸別	重要度	延長	箇所	場所（目標）	予想される状況	水防対策工法	適用	
109	94	今村沢川	町	準用	左右	B	60	1	小横川合流上部	堤防高	木流し ・積土のう		
110	95	前沢川	町	準用	左右	B	80	1	沢入	堤防高	木流し ・積土のう		
111	96	岩花川	町	準用	左右	B	1,010	1	鴻の田	堤防高	木流し ・積土のう		
112	97	穴山川	町	準用	左右	B	460	1	沢底穴山	堤防高	木流し ・積土のう		
113	98	山寺川	町	準用	左右	B	340	1	沢底山寺	堤防高	木流し ・積土のう		
114	99	河子沢川	町	準用	左右	B	700	1	樋口河子沢	堤防高	木流し ・積土のう		
115	100	中入川	町	準用	左右	B	40	1	藤沢	堤防高	木流し ・積土のう		
116	101	山の尾川	町	準用	左右	B	20	1	下辰野大沢	堤防高	木流し ・積土のう		
117	102	浦の沢川	町	準用	左右	B	20	1	蛇石	堤防高	木流し ・積土のう		
		町計					3,600	21					
		国・県・町 総計						39,691	159				

<警戒度合区分>

重点……………重要区間及び要注意区間の中から総合的に判断し、水防時に重点的に監視又は巡視すべき区間

A ……………水防上最も重要な区間

B ……………水防上重要な区間

要注意……………新堤防で築造後3年以内の箇所

<その他>

No. ……………連番

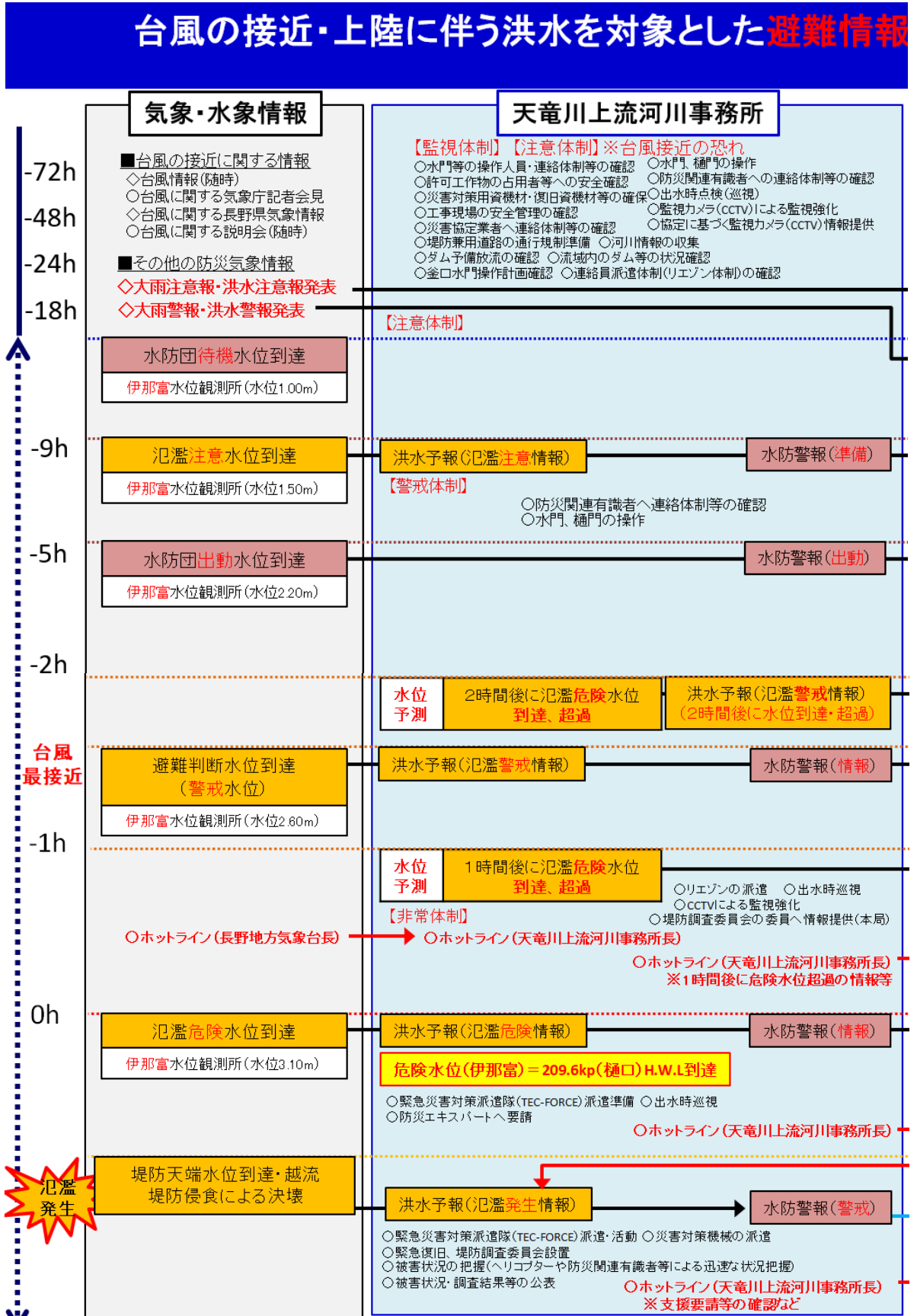
番号……………図面番号

※ ……………昨年度と変更された区間（摘要欄に記載）

○町内水防倉庫設置状況

名称	管理団体名	国有、国庫補助単独別、市町村有及び代用備蓄場の別	位置	竣工年月
辰野	国土交通省 (伊那)	国	辰野町大字樋口字原田 1862-1 新樋橋下流 50m	平 3. 8
中央	町	町	// 中央橋下流 50m左岸下	平 8. 9

○台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難情報の発令等に着目したタイムライン
(防災行動計画)



※1 水位変動に伴う時間軸は台風進路予測の修正等により想定困難なため、設定しないものとする。また、0hは台風の進路、雨の降り方等によ
 ※2 都道府県からの情報もあるが、割愛している。 ※3 辰野町において水防団の活動は消防団が行うこととしている。

の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)



り水位上昇は一様で無いため、上下に変動するものとして設定している。

○水防上重要なダム、水門の操作

No.	河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	連絡先
1	天竜川	一級	宮木排水ひ管	宮木	国土交通省	辰野町 建設水道課	宮木排水ひ管	41-1111
2	天竜川	一級	羽場排水ひ管	羽場	国土交通省	辰野町 建設水道課	羽場排水ひ管 操作要領	41-1111
3	天竜川	一級	樋口排水ひ管	樋口	国土交通省	辰野町 建設水道課	樋口排水ひ管 操作要領	41-1111
4	天竜川	一級	巾下排水ひ管	羽場	国土交通省	辰野町 建設水道課	巾下排水ひ管 操作要領	41-1111
5	天竜川	一級	渋沢排水ひ管	樋口	国土交通省	辰野町 建設水道課	渋沢排水ひ管 操作要領	41-1111
6	天竜川	一級	同善淵 排水ひ管	樋口	国土交通省	辰野町 建設水道課	同善淵排水ひ管 操作要領	41-1111
7	天竜川	一級	横川ダム	川島源上	長野県	伊那建設事 務所	横川ダム 操作規則	47-5636
8	天竜川	一級	徳本頭首工	上辰野 ・宮所	上井水利 管理組合	-	徳本頭首工管理 規定による操作	41-2573 (区)
9	天竜川	一級	大堰頭首工	平出 ・下辰野	下辰野区長	-	河川の状況に よる操作	41-0142 (区)
10	天竜川	一級	羽場下井 頭首工	樋口 ・羽場	下井耕地者 組合	-	河川の状況に よる操作	-
11	天竜川	一級	東天竜頭首工	上平出	東天竜水利 管理組合	-	河川の状況に よる操作	41-0416 (区)

〔輸送・道路等関係〕

○緊急交通路交通規制対象予定道路一覧

1. 警察庁指定広域交通規制対象道路及び交通検問所

路線名	区間（県内）	交通検問所
中央自動車道西宮線	阿智村県道～富士見県境	飯田、伊那、諏訪 I C

2. その他幹線道路

路線名	区間（県内）
国道 153 号	塩尻市 R19・20 号交点～愛知県境
主要地方道下諏訪辰野線	岡谷市 R20 号交点～辰野町 R153 号交点
主要地方道諏訪辰野線	諏訪市 R20 号交点～諏訪市有賀
主要地方道伊那辰野（停）線	辰野町県道交点～伊那市 R361 号交点

○町内における震災対策緊急輸送路一覧

区分	路線名	起点～終点	指定延長 (km)
第1次	中央自動車道 西宮線	阿智村県境 (辰野町大字平出) ～ 富士見町県境 (辰野町大字北大出)	121.7 (8.0)
	国道 153 号	塩尻市 20 号交点 (辰野町大字小野) ～ 愛知県境根羽村県境 (辰野町大字北大出)	135.6 (11.9)
	主要地方道 下諏訪辰野線	岡谷市 R20 号交点 (辰野町大字平出) ～ 辰野町国道 153 号交点 (辰野町国道 153 号交点)	15.5
第2次	主要地方道 伊那辰野（停）線	伊那市中央区 (辰野町大字樋口) ～ 辰野町平出 (辰野町大字平出)	17.5 (3.7)
	町道 12 号 (東西線)	辰野町国道 153 号交点 (辰野町国道 153 号交点) ～ 箕輪町伊那辰野（停）線交点 (箕輪町伊那辰野（停）線交点)	1.3 (1.3)
	町道 1 号 (城前線)	辰野町国道 153 号交点 (辰野町国道 153 号交点) ～ 辰野町伊那辰野（停）線交点 (辰野町伊那辰野（停）線交点)	1.6 (1.6)

() は、町内の指定状況

○強化地域内震災対策緊急輸送路（第一次）

区分	路線名	起点～終点		指定延長 (km)	
第1次	中央自動車道 西宮線	阿智村県境 (辰野町大字平出)	～	富士見町県境 (辰野町大字北大出)	121.7 (8.0)
	国道153号	塩尻市20号交点 (辰野町大字小野)	～	愛知県境根羽村県境 (辰野町大字北大出)	135.6 (11.9)
	主要地方道 下諏訪辰野線	岡谷市R20号交点 (辰野町大字平出)	～	辰野町国道153号交点 (辰野町国道153号交点)	15.5
第2次	主要地方道 伊那辰野(停)線	伊那市中央区 (辰野町大字樋口)	～	辰野町平出 (辰野町大字平出)	17.5 (3.7)
	町道12号 (東西線)	辰野町国道153号交点 (辰野町国道153号交点)	～	箕輪町伊那辰野(停)線交点 (箕輪町伊那辰野(停)線交点)	1.3 (1.3)
	町道1号 (城前線)	辰野町国道153号交点 (辰野町国道153号交点)	～	辰野町伊那辰野(停)線交点 (辰野町伊那辰野(停)線交点)	1.6 (1.6)

○燃料調達先一覧

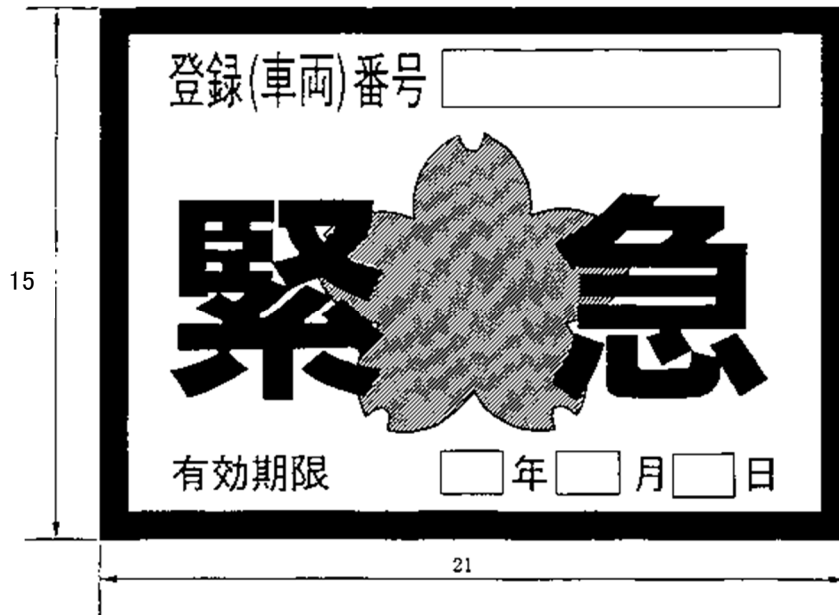
名称	住所	電話番号
(株)旭石油	小野旭	0266-46-2161
中央石油(株)辰野給油所	平出上町	0266-41-1235
豊島屋(株)伊北インター給油所	北大出	0266-41-2150
根橋商店(株)	日の出町	0266-41-0726
根橋商店(株)城前給油所	平出	0266-41-2507
J A上伊那北部給油所	北大出	0266-43-3481
村上石油(株)	北大出	0266-41-0363
ノザワ(株)	中央	0266-41-0041

○町内ヘリポート一覧

名称	所在地	施設規模			広さ
		大型	中型	小型	
※荒神山陸上競技場	辰野町 大字樋口 2396	○			177×94
組合立両小野小学校校庭	〃 大字小野 1164			○	46×76
北部グラウンド	〃 大字小野 599		○		86×80
川島小学校校庭	〃 大字横川 3369		○		74×78
県立辰野高等学校校庭	〃 大字伊那富 3644-2	○			91×99
辰野西小学校校庭	〃 大字伊那富 2812			○	59×88
辰野東小学校校庭	〃 大字平出 2141			○	69×71
辰野中学校校庭	〃 大字平出 1888	○			80×142
荒神山野球場	〃 大字赤羽 290-1		○		80×80
辰野南小学校校庭	〃 大字伊那富 7920			○	57×100
富士山グラウンド	〃 大字伊那富 9573-2	○			78×102
丸山球場	〃 大字辰野 1425-2	○			100×100

※荒神山陸上競技場は、拠点ヘリポートも兼ねる。

○緊急通行（輸送）車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

○緊急輸送車両確認申出書

年 月 日			
緊急輸送車両確認申出書			
長野県知事 殿			
氏名 ㊟			
輸送目的			
番号標に表示されている番号			
輸送人員 または品名			
使用者	住所		
	氏名		
輸送日時			
輸送経路	出発地	経由地	目的地
備考			

○物資輸送拠点箇所

名称	所在地	管理者	電話番号
辰野町民体育館	辰野町大字樋口 2396	町長	0266-41-1099

○迂回路線一覧

主要路線名	途絶区間	迂回路線	
		路線名	状況
主要地方道下諏訪辰野線	下辰野四ツ角 ～伊那富橋	町道城前線	大型車可能
主要地方道伊那辰野（停）線	平出四ツ角 ～下辰野四ツ角	町道城前線町道日の出町線	大型車可能
主要地方道諏訪辰野線	上野地区	主要地方道下諏訪辰野線	大型車可能
県道川上唐木沢線	川島地区	迂回路線無し	
県道檜川岡谷線	休戸入口～小野中村	町道休戸中村線	大型車可能
町道城前線	西小学校～東小学校	町道新樋線町道昭和橋線	大型車可能
町道平出沢底線	平出～沢底	町道沢底鴻の田線町道赤羽 沢底線	大型車可能
町道小横川線	宮所～小横川	迂回路線無し	

○建設資機材調達先一覧

名称	所在地	電話番号
坂本屋生コン(株)	赤羽	0266-41-1520
本久アスコン(株)塩尻工場	北小野	0266-46-3821

〔条例・協定等関係〕

○災害時相互応援協定

	協 定 名	締結年月日	相手先
1	災害時の医療救護についての協定	平成 7 年 4 月 1 日	(社)上伊那医師会
2 の 1	長野県市町村災害時相互応援協定	平成 8 年 4 月 1 日	県内市町村
2 の 2	長野県市町村災害時相互応援協定の一部変更	平成 23 年 12 月 16 日	県内市町村
3	災害時における相互応援に関する協定	平成 10 年 8 月 19 日	町内郵便局
4	辰野町と鋸南町との災害時における相互応援協定	平成 10 年 10 月 15 日	千葉県鋸南町
5	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定	平成 11 年 1 月 11 日	生活協同組合コープながの
6	災害時の歯科医療救護についての協定	平成 16 年 1 月 1 日	(社)上伊那歯科医師会
7	災害時等における応急措置に関する協定	平成 17 年 2 月 1 日	辰野町電気工事組合
8	災害緊急放送に関する協定	平成 18 年 9 月 14 日	エルシーブイ(株)
9	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定	平成 19 年 2 月 2 日	(社)長野県建築士会上伊那支部
10	災害等における行方不明者の捜索及び情報の収集伝達に関する協定	平成 19 年 11 月 29 日	上伊那猟友会辰野支部
11	災害等における応急対策に関する協定	平成 20 年 1 月 25 日	辰野建設協会、辰野町水道事業組合、辰野町電気工事業組合
12	災害時における飲料水供給等の協力に関する協定	平成 20 年 7 月 28 日	北陸コカ・コーラボトリング(株)
13	災害時における要援護者の受け入れに関する協定書	平成 21 年 9 月 28 日	特別養護老人ホームかたくりの里
14	災害時における要援護者の受け入れに関する協定書	平成 21 年 9 月 28 日	社会福祉法人サン・ビジョン

	協 定 名	締結年月日	相手先
15	防災情報の共有に関する協定書	平成 22 年 4 月 1 日	国土交通省中部地方整備局 天竜川上流河川事務所
16	大規模土砂災害等に備えた相互協定に関する協定	平成 22 年 4 月 1 日	国土交通省中部地方整備局 天竜川上流河川事務所
17	災害の情報交換に関する協定	平成 23 年 4 月 1 日	国土交通省中部地方整備局
18	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成 24 年 11 月 14 日	長野県石油商業組合 上伊那支部伊北ブロック
18の 2	災害時における燃料等の供給に関する協定の相手方変更	平成 29 年 4 月 1 日	長野県石油商業組合 上伊那支部北部ブロック
19	災害時等におけるLPガスに係る協力に関する協定	平成 26 年 3 月 3 日	長野LP協会上伊那支部 一般財団法人長野県LPガス協会
20	防災まちづくりの推進及び災害時における相互協力に関する協定書	平成 26 年 6 月 8 日	日本福祉大学他6市町村
21	上伊那地域の消防団による相互応援協定書	平成 28 年 3 月 30 日	上伊那8市町村(消防団)
22	大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定	平成 29 年 3 月 23 日	東日本旅客鉄道株式会社長野支社
23	災害時における応援協力に関する協定	平成 29 年 8 月 7 日	上伊那生コン事業協同組合
24	災害時における移動販売車による物資の供給等に関する協定書	平成 30 年 6 月 4 日	有限会社 塩尻建友
25	災害時等における物資供給に関する協定	平成 30 年 9 月 27 日	NPO 法人 コメリ災害対策センター
26	災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定	平成 31 年 4 月 26 日	中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー 諏訪営業所
27	災害に係る情報発信等に関する協定	令和 1 年 11 月 1 日	ヤフー株式会社
28	三遠南信災害時相互応援協定	令和 2 年 4 月 1 日	三遠南信 (愛知県東三河、静岡県遠州および長野県南信州)
29	災害時における応急対策に関する協定	令和 2 年 4 月 1 日	有限会社サトウ 有限会社フィールドワークス
30	日本通便株式会社辰野町内郵便局との包括連携に関する協定	令和 2 年 6 月 24 日	日本郵便株式会社辰野町内郵便局

	協 定 名	締結年月日	相手先
31	災害時における相互協力に関する協定書	令和3年2月10日	東日本電信電話株式会社 (NTT 東日本)
32	電気自動車を活用した災害連携協定	令和3年3月17日	松本日産自動車(株)・長野日産自動車(株) 日産自動車(株)
33	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	令和3年12月22日	上伊那8市町村 長野県建設業協会伊那支部
34	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	令和4年11月2日	ビジネスホテルエルボン辰野
その他	中学校スポーツ振興推進費還元自動販売機設置契約 (中学校に設置自動販売機)	平成30年5月17日	公益財団法人日本中学体育連盟 大塚製薬 株式会社 辰野町立辰野中学校 信州サンコーポレーション
その他	長時間停電時における防災行政無線等の放送について	平成29年5月25日	中部電力(株)

〔様式等関係〕

○被害状況報告等の様式

様式第1号（概況速報）

	概況速報		
災害の名称		災害発生日時	
報告の時限		発受信時刻	
発信者	()	受信者	()

被害の種別	被害状況	
	被害地域または場所	災害の状況
人的・住家関係		
農業関係		
林業関係		
公共土木施設関係		
鉄 道 } 施設関係 通 信 } 電 力 } 水 道 }		
その他		
応急対策等の活動 状況、消防職員・ 消防団員の出動状 況等		

様式第2号（人的及び住家の被害）

地域振興局
市町村

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）							
災害の名称				災害発生の日時		月 日 時	
災害発生の場所							
災害報告の時限		月 日 時現在		発信機関及び発信担当者			
人的被害	死者				人		
	行方不明者				人		
	負傷者	重傷				人	
		軽傷				人	
	小計				人		
計				人			
住家の被害	全壊・全焼 又は流失	棟				棟	
		世帯				世帯	
		人員				人	
	半壊又は半焼	棟				棟	
		世帯				世帯	
		人員				人	
一部破損	棟				棟		
	世帯				世帯		
	人員				人		
床上浸水	棟				棟		
	世帯				世帯		
	人員				人		
床下浸水	棟				棟		
	世帯				世帯		
	人員				人		
非住家の被害 （全・半壊）						棟	
				災害の概況			
				災害発生の原因			
				救援措置の状況			
				災害救助法適用の見込み			
				災害対策本部			
				名称			
				設置	月 日 時 分		
				廃止	月 日 時 分		
				消防職員出動延人員		人	
				消防団員出動延人員		人	
				その他			

- (注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第228号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。

様式第3号（避難指示等避難状況報告）

災害の名称				災害発生日時	月	日	時
報告の時限	月	日	時現在	発信時刻	月	日	時
発信者							
避難指示等の状況				避難場所等の状況			
避難指示等の種類	地区名	世帯数	人員	避難場所名	設置地区名	入所世帯数	入所人員
合計				合計			

様式第4号（社会福祉施設被害）

社会福祉施設被害状況報告 〔 中間 確定 〕													
災害の名称				災害 発生日時	年 月 日 時								
災害発生 場所													
報告の時限	月 日 時現在			発受信時刻	日 時 分								
発信者	()			受信者	()								
施設の種類	施設名	被害											
		全壊		流失		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)
計													
被害額計	(千円)												

様式第5号（農業関係被害）

災害名	発生日時	月 日 時 分 ～ 日 時 分	発信日時	月 日 時 分
	発信機関 (発信者)	受信機関 (受信者)		

区分 項目	作物名	被害率 30%未満		被害率 30%以上		合計			主な被害地区及び被害 農作物の種類等	
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額		
生産 物 被害	水 稻									
	麦・雑穀・豆類									
	果 樹									
	野 菜									
	花 き									
	特用作物									
	桑									
	その他									
	小計									
	樹体 被害	果樹								
		その他（ ）								
		小計								
計										

区分 項目	施設名	園芸関係			その他			合計		
		件 数	面積 (m ²)	被害金額	件 数	面積 (m ²)	被害金額	件 数	面積 (m ²)	被害金額
施設 関係	建 物									
	温室（ガラス張）									
	プラスチックハウス									
	構 築 物									
	計									

区分 項目	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
そ の 他	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物（寒天含む）				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
被害農業者（家）数		戸	特別被害農業者（家）数	戸	

市 町 村 別 被害 の 状 況	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	摘 要			
										合 計		
									市町村数			

(注) 記入単位は次のとおりとする。面積-ha、減収量・被害量-t・千本・千鉢・個・頭・羽・箱、金額-千円

様式第8号（都市施設被害）

都市施設被害状況報告										〔中間 確定〕	
災害の名称					災害発生日時		月 日 時				
災害発生場所											
報告の時限		日 時現在			発受信時刻		日 時 分				
発 信 者		()			受 信 者		()				
種別	区 分	か所数	被害面積又は延長等		被害金額(千円)		復旧金額(千円)		摘 要		
都市施設 災害	街 路										
	都 市 公 園										
	都 市 排 水 路										
	公下水 共道	排 水 施 設									
		ポ ン プ 場 施 設									
		処 理 施 設									
	区整 画理	街 路									
		公 園 緑 地									
		水 路									
	防 空 壕 ・ そ の 他										
堆 積 土 砂											
合 計											
建物災害及び 損害面積	区 分	住 家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区 分	面積(ha)	摘 要				
	全 壊				市街地被害面積						
	半 壊				そ の 他 被 害 面 積						
	流 失				計						
	床 上 浸 水				全 市 街 地 面 積						
	床 下 浸 水										
状況	発 火	月 日 時 分			鎮 火	月 日 時 分			被災か所		
	風 向		風 速	最 大	m/sec	平 均	m/sec	湿 度	%		
建焼 物失 面及 び積	区 分	住 家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区 分	面積(ha)	摘 要				
	全 壊				全 市 街 地						
	半 壊				被 災 面 積						
	計										
備考	1 土地区画整理事業を施行する必要がある（ある・ない・不明） 2 都市計画との関連（ ）										

様式第9号（水道施設被害）

水道施設被害状況報告 中間 確定				
災害の名称		災害発生日時	月 日 時	
災害発生場所				
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分	
発信者	()	受信者	()	
水道の名称		給水区域及び 現在給水人口	(戸 人)	
被害給水区域及び被害給水人口	(戸 人)			
災害の状況		被害金額	千円	
応急措置及び給水現状				
	給水応援	消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援
緊急 応 援 の 要 否	給水車 両/日 m ³ 分	乾式注入能力 g/h 機		
	ろ水器 両/日 m ³ 分	湿式 g/h 機		
	自衛隊給水班要請/日 m ³ 日間	簡易滅菌機 g/h 機		
	水道から応急給水/日 m ³ 分	液体塩素 kg 入 本		
	日間	さらし粉 高度 普通 500 g 本		
	必要なし	必要なし		

様式第 10 号（廃棄物処理施設被害）

廃棄物処理施設（ごみ・し尿・ 下水道終末処理）被害状況報告（中間 確定）			
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
災害発生場所			
報告の時限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()
被害施設名			
被害の区域 および処理人工			
被害の状況			
被害額	千円	千円	千円
応急措置の現況			
災害救助の有無			
その他必要な事項			

様式第 11 号 (感染症関係)

感染症関係報告 中間 確定			
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
災害発生場所			
報告の時限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()

項目	そ族昆虫駆除地域指定の要否	代執行の必要の有無	発 生 患 者 等 数					備 考
			患 者	疑 似	無 症 状 保 有 者	計	う ち 死 者	
感 染 症								
備 考								

様式第 12 号 (医療施設被害)

医療施設被害状況報告		(中間 確定)	保健所名
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
報告の時限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()

区 分	施 設 名	経営主体	所 在 地	被 害 の 程 度					被害額	復旧に要する経費	
				全 全	壊 焼	流 出	半 半	壊 焼			浸 水
(病院)				棟		棟	棟		棟	千円	千円
(診療所)											
合 計											

- 注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医務課に報告する場合に用いる。
 2 各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。
 3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

様式第 13 号 (商工関係被害)

商工関係被害状況報告					中間 確定			
災害の名称		災害発生日時		年 月 日 時				
災害発生場所								
報告の時限		月 日 時現在		発受信時刻		日 時 分		
発信者		()		受信者		()		
被害区分		業種区分		鉱工業	商業	サービス業	その他	計
組合、 団体以外の事業所	建物の被害(ア)	全 壊	棟 数 (棟)					
			損害額(千円)					
		半 壊	棟 数 (棟)					
			損害額(千円)					
		そ の 他 の	棟 数 (棟)					
			損害額(千円)					
	土地の被害(イ)		損害額(千円)					
	(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害		損害額(千円)					
	製品・仕掛品・原材料の損害		損害額(千円)					
	事業協同組合・商工組合・協業組合 の被害		件 数 (件)					
損害額(千円)								
商工会議所・商工会の被害		件 数 (件)						
		損害額(千円)						
小 計		損害額(千円)						
除雪、排水等の災害対策に要した経費(千円)								
その他災害の発生により生じた損害額(千円)								
損害額総計		(千円)						
被害件数		(事業(務)所数)						

注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。

2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。

3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。

4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。

5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

様式第 14 号（観光施設被害）

観光施設被害状況報告 〔 中間 確定 〕										
災害の名称					災害発生日時	年 月 日 時				
災害発生場所										
報告の時限	月 日 時現在				発受信時刻	日 時 分				
発信者	()				受信者	()				
1 土木施設（遊歩道・つり橋等）										
区分	県工事		市町村工事		その他		計			
	か所	被害額 (千円)	か所	被害額 (千円)	か所	被害額 (千円)	か所	被害額 (千円)		
道路										
橋梁										
計										
2 一般観光地建物等										
区分	県有施設		市町村施設		国民宿舎・旅館等		その他施設		計	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
建 物 そ の 他	全壊	千円		千円		千円		千円		千円
	半壊									
	その他									
	計									

様式第 16 号（町有財産被害）

市町村有財産被害状況報告			（ 中間 確定 ）	市町村名
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時	
報告の時限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分	
発信者	()	受信者	()	

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建物被害	施設の別	発生数(計)	全壊(流失)	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
	小計								
(市町村単災のみ) 公共土木施設被害	種別	発生数	被害状況				被害額	備考	
	河川	か所					千円		
	道路								
	橋梁								
	小計								
その他	種別	発生数	被害状況				被害額	備考	
		か所					千円		
	計	-	-						

注：本表は、市町村から地域振興局に、及び地域振興局から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

様式第 17 号 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人		死者の 生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構 造 階層 建築面積 延べ面積					
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	棟 棟 棟 棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人		消 防 団 台 人		そ の 他 人	
救急・救助活動 状況						
災害対策本部等の 設置状況						
その他参考事項						

様式第 18 号（災害概況即報）

		報告日時	年 月 日 時 分			
		都道府県				
消防庁受信者氏名		市町村 (消防本部名)				
災害名 (第 報)		報告者名				
災害の概況	発生場所	発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者 人	不明 人	住家	全壊 棟	一部破損 棟
		負傷者 人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)	(市町村)		

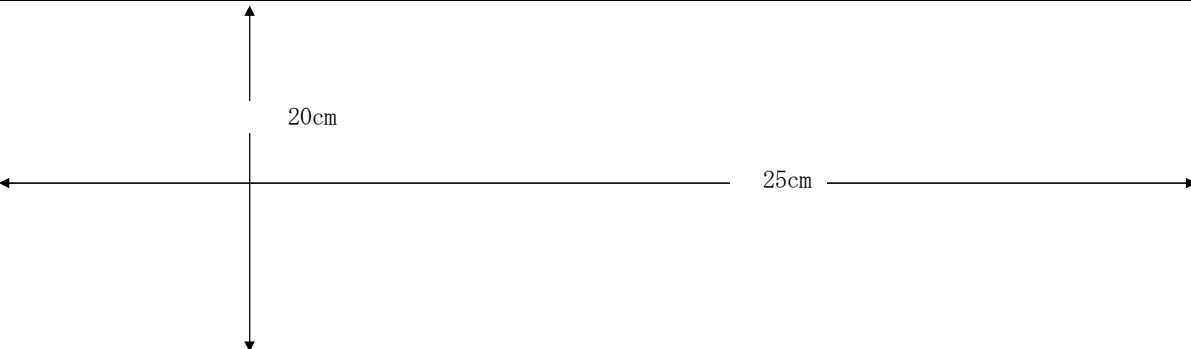
(注)第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記載して報告すれば足りること。)

様式第 18 号の 2 (被害状況速報)

都道府県		長野県		区分		被害	区分		被害	災害対策本部等の設置状況	都道府県	市町村
災害名 ・ 報告番号	災害名			田	流失・埋没	ha	公共文教施設	千円	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 備考 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難指示等の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況			
	第報 (月 日 時 現在)				畑	冠水	ha	農林水産業施設		千円		
				流失・埋没		ha	公共土木施設	千円				
				畑	冠水	ha	その他の公共施設	千円				
報告者名					文教施設	箇所	小計	千円	消防団員出動延人数	人		
区分		被害		病院	箇所	公共施設被害市町村数	団体	計		団体		
人的被害	死者		人	その他	道路	箇所	農産被害	千円	災害救助法適用市町村名	計	団体	
	行方不明者		人		橋りょう	箇所	林産被害	千円				
	負傷者	重傷	人		河川	箇所	畜産被害	千円				
		軽傷	人		港湾	箇所	水産被害	千円				
住家被害	全壊		棟	その他	砂防	箇所	商工被害	千円	備考	消防職員出動延人数	人	
			世帯		清掃施設	箇所	被害総額	千円				
			人		崖くずれ	箇所						
	半壊		棟		鉄道不通	箇所						
			世帯		被害船舶	隻						
			人		水道	戸						
	一部破損		棟		電話	回線						
			世帯		電気	戸						
			人		ガス	戸						
	床上浸水		棟		ブロック塀等	箇所						
		世帯										
		人										
床下浸水		棟	り災世帯数	世帯								
		世帯	り災者数	人								
		人	火災発生	建物	件							
非住家	公共建物	棟	危険物	件								
	その他	棟	その他	件								

※被害額は省略することができるものとする。

様式第 19 号 被害状況写真報告書

被害状況写真報告書	
	報告者氏名 印
災害の名称	災害発生日時 年 月 日 時
災害発生場所	
概要説明 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	
 <p style="margin: 0;">A diagram showing a rectangular area for a photograph. A vertical double-headed arrow on the left is labeled '20cm'. A horizontal double-headed arrow at the bottom is labeled '25cm'.</p>	

○水防活動実施報告書

水防活動実施報告書									
								令和 年 月 日	印
								警戒水位	m
出水の概況		川						雨量	mm
水防実施箇所		川						左岸 右岸	地先 m
日時		自 月 日 時 ・ 至 月 日 時							
水防作業の概況及び工法		箇所 工法 m							
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資材	かます・俵					居住者の			
	土俵					出動状況			
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死傷			
	その他					雨量・水位			
水防活動に関する自己批判 (備考)									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成する。

○避難場所収容人員等報告書

開設場所		開設日時	年 月 日		
開設期間の見込み	年 月 日まで	責任者氏名			
総人員				救護を要するものの 状況・人員	備考
	大人	子ども	乳幼児		
人	人	人	人		

○避難場所収容台帳

番号	収容年月日	収容者氏名	生年月日	備考

○食糧品等給与物品受払簿

日付	物品名	受入先	数量	払出先	数量	在庫量

○物資給与及び受領簿

日付	物資名	給与先	受領印	数量	備考

○公用令書の様式

従 事 命 令

従事第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり従事を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

(備考 用紙は日本工業規格B6とする。)

変 更 命 令

変更第 号 公 用 変 更 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)にかかる処分を次の通り変更したので、同法施行令第34条第1頁の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 氏 名 印	
変更した処分の内容	

(備考 用紙は日本工業規格B6とする。)

取 消

取消第 号 公 用 取 消 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)にかかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 氏 名 印	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(備考 用紙は日本工業規格B6とする。)

○災害報告書

年 月 日

辰野町長 殿

区長氏名 印

災 害 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの

による被災箇所は、下記のとおりです。

記

災害の種類	箇所名	災害状況

(注) 災害の種類は、道路関係、河川関係、農地関係、農業施設関係、林道関係、建物関係などに分け、各項目毎に区分してください。

[マニュアル]

○職員初動マニュアル

辰野町職員初動マニュアル

令和3年 辰野町

防災の心得

(人命の保護を第一に考えましょう)

(大地震)

- 1 まずわが身の安全を守ること。
- 2 正しい情報をつかみ、余震に注意すること。
- 3 すばやく火の始末をすること。
- 4 火が出たらまず消火すること。
- 5 あわてて戸外に飛び出さないこと。
- 6 狭い路地、へいぎわ、がけや川べりに近寄らないこと。
- 7 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意すること。
- 8 避難は徒歩で、持ち物は最小限にとどめること。
- 9 協力しあって応急救護にあたること。
- 10 秩序を守り、衛生に注意すること。

(台風)

- 1 ラジオ・テレビなどの気象情報に注意すること。
- 2 窓・屋根・雨桶など家屋の補強を行うこと。
- 3 排水溝等の掃除を行い、流れをよくすること。
- 4 停電に備えて、懐中電灯・携帯ラジオ等を用意すること。
- 5 垂れ下がった電線には近寄らないこと。

(豪雨)

- 1 大雨、洪水注意報・警報等の気象情報に注意すること。
- 2 局地的又は上流域の大雨に特に注意すること。
- 3 河川の増水に注意し、早目に避難すること。
- 4 山津波、山崩れ、がけ崩れを警戒すること。

1章 基本方針

第1 防災対策の基本

防災対策の基本は、「自助」「互助」「公助」、つまり、

- ①住民一人ひとりが自分の命は自分で守る(自助)
- ②地域住民が連携して、自分たちのまちは自分たちで守る(互助)
- ③行政(町)が災害に強いまちづくりのために、ソフト、ハード両面からの基盤整備を進める(公助)

とされています。

これらの三本の柱が連携することによって、防災対策が十分には発揮でき、被害を軽減できることとなります。例えば、地震が発生した場合には、まず最初の3分間は日頃からの備えと自分の力で対応する「自助」が、そして地震発生から数時間までは自主防災組織や地域で対応する「互助」が、その後は行政(町)等が対応する「公助」が求められます。

辰野町職員防災初動マニュアルは、こうした防災対策の基本を踏まえて、初動期における町職員の役割を示しました。

職員は、この「三助」を心に刻み、初動マニュアルを熟知することが必用といえます。

第2 マニュアルの目的

災害発生時において、被害の軽減や、迅速かつ円滑な応急対策を実施するには、

- ①災害対策本部の設置、②職員の動員、③情報の収集、④避難誘導、⑤的確な指示等——の初動期における対応が非常に重要となります。

このため、マニュアルでは、「災害発生から24時間後」までの初動期を中心に各課が実施すべき応急対策を時系列的に掲げました。

そして、初動期の対応から、その後、災害対策本部の機能及び組織の運営が十分に発揮できる体制をとり、本格的な応急活動体制に入ります。

第3 マニュアルの特長

1 チェック欄で行動を確認

災害発生時において職員一人ひとりが迅速かつ的確に災害対策を実施し、職員自身の行動を確認できるようチェック欄を設け、より実践的に策定してあります。職員は日頃から、このマニュアルによりイメージ・トレーニングに努め、災害が発生した場合に備えてください

2 工夫した構成

各課・各班の活動を見開きページ又は1ページ完結型で構成し、一覧できるように工夫しています。

2章 職員の心構え

- ・ 自覚をもって——

私たち職員は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るという重要な役割を担っています。

いざ災害が起きた場合には、災害から家族を守るとともに、非常参集体制に速やかに応じられるよう「我が家の備え」を行ってください。

- ・ 地域活動の参加へ——

私たちは職員であるとともに地域の住民です。防災訓練などの地域活動に今まで以上に積極的に参加し、地域防災力の向上に努めるとともに、顔なじみになるなど地元の人たちと積極的に交流を深めて行きましょう。

- ・ 積極的に——

災害時に積極性を欠いた行動は、住民に不安感を起こさせ、大きな災害につながる恐れがあります。積極的に行動してください。

- ・ 協力しあって——

消防団、自主防災組織、ボランティア等とも十分に協力しあって災害対策にあたることが大切です。

- ・ 気配り——

みんなが不安なときです。被災者の立場を理解し、できるだけ親切な行動をしましょう。

また、自らの言動により、住民に不安を与えたり、誤解を招くことがないように十分に注意してください。

3章 災害対応の原則

- ・ 直ちに参集――
勤務時間外に非常招集が発令されたとき、又は自主的に参集しなければならない事態が生じたときは、家族の安全措置を図ったうえで、所定の場所に参集してください。
不慮の事故により負傷した場合、また参集途上に災害活動をしている場合は、その旨を可能な限りの手段により所属の責任者に連絡してください。
- ・ 不急の業務や会議を中止――
不急の仕事、行事、会議を中止して所定の場所に参集してください。
- ・ 所在を明らかに――
勤務場所を離れる場合、あるいはすでに離れている場合でも常に所在、連絡方法を明らかにしてください。
- ・ 出張中のとき――
出張中のときや、休暇で旅行中のときも、直ちに町と連絡をとってください。
そして、当地に留まるか、即時帰庁するか、責任者の指示に従ってください。
- ・ マニュアルは万能とは限らない――
参集時に指揮命令権者の命令がなくとも、このマニュアルに従って応急対策を実施してください。
参集途上においては、可能な限り被害状況及び被害者情報の把握に努め、参集後直ちに報告してください。
しかし災害は二つと同じ形が起こるものではなく、マニュアルで想定している以外の事態が起こる可能性も大であることも承知しておいてください。
マニュアルは万能とは限らないということです。
- ・ 臨機応変、優先順位を踏まえて
実際の災害に直面したとき、このマニュアルを基本としながらも次善の気をとらざるを得ない場合も多いはずです。基本を熟知し、職員一人ひとりがその場の状況を速やかに判断し、臨機の措置、優先順位を踏まえた対応をとるようにしてください。
- ・ 参集職員の服装等――
服装は、活動しやすい服装を心がけてください。
携帯品は、手袋・タオル等・着替え・水筒・食料・懐中電灯・携帯電話等、また雨具や防寒着(冬季)の用意もしてください。
- ・ パーソナルデータの記入
「パーソナルデータ」に必要事項を書き込み、「いざ！」というときに備えてください。

4章 初動体制

第1 初動体制の意義

- 1 初動体制とは、いつ大規模地震が発生してもスムーズに活動できるよう、日頃から職員の動員、配備を計画し、災害対策本部を速やかに立ち上げ、活動できる体制をいう。
- 2 初動期とは、大規模地震が発生した直後の段階で被害の発生が予想されるが被害状況や避難状況等の把握が十分できていない時期をいう。

第2 参集準備

大規模地震発生時には、気も動転しているうえ、屋外の移動には落下物等の危険も伴う。

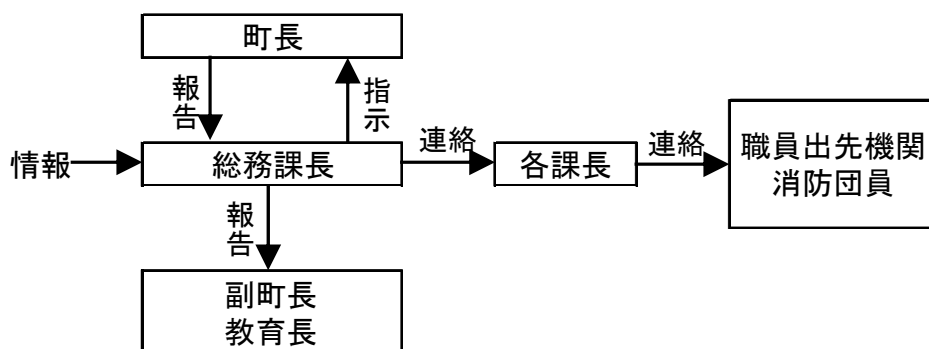
速やかに配備場所に参集できるよう、あらかじめ必要な用具をリュックサック等に入れておくとともに、日頃から参集経路や参集途上の危険箇所等を確認しておく。

服装等	活動しやすい服装で、安全確保できるもの (軍手、ヘルメット、底の厚い靴等)
持ち物	最小限にして身軽であること
参集方法	原則として、徒歩、自転車、オートバイ (自動車の使用はできる限り避ける。)

第3 職員の動員

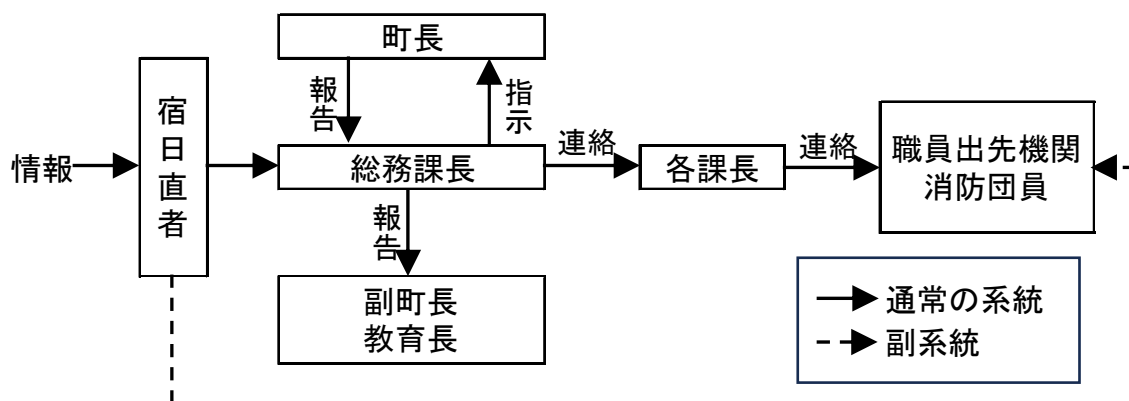
1 勤務時間内の動員

庁内放送及び各課の電話、口頭により、職員配備の伝達を行う。



2 職務時間外の動員

職員は、重大な災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、自らの判断により所定の勤務場所に参集する。



第4 自主参集

災害状況により、配備不十分となることが予想される場合、職員は所定の勤務場所に自主参集する。

第5 被害状況の収集・報告

全職員の自主参集を含め、あらゆる状況における参集に際し、職員は、自宅付近の被災状況と参集経路の状況(倒壊家屋、火災発生、道路状況、ライフライン等の状況)を調査し、参集後直ちに所属班長に報告する。

第6 参集者が少ないときの措置

参集途上の調査により、町内の被害が甚大であることが確認された場合には、所定の勤務場所への参集に優先して、救助、医療等生命にかかわる活動を実施するなど、避難者への対応を迅速に行わなければならない。

5章 被害状況の収集・報告

情報の収集は、住民、消防機関、関係機関等の協力を得て行う。特に、人命の危険に関する情報を優先し連続性を重視する。

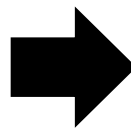
第1 被害状況及び被害情報

- 1 自主防災組織、各自治会(区)長等からの情報
- 2 職員調査報告からの情報(勤務時間内)
- 3 消防団からの情報
- 4 職員参集途上の情報(勤務時間外)
- 5 県等からの情報

第2 収集すべき被害情報

地震発生直後において収集すべき被害情報

情報収集内容	
1	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
2	家屋等建物の倒壊状況
3	火災等の二次災害の発生状況及び発生の危険性
4	避難の必要の有無及び避難の状況
5	住民の動向
6	道路及び交通機関の被害状況
7	電気、上・下水道、電話等ライフラインの被害状況
8	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項



その後の段階において収集すべき被害情報

情報収集内容	
1	被害状況
2	避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況
3	避難所の開設状況
4	避難生活の状況
5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
6	電気、上・下水道、電話等ライフラインの復旧状況
7	医療機関の活動状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路及び交通機関の復旧状況

第3 県等への被害報告

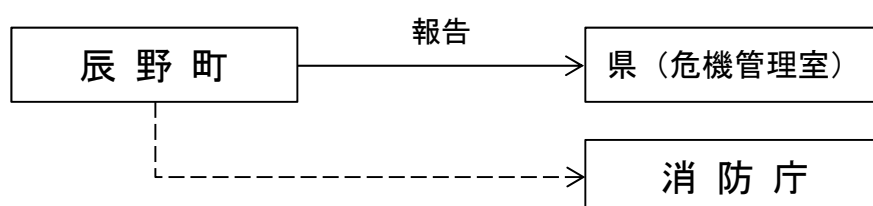
1 震度4以上の地震が発生した場合

町の区域内で震度4以上の地震が発生した場合には、原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で被害状況を県に報告する。

この場合、通信途絶等により、県との連絡がとれない場合は、国(消防庁)に報告し、県との連絡がとれ次第、県にも報告を行う。

<報告内容>

・参集途上の被害状況 ・庁舎周辺の被害状況 ・人命危険情報

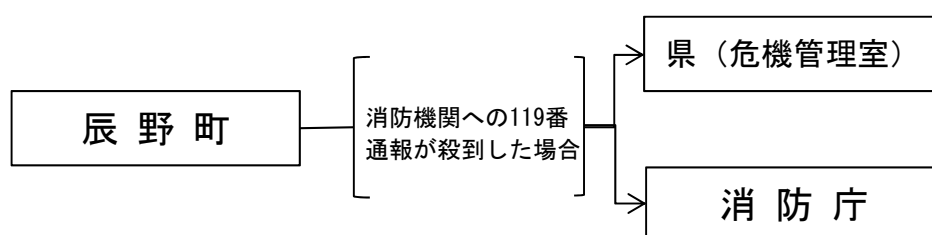


2 震度5以上の地震が発生した場合

町の区域内で震度5以上の地震が発生した場合には、県に加え国(消防庁)に対しても、原則30分以内で可能な限り早く報告する。

3 消防機関への通報が殺到する場合

町は、同時多発火災や救助要請等により、消防機関への119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び国(消防庁)に報告する。



4 報告先

<県危機管理室への報告先>

区分		平日(8:30~17:15) ※危機管理室内	左記以外(夜間・休日)
NTT回線	電話	026-235-7182	○気象通報等による警戒 体制時 ・左欄と同じ
	FAX	026-233-4332	
長野県防災 行政無線(地 上系)	電話	8-231-(5204) カッコ内5200~5213も可	
	FAX	8-231-8741	
長野県防災 行政無線(衛 星系) 【地域衛星通 信ネットワー ク】	電話	771-231-(5204) カッコ内5200~5213も可	
	FAX	771-231-8741	

<消防庁への報告先>

区分		平日(9:30~17:45) ※震災等応急室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無 線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛星通 信ネットワ ーク	電話	771-048-500-7527	TN-048-500-7782
	FAX	771-048-500-7537	TN-048-500-7789

6章 避難指示、誘導等

第1 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、地域住民、滞在者等に対して、時期を失しないよう高齢者等避難又は避難指示の措置をとる。

判断基準については、「辰野町避難情報に係る発令の判断基準」に基づく。

第2 避難者への周知事項

避難措置を実施する場合には、主に次の事項を明示する。

- 1 避難すべき理由(危険の状況)
- 2 避難対象地域
- 3 避難の経路及び避難先

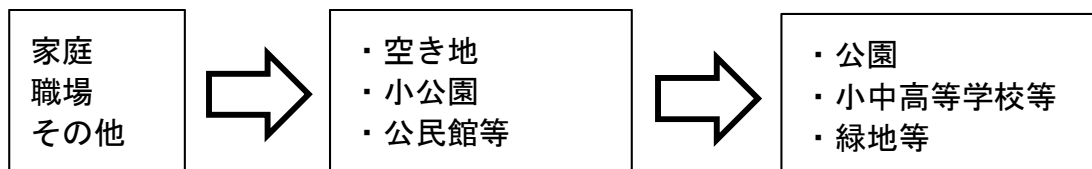
第3 避難誘導の方法

1 町の措置

- (1) 消防団、自治会(自主防災組織)等との連携により実施する。
- (2) 住民が安全かつ迅速に避難できるよう、できるだけ集団で避難する。
- (3) 高齢者、障がい者、児童等の災害時要援護者については、支え合いマップを活用し、地域ぐるみの避難を行うなど、避難誘導に配慮する。
- (4) 浸水地にあつては、できるだけ舟艇、ロープ等を利用し、安全を確保する。
- (5) 避難経路中の危険箇所には、標識、縄張り等をしたり、誘導員(消防団等)を配置する。

2 住民の自主避難

地震等災害が発生し、自らの判断により避難が必要と認めた場合には、隣近所で声を掛け合って自主的に避難する。

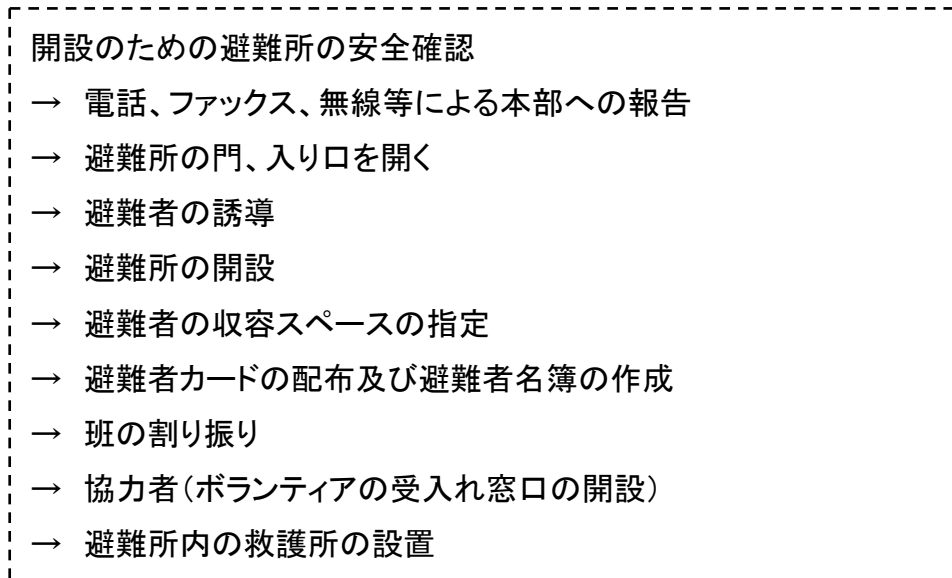


<避難の心得>

- (1) 火の始末や戸締りを確実にする。電気はスイッチを切り、ガスの元栓を閉める。
- (2) 消防、警察などの指示に従って、家族そろって地域ぐるみで避難する。
- (3) 避難の際は、がけ下、崩れそうな壁際、川べりなどはできるだけ避けること。
やむを得ずその場所を通らなければならないときは、十分注視して通行する。
- (4) 高齢者、幼児、病人など災害時要援護者がいる家庭では、隣近所の協力を得て早めに避難する。
- (5) 服装は行動しやすいものとし、頭にはヘルメットや防災頭巾などをかぶる。
- (6) 携帯品は必要品のみとし、両手が使えるよう背負うようにする。
- (7) 切れて垂れ下がった電線等には、絶対触れない。

7章 避難所の開設・運営

* 避難所の開設から運営までの主なフロー *



第1 避難所の開設等

1 避難状況の把握

施設管理者からの被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険の恐れがあるかどうか、次のようなチェックにより施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後、速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を町防災本部に報告する。

(2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の有資格者を関係避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。

応急危険度判定士の不足の場合 → 近隣市町村又は県に応援要請

3 避難所の開設

(1) 避難所を開設したときは、次の事項を速やかに県及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

<報告事項>

- ・開設の日時、場所
- ・避難者の人数
- ・開設予定期間、等

(2) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。

辰野町地域防災計画 資料編 ○避難所及び避難場所一覧

第2 避難所の運営

町、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

(1) 避難者情報の把握

町の避難の受入れについては、可能な限り自治会単独に避難者の集団を編成し、自主防災組織等の協力を得て、適切な運営管理を実施する。

(2) 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

(3) 避難者のプライバシーの確保

避難生活が長期に及びほどプライバシーの確保が必要となるので、仕切りの板の設置など避難者への配慮を行う。

第3 災害時要援護者対策

1 高齢者、障がい者対策

(1) 災害時要援護者への配慮

避難所開設時には、高齢者、障がい者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報等の提供など災害時要援護者には十分配慮する。

(2) 福祉避難所の開設

ア 障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等施設への入所が困難な場合には、救護施設の中から災害時要援護者専用避難所(福祉避難所)を開設する。

イ 開設する場合にはホームヘルパーの派遣、日常生活用品等の確保などを考慮して、福祉関係者等の協力を得て実施する。

また、福祉避難所以外の指定避難所についても必要に応じてその一面を災害時要援護者専用スペースとして確保し、適切な援護を行う。

2 独居老人対策

告知システムの設置されている高齢者は、自治会(自主防災組織)等との協力を得て援助を実施する。

第4 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携を図り、消火、救出、救護、避難誘導などを実施する。

<消火活動>

- 1 各自家庭における火の始末
- 2 初期消火の実施
- 3 延焼の場合は自主防災組織消火班出動

<救出活動>

- 1 初期救出の実施
- 2 建設業者への応援要請

<救護活動>

- 1 軽傷者は各世帯で処置
- 2 各世帯で不可能な場合は自主防災組織救護班が処置
- 3 重傷者などの医療機関への搬送
- 4 要援護者の救護

<情報活動>

- 1 各世帯による自主防災組織情報班への被害状況報告
- 2 情報の集約と町等への報告
- 3 隣接自主防災組織との情報交換
- 4 重要情報の各世帯への広報
- 5 町への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供
- 6 ボランティアに要請するための被災者ニーズの把握

<避難活動>

- 1 避難路の安全確認
- 2 避難者の誘導(組織的避難の実施)
- 3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え
- 4 要援護者の介助

<給食給水活動>

- 1 飲料水の確保
- 2 炊出しの実施
- 3 飲料水、食料などの公平配分

8章 災害対策本部

第1 設置基準

次の場合に災害対策本部を設置する。

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を実施するため、次の基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

(ア) 町の地域で大規模な災害が発生したとき。

(イ) 町の地域で多数の傷病者を伴う事故が発生したとき。

(ウ) 町の地域で震度5弱以上の地震を観測し、必要があると認められるとき。

(エ) その他、不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため必要があると認められるとき。

第2 設置場所

町役場庁舎に隣接する消防署内防災センターに設置。ただし、町庁舎が被災する等当該場所に設置することが不可能な場合は、町長が指定する場所に設置

第3 職務代理者

本部長(町長)が不在の場合の職務代理者は、次のとおり。

第1順位 副町長(副本部長)

第2順位 教育長(副本部長)

第3順位 総務課長

第4 本部員会議

本部長は、災害対策本部を設置したときには、速やかに本部員会議を開催し、その実施を推進する。

1 構成メンバー

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	各課長職以上に当たる者、 辰野消防署長、消防団長、社会福祉協議会事務局長

2 本部員会議の主な協議事項

- (1) 災害応急対策の基本方針に関すること
- (2) 動員配備体制に関すること
- (3) 各部員の連絡調整事項の指示に従うこと
- (4) 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達に関すること
- (5) 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整に関すること

- (6) 物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出に関すること。
- (7) 自衛隊災害派遣要請に関すること
- (8) 現地災害対策本部に関すること
- (9) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (10) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (11) 他市町村への応援要請に関すること。
- (12) その他災害に関する重要な事項

第5 配備時期及び配備内容

災害時の配備体制は、次のとおりである。

(ア) 風水害等発生時の配備動員基準

活動期間	参集職員	活動開始基準(職員参集基準)
警戒一次体制		
○総務課により情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策) ○総務課長が必要と認めたとき、総務課及び関係課の職員の増員を行う。		
右の基準に該当した時から総務課長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	総務課 建設水道課	<自主参集> ○大雨注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 <参集連絡> ○台風の予想進路にあたっている等災害が発生するおそれのある時で、総務課長が必要と認めた時。
警戒二次体制		
○災害対策本部の組織表の人員の一部又は班長以上が情報の収集等を主目的に配備につくものとする。 ○総務課長は、警戒体制をとったあと、状況により配備職員を増減することができる。		
右の基準に該当した時から総務課長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	災害対策本部員 総務課全員 その他各課関係職員	<自主参集> ○土砂災害警戒情報もしくは水防警報が発表されたとき ○周辺の火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火警報(火口周辺規制、噴火警戒レベル2)が発表された場合 <参集連絡> ○「警戒一次体制」基準の状況下で、総務課長が必要と認めた時。 ○災害が発生するおそれのある時で、総務課長が必要と認めた時。

非常体制		
○職員配備人員一覧表による指令により班長以上及びあらかじめ指定された職員が配備につくものとする。		
○町長は、非常体制をとったあと状況により配備職員を増減することができる。		
右の基準に該当した時から町長が配備の必要がないと認められた時及び他の体制に移行した時まで	各課 係長以上 総務課全員 その他各課 関係職員	<p><自主参集></p> <p>○周辺の火山に、噴火警報(入山規制、噴火警戒レベル3)、噴火速報が発表された場合</p> <p><参集連絡></p> <p>○以下のいずれかの状況下で町長が必要と認めた時。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時

緊急体制(全体体制)		
○町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。		
○状況により、必要な人員による体制を構築する。		
右の基準に該当した時から町長が配備の必要がないと認められた時まで	全課 ・全職員	<p><参集連絡></p> <p>○大規模な災害が発生し、災害救助法を適用する事態に至った時で、町長が必要と認めた時。</p> <p>○町内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、町長が必要と認めた時。</p>

(イ) 地震発生時もしくは「南海トラフ地震臨時情報」配備動員基準

活動期間	参集職員	活動開始基準(職員参集基準)
警戒一次体制		
○総務課により情報収集・伝達を行う。(警戒二次体制以降に継続するための事前対策)		
○総務課長が必要と認めたとき、総務課及び関係課の職員の増員を行う。		
右の基準に該当した時から総務課長が配備の必要がないと認められた時及び他の体制に移行した時まで	総務課 建設水道課	<p><自主参集></p> <p>○町内に震度3の地震が発生した場合</p> <p><参集連絡></p> <p>○総務課長が必要と認めた時。</p>

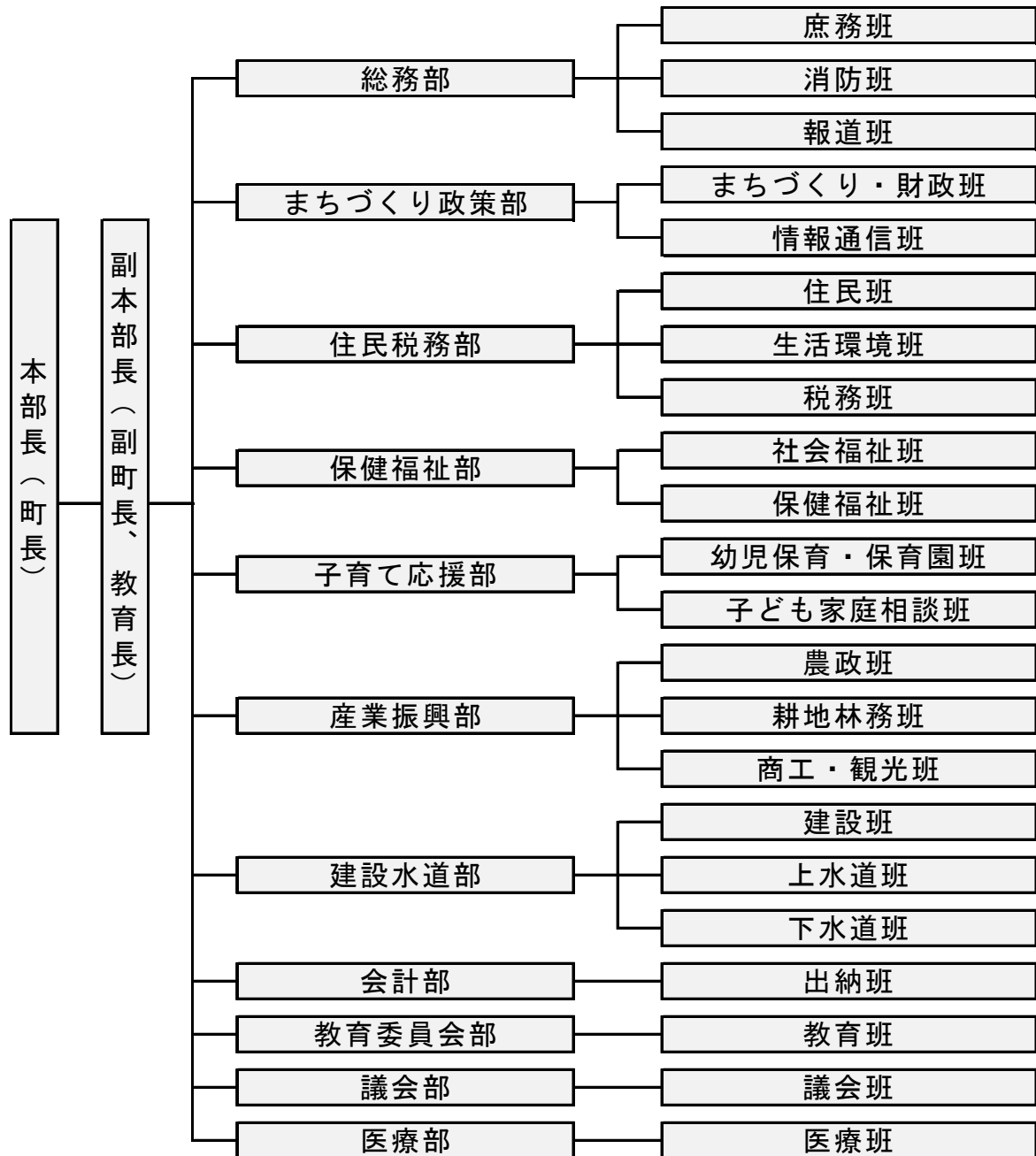
警戒二次体制		
<p>○災害対策本部の組織表の人員の一部又は班長以上が情報の収集等を主目的に配備につくものとする。</p> <p>○総務課長は、警戒体制をとったあと、状況により配備職員を増減することができる。</p>		
<p>右の基準に該当した時から総務課長が配備の必要がないと認められた時及び他の体制に移行した時まで</p>	<p>災害対策本部員 総務課全 員 その他各課 関係職員</p>	<p><自主参集> ○町内に震度4の地震が発生した場合 <参集連絡> ○「警戒一次体制」基準の状況下で、総務課長が必要と認められた時。 ○災害が発生するおそれのある時で、総務課長が必要と認められた時。</p>

非常体制		
<p>○職員配備人員一覧表による指令により班長以上及びあらかじめ指定された職員が配備につくものとする。</p> <p>○町長は、非常体制をとったあと状況により配備職員を増減することができる。</p>		
<p>右の基準に該当した時から町長が配備の必要がないと認められた時及び他の体制に移行した時まで</p>	<p>各課 係長以上 総務課全 員その他各 課 関係職員</p>	<p><自主参集> ○町内に震度5弱及び5強の地震が発生した時。 ○「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された時。 <参集連絡> ○以下のいずれかの状況下で町長が必要と認められた時。 ・災害が発生した時。 ・激甚な災害が発生するおそれのある時。</p>

緊急体制(全体体制)		
<p>○町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。</p> <p>○状況により、必要な人員による体制を構築する。</p>		
<p>右の基準に該当した時から町長が配備の必要がないと認められた時まで</p>	<p>全課 ・全職員</p>	<p><自主参集> ○「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)もしくは(巨大地震注意)」及び「南海トラフ地震関連解説情報」発表時。 ○町内に震度6弱、6強及び7の地震が発生した時。 <参集連絡必要> ○大規模な災害が発生し、災害救助法を適用する事態に至った時で、町長が必要と認められた時。 ○町内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、町長が必要と認められた時。</p>

第6 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織図

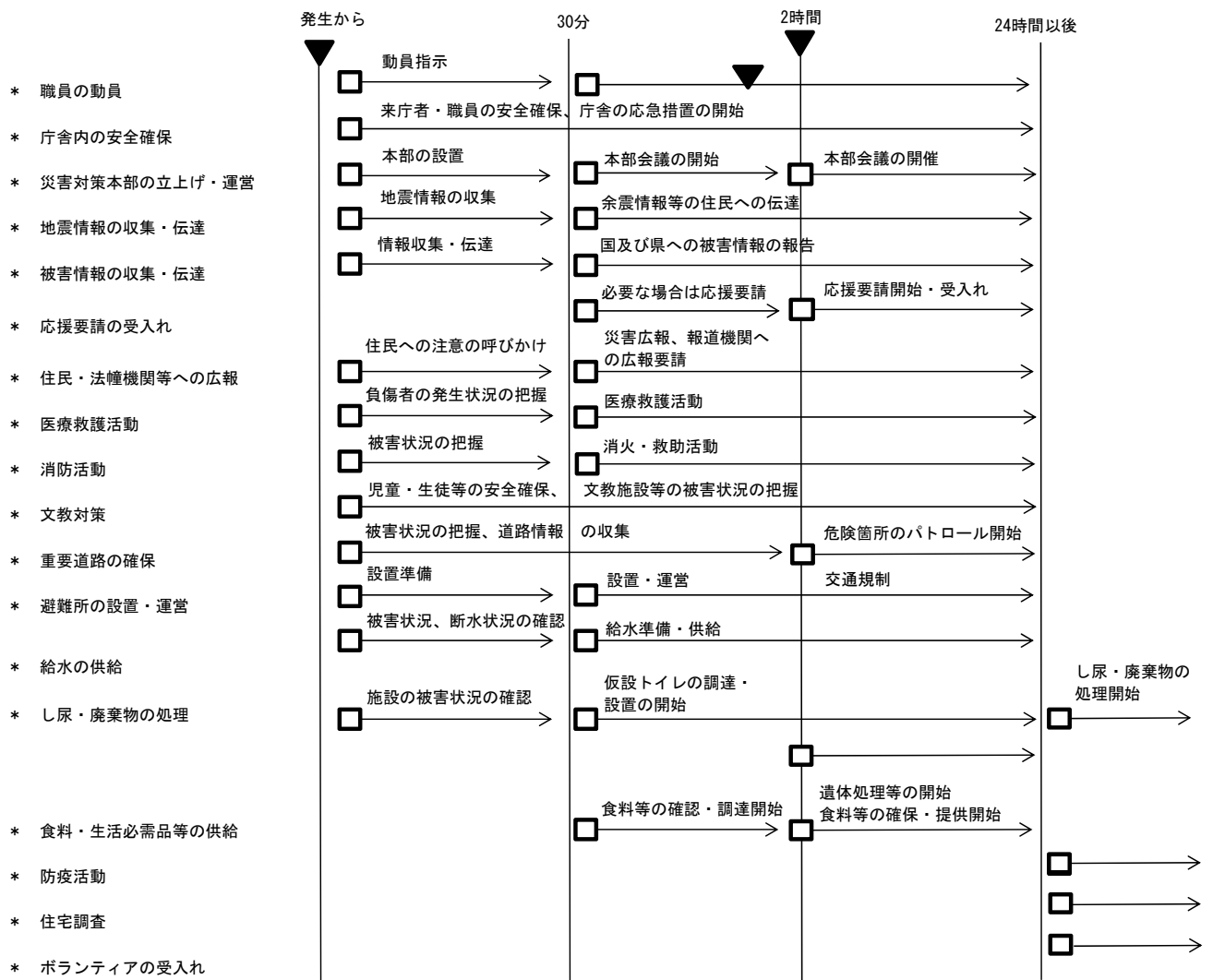


9章 町長等の行動指針

発災から24時間までの初動期の特に重要な活動内容は、おおむね次のとおりである。

本部長、副本部長、各課長等は、この全体的なフローを把握し、各課・各班に対する的確な指示等により応急対策を実施する。

なお、これらの活動以外でも、状況に応じた行動を日頃から想定し、検討しておくものとする。



10章 各課・各班の初動期の時系列フロー

このフローは、地震発生直後に職員が行う初動対策の概要を時系列的に示したのですが、災害の態様、規模等により、その措置は異なり柔軟な対応が必要となってきます。

したがって、この時系列での対応を基本としながら、その場の状況を判断し、次善の活動を実施してください。

メモ～ 震度表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀も破損するものがある。

1 総務部

◆庶務班◆

庶務班初動時重点項目

- 1 来庁者、職員等の安全確保、避難誘導
- 2 住民への避難指示、誘導
- 3 災害対策本部の設置
- 4 動員職員の確保
- 5 各班・県・国・各種機関との情報共有(被害情報、資源情報)

発災～30分

- 来庁者、職員等に対する庁内放送
- 来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導
- 災害対策本部の設置
- 職員動員の指示
- 住民への避難指示・誘導
- 県等からの地震情報の把握
- 各課(各班)からの被害情報の収集
- 概括的な被害情報の県への報告
- 概括的な被害情報の国(消防庁)への報告
- 庁舎の被害情報の把握
- 町有車両の確保
- 各課(各班)との連絡

30分～2時間

- 動員職員の確保
- 住民への避難指示・誘導
- 第1回災害対策本部会議の開催
- 県等からの地震情報の把握
- 各部(各班)からの被害情報の収集・整理
- 逐次、被害情報の県への報告
- 応援要請の判断(必要な場合には県、自衛隊等への応援を要請)
- 庁舎及び町有財産の被害状況の把握
- 庁舎の点検・応急措置
- 町有車両及び民間車両の確保
- 緊急通行車両の確保
- 各部(各班)との連絡

2時間～ 24時間

- 第2回災害対策本部会議の開催
- 余震情報の把握
- 各部(各班)からの被害情報の収集・整理
- 応急対策の活動状況の把握
- 応援要請の受入れの開始
- 庁舎及び町有財産の被害状況の把握
- 庁舎の点検・応急措置
- 町有車両及び民間車両の確保
- 緊急通行車両の確保
- 各部(各班)との連絡連携

24時間～

- 適時、災害対策本部会議を開催
- 余震情報の把握
- 各部(各班)からの被害情報の収集・整理
- 応急対策の活動状況の把握
- 被害状況の整理
- 被害情報の県への報告
- 庁舎及び町有財産の被害状況の把握
- 被害状況等のデータ保存の準備
- 庁舎の点検・応急措置
- 町有車両及び民間車両の確保
- 緊急通行車両の確保
- 各部(各班)との連携

◆消防班◆

消防班初動時重点項目

- 1 消防本部、消防団の状況確認、連絡調整
- 2 被災者の避難、誘導、救命
- 3 消防資機材の状況確認、調達
- 4 防災、消防無線の状況確認、応急対策
- 5 火災、水防その他の情報のとりまとめ

発災～30分

- 消防本部、消防団の状況確認、連絡調整
- 被災者の避難、誘導、救命
- 消防資機材の状況確認、調達準備
- 防災、消防無線の状況確認、応急対策
- 火災、水防その他の情報のとりまとめ

30分～2時間

- 消防本部、消防団の状況確認、連絡調整
- 被災者の避難、誘導、救命
- 消防資機材の状況確認、調達
- 防災、消防無線の状況確認、応急対策
- 火災、水防その他の情報のとりまとめ

2時間～24時間

- 消防本部、消防団の状況確認、連絡調整
- 被災者の避難、誘導、救命
- 消防資機材の状況確認、調達
- 防災、消防無線の状況確認、応急対策
- 火災、水防その他の情報のとりまとめ

24時間～

- 消防本部、消防団の状況確認、連絡調整
- 被災者の避難、誘導、救命
- 消防資機材の状況確認、調達
- 防災、消防無線の状況確認、応急対策
- 火災、水防その他の情報のとりまとめ

◆報道班◆

報道班初動時重点項目

- 1 来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導
- 2 災害に係る公文書(災害関係文書)の收受
- 3 報道機関との連絡、調整
- 4 被害報告、災害報告の収集とりまとめ(庁外)
- 5 庶務班の応援・支援

発災～30分

- 来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導
- 各部(各班)からの被害情報、災害情報の収集
- 報道機関への連絡対応
- 各機関への災害関係文書の收受・対応

30分～2時間

- 各部(各班)からの被害情報、災害情報の収集・整理
- 情報システムの被害状況の確認
- 報道機関への第1回記者会見の実施
- 各機関への災害関係文書の收受・対応

2時間～ 24時間

- 各部(各班)からの被害情報、災害情報の収集・整理
- 応急対策の活動状況の把握
- 報道機関への第2回記者会見の実施
- 各機関への災害関係文書の收受・対応

24時間～

- 各部(各班)からの被害情報、災害情報の収集・整理
- 応急対策の活動状況の把握
- 報道機関への第2回記者会見の実施
- 各機関への災害関係文書の收受・対応

2 まちづくり政策部

◆まちづくり・財政班◆

まちづくり・財政班初動時重点項目

- 1 来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導
- 2 災害広報の実施
- 3 庶務班、報道班との情報共有(被害情報)
- 4 被害情報からの復旧費用の概算算定
- 5 庶務班の応援

発災～30分

- 来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導
- 庁内外の被害情報の収集(庶務班、報道班との連携)
- 庁舎の被害情報の把握
- 災害広報の準備

30分～2時間

- 庁内外の被害情報の収集(庶務班、報道班との連携)
- Web等での災害広報の実施
- 市民向けの災害相談室の設置準備
- 庶務班の応援

2時間～ 24時間

- 庁内外の被害情報の収集(庶務班、報道班との連携)
- Web等での災害広報の実施
- 市民向けの災害相談室の設置
- 庶務班の応援

24時間～

- 庁内外の被害情報の収集(庶務班、報道班との連携)
- 被害情報からの復旧費用の概算算定
- Web等での災害広報の実施
- 市民向けの災害相談の受付
- 庶務班の応援

◆情報通信班◆

情報通信班初動時重点項目

- 1 来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導
- 2 情報システムの被害状況把握・復旧
- 3 告知システム設備の被害状況把握・復旧
- 4 観光情報センター・上伊那情報センターの被害状況確認、応急対応

発災～30分

- 来庁者、職員等の安全確保及び避難誘導
- 情報システムの被害状況の確認
- 告知システム設備の被害状況の確認
- 観光情報センター・上伊那情報センターの被害状況確認

30分～2時間

- 情報システムの被害状況の確認
- 告知システム設備の被害状況確認、応急対応
- 観光情報センター・上伊那情報センターの被害状況確認、応急対応

2時間～ 24時間

- 情報システムの被害状況の確認、応急対応
- 告知システム設備の被害状況確認・応急対応
- 観光情報センター・上伊那情報センターの被害状況確認、応急対応

24時間～

- 情報システムの被害状況の確認、応急対応
- 告知システム設備の被害状況確認・応急対応
- 観光情報センター・上伊那情報センターの被害状況確認、応急対応

3 住民税務部

◆住民班◆

住民班初動時重点項目

- 1 人的被害状況の把握
- 2 被害者の救出
- 3 支所、町立辰野病院、診療所等各施設の被害状況確認
- 4 医療関係者への動員要請
- 5 医薬品・衛生資材・救護材料等の状況把握

発災～30分

- 人的被害状況の把握
- 被害者の救出
- 庶務班への被害状況の報告
- 医療関係者への動員要請
- 国民健康保険施設の被害状況確認
- 支所、町立辰野病院、診療所等の被害状況確認
- 医師会との連絡調整
- 医薬品・衛生資材・救護材料等の状況把握

30分～2時間

- 人的被害状況の把握
- 被害者の救出
- 庶務班への被害状況の報告
- 医療関係者への動員要請・確保
- 国民健康保険施設の被害状況確認
- 支所、町立辰野病院、診療所等の被害状況確認
- 医師会との連絡調整
- 医薬品・衛生資材・救護材料等の状況把握

2時間～ 24時間

- 人的被害状況の把握
- 被害者の救出
- 庶務班への被害状況の報告
- 国民健康保険施設の被害状況確認
- 支所、町立辰野病院、診療所等との被害状況確認、連絡調整
- 医師会との連絡調整
- 医薬品・衛生資材・救護材料等の状況把握

24時間～

- 人的被害状況の把握
- 被害者の救出
- 庶務班への被害状況の報告
- 国民健康保険施設の被害状況確認
- 支所、町立辰野病院、診療所等との被害状況確認、連絡調整
- 医師会との連絡調整
- 医薬品・衛生資材・救護材料等の状況把握

◆生活環境班◆

生活環境班初動時重点項目

- 1 火葬施設等の被害状況の把握、復旧
- 2 死体の処理、安置
- 3 し尿および廃棄物の処理
- 4 防疫処理の実施
- 5 庶務班への被害状況報告
- 6 仮設トイレの手配・準備

発災～30分

- 火葬施設等の被害状況の把握
- 庶務班への被害状況の報告

30分～2時間

- 火葬施設等の被害状況の把握
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

2時間～ 24時間

- 仮設トイレの手配
- 火葬施設等の被害状況の把握
- 逐次、庶務班への被害状況の報告
- 死体の処理、安置の開始

24時間～

- 仮設トイレの設置
- 火葬施設の応急対策の開始
- 死体の処理、安置
- し尿および廃棄物の収集処理の開始
- 防疫処理の開始
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

◆税務班◆

税務班初動時重点項目

- 1 住民等からの住家等一般被害の状況把握
- 2 庶務班への被害状況の報告
- 3 庶務班の応援

発災～30分

- 住民等からの住家等一般被害の状況把握
- 庶務班への被害状況の報告
- 庶務班の応援

30分～2時間

- 住民等からの住家等一般被害の状況把握
- 逐次、庶務班への被害状況の報告
- 庶務班の応援

2時間～ 24時間

- 住民等からの住家等一般被害の状況把握
- 逐次、庶務班への被害状況の報告
- 庶務班の応援

24時間～

- 住民等からの住家等一般被害の状況把握
- 逐次、庶務班への被害状況の報告
- 庶務班の応援

4 保健福祉部

◆社会福祉班◆

社会福祉班初動時重点項目

- 1 避難所の運営、設置
- 2 社会福祉協議会、民間協力団体との状況確認、連絡調整
- 3 災害時要援護者の状況把握、確認、対応
- 4 ボランティアの受け入れ対応
- 5 被害状況の庶務班への報告

発災～30分

- 避難所の設置開始
- 庶務班への被害状況の報告
- 社会福祉協議会、民間協力団体への状況確認、連絡
- 災害時要援護者の状況把握、確認

30分～2時間

- 避難所の開設、受け入れの開始
- 逐次、庶務班への被害状況の報告
- 社会福祉協議会、民間協力団体との連絡、調整
- 災害時要援護者の状況把握、確認、対応

2時間～ 24時間

- 避難所の受け入れ
- 避難者名簿の作成開始
- 逐次、庶務班への被害状況の報告
- 社会福祉協議会、民間協力団体との連絡、調整
- 災害時要援護者の状況把握、確認、対応

24時間～

- 避難所の運営開始
- 避難者名簿の作成
- 逐次、庶務班への被害状況の報告
- 社会福祉協議会、民間協力団体との連絡、調整
- ボランティアの受け入れ開始
- 災害時要援護者の状況把握、確認、対応

◆保健福祉班◆

保健福祉班初動時重点項目

- 1 社会福祉施設の被害状況確認、対応
- 2 介護支援センター等の被害状況の確認
- 3 社会福祉関係施設入所者の安全確保、避難誘導
- 4 日赤分区および赤十字奉仕団の状況確認、連絡調整
- 5 救助用物資および義援物資の受け入れ対応

発災～30分

- 社会福祉関係施設の被害状況の把握
- 日赤分区および赤十字奉仕団の状況確認
- 介護支援センター等の被害状況の確認
- 社会福祉関係施設入所者の安全確保、避難誘導
- 庶務班への被害状況の報告

30分～2時間

- 社会福祉関係施設の被害状況の把握
- 日赤分区および赤十字奉仕団の状況確認、連絡調整
- 介護支援センター等の被害状況の確認、連絡調整
- 社会福祉関係施設入所者の安全確保、避難誘導
- 逐次、庶務班への被害状況の報告
- 救助用物資の集積保管場所の確保
- 救助用物資および義援物資の受け入れ準備
- 社会福祉班の応援

2時間～ 24時間

- 社会福祉関係施設の被害状況の把握
- 日赤分区および赤十字奉仕団の状況確認、連絡調整
- 介護支援センター等の被害状況の確認、連絡調整
- 社会福祉関係施設入所者の安全確保、避難誘導
- 庶務班への被害状況の報告
- 救助用物資および義援物資の受け入れ開始
- 社会福祉班の応援

24時間～

- 社会福祉関係施設の被害状況の把握
- 日赤分区および赤十字奉仕団の状況確認、連絡調整
- 介護支援センター等の被害状況の確認、連絡調整
- 社会福祉関係施設入所者の安全確保
- 庶務班への被害状況の報告
- 救助用物資および義援物資の受け入れ、配分の準備
- 社会福祉班の応援

5 子育て応援部

◆幼児保育・保育園班◆

幼児保育・保育園班初動時重点項目

- 1 保育園等の児童の避難誘導、安全確保
- 2 教育施設等の被害状況確認、応急対策
- 3 施設利用者の避難誘導、安全確保
- 4 被災児童の避難、救助

発災～30分

- 保育園等の児童の避難誘導、安全確保
- 施設利用者の避難誘導、安全確保
- 教育施設等の被害状況確認
- 被災児童の状況確認、救助

30分～2時間

- 保育園等の児童の避難誘導、安全確保
- 施設利用者の避難誘導、安全確保
- 教育施設等の被害状況確認、応急対策準備
- 被災児童の状況確認、救助

2時間～24時間

- 保育園等の児童の安全確保
- 施設利用者の安全確保
- 教育施設等の被害状況確認、応急対策
- 被災児童、生徒の状況確認、救助

24時間～

- 保育園等の児童、生徒等の安全確保
- 施設利用者の安全確保
- 教育施設等の被害状況確認、応急対策
- 被災児童の状況確認、救助

◆子ども家庭相談班◆

子ども家庭相談班初動時重点項目

- 1 被災母子等の避難誘導、安全確保
- 2 施設利用者の避難誘導、安全確保
- 3 被災幼児の避難、救助

発災～30分

- 被災母子等の避難誘導、安全確保
- 施設利用者の避難誘導、安全確保
- 被災幼児の避難、救助

30分～2時間

- 被災母子等の避難誘導、安全確保
- 施設利用者の避難誘導、安全確保
- 被災幼児の避難、救助

2時間～24時間

- 被災母子等の避難誘導、安全確保
- 施設利用者の避難誘導、安全確保
- 被災幼児の避難、救助

24時間～

- 被災母子等の避難誘導、安全確保
- 施設利用者の避難誘導、安全確保
- 被災幼児の避難、救助

6 産業振興部

◆農政班◆

農政班初動時重点項目

- 1 農地、農業用施設等の被害状況の把握、応急対策
- 2 農畜産物の被害状況の把握、応急対策
- 3 農業関係団体の被害状況の確認、連絡調整
- 4 応急資機材の手配
- 5 庶務班への被害状況の報告

発災～30分

- 農地、農業用施設等の被害状況の把握
- 農畜産物の被害状況の把握
- 農業関係団体の被害状況の確認
- 応急資機材の手配準備
- 庶務班への被害状況の報告

30分～2時間

- 農地、農業用施設等の被害状況の把握
- 農畜産物の被害状況の把握、応急対策の準備
- 農業関係団体の被害状況の確認、連絡調整
- 応急資機材の手配準備
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

2時間～ 24時間

- 農地、農業用施設等の被害状況の把握
- 農畜産物の被害状況の把握、応急対策の準備
- 農業関係団体との連絡調整
- 応急資機材の手配
- 逐次、庶務班への被害状況の報告
- 家畜伝染病等の防疫準備

24時間～

- 農地、農業用施設等の被害状況の把握
- 農畜産物の被害状況の把握、応急対策の実施
- 農業関係団体との連絡調整
- 応急資機材の手配
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

◆耕地林務班◆

耕地林務班初動時重点項目

- 1 農道、農業用水路等の被害状況の把握、応急対策
- 2 林地、林道、治山施設等の被害状況の把握、応急対策
- 3 応急、災害復旧用の木材、薪等の状況の把握、手配
- 4 庶務班への被害状況の報告

発災～30分

- 農道、農業用水路等の被害状況の把握
- 林地、林道、治山施設等の被害状況の把握
- 応急、災害復旧用の木材、薪等の状況の把握
- 庶務班への被害状況の報告

30分～2時間

- 農道、農業用水路等の被害状況の把握
- 林地、林道、治山施設等の被害状況の把握
- 応急、災害復旧用の木材、薪等の状況の把握
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

2時間～ 24時間

- 農道、農業用水路等の被害状況の把握、応急対策の準備
- 林地、林道、治山施設等の被害状況の把握、応急対策の準備
- 応急、災害復旧用の木材、薪等の状況の把握、手配準備
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

24時間～

- 農道、農業用水路等の被害状況の把握、応急対策の実施
- 林地、林道、治山施設等の被害状況の把握、応急対策の実施
- 応急、災害復旧用の木材、薪等の手配の開始
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

◆商工・観光班◆

商工・観光班初動時重点項目

- 1 商工業者等の被害状況の把握
- 2 観光施設林地等の被害状況の把握、応急対策
- 3 町民の応急復旧資材の状況の把握、手配
- 4 被服、寝具その他生活必需品等の調達
- 5 庶務班への被害状況の報告

発災～30分

- 商工業者等の被害状況の把握
- 観光施設林地等の被害状況の把握
- 町民の応急復旧資材の状況の把握
- 被服、寝具その他生活必需品等の調達準備
- 庶務班への被害状況の報告

30分～2時間

- 商工業者等の被害状況の把握
- 観光施設林地等の被害状況の把握、応急対策の準備
- 町民の応急復旧資材の状況の把握、手配準備
- 被服、寝具その他生活必需品等の調達準備
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

2時間～ 24時間

- 商工業者等の被害状況の把握
- 観光施設林地等の被害状況の把握、応急対策の実施
- 町民の応急復旧資材の状況の把握、手配開始
- 被服、寝具その他生活必需品等の調達準備、手配開始
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

24時間～

- 商工業者等の被害状況の把握
- 観光施設林地等の被害状況の把握、応急対策の実施
- 町民の応急復旧資材の状況の把握、手配開始
- 被服、寝具その他生活必需品等の調達準備、手配開始
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

7 建設水道部

◆建設班◆

建設班初動時重点項目

- 1 公共土木施設の被害状況の把握、応急対策
- 2 河川施設の被害状況の把握、応急対策
- 3 道路交通施設の被害状況の把握、応急対策
- 4 町営住宅の被害状況の把握、応急対策
- 5 町民の応急復旧資材の状況の把握、手配
- 6 応急仮設住宅
- 7 庶務班への被害状況の報告、状況把握図の作成

発災～30分

- 公共土木施設の被害状況の把握
- 河川施設の被害状況の把握
- 道路交通施設の被害状況の把握
- 町営住宅の被害状況の把握
- 町民の応急復旧資材の状況の把握
- 道路交通情報の収集、状況の把握
- 応急仮設住宅の手配準備
- 庶務班への被害状況の報告

30分～2時間

- 公共土木施設の被害状況の把握、応急対策準備
- 河川施設の被害状況の把握、応急対策準備
- 道路交通施設の被害状況の把握、応急対策準備
- 町営住宅の被害状況の把握、応急対策準備
- 町民の応急復旧資材の状況の把握
- 道路交通情報の収集、状況の把握
- 町内の状況把握図の作成
- 道路等の障害物の除去準備
- 応急仮設住宅の手配準備
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

2時間～ 24時間

- 公共土木施設の被害状況の把握、応急対策の実施
- 河川施設の被害状況の把握、応急対策の実施
- 道路交通施設の被害状況の把握、応急対策の実施
- 町営住宅の被害状況の把握、応急対策の実施
- 町民の応急復旧資材の状況の把握、手配準備
- 道路交通情報の収集、状況の把握
- 逐次、町内の状況把握図の作成
- 道路等の障害物の除去
- 応急仮設住宅の手配準備
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

24時間～

- 公共土木施設の被害状況の把握、応急対策の実施

- 河川施設の被害状況の把握、応急対策の実施
- 道路交通施設の被害状況の把握、応急対策の実施
- 町営住宅の被害状況の把握、応急対策の実施
- 町民の応急復旧資材の状況の把握、手配準備
- 道路交通情報の収集、状況の把握
- 逐次、町内の状況把握図の作成
- 道路等の障害物の除去
- 応急仮設住宅の手配準備
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

◆上水道班◆

上水道班初動時重点項目

- 1 上水道施設等の被害状況の把握、応急対策
- 2 飲料水の状況の把握、対策
- 3 庶務班への被害状況の報告

発災～30分

- 上水道施設等の被害状況の把握
- 飲料水の状況の把握
- 庶務班への被害状況の報告

30分～2時間

- 上水道施設等の被害状況の把握、応急対策の実施
- 飲料水の状況の把握、対策の実施
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

2時間～ 24時間

- 上水道施設等の被害状況の把握、応急対策の実施
- 飲料水の状況の把握、対策の実施
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

24時間～

- 上水道施設等の被害状況の把握、応急対策の実施
- 飲料水の状況の把握、対策の実施
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

◆下水道班◆

下水道班初動時重点項目

- 1 下水道施設等の被害状況の把握、応急対策
- 2 水処理センターの被害状況の把握、応急対策
- 3 農業集落排水処理施設の被害状況の把握、応急対策
- 4 防災関係機関との連絡調整
- 5 庶務班への被害状況の報告

発災～30分

- 下水道施設等の被害状況の把握
- 水処理センターの被害状況の把握
- 農業集落排水処理施設の被害状況の把握
- 関係機関の状況の把握
- 防災関係機関との連絡調整
- 庶務班への被害状況の報告

30分～2時間

- 下水道施設等の被害状況の把握、応急対策の準備
- 水処理センターの被害状況の把握、応急対策の準備
- 農業集落排水処理施設の被害状況の把握、応急対策の準備
- 関係機関の状況の把握、連絡調整
- 防災関係機関との連絡調整
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

2時間～ 24時間

- 下水道施設等の被害状況の把握、応急対策の実施
- 水処理センターの被害状況の把握、応急対策の実施
- 農業集落排水処理施設の被害状況の把握、応急対策の実施
- 関係機関の状況の把握、連絡調整
- 防災関係機関との連絡調整
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

24時間～

- 下水道施設等の被害状況の把握、応急対策の実施
- 水処理センターの被害状況の把握、応急対策の実施
- 農業集落排水処理施設の被害状況の把握、応急対策の実施
- 関係機関の状況の把握、連絡調整
- 防災関係機関との連絡調整
- 逐次、庶務班への被害状況の報告

8 会計部

◆出納班◆

出納班初動時重点項目

- 1 災害関係費用の支出見積り(3パターン程度、随時更新)
- 2 義援金の受付準備
- 3 庶務班、報道班、まちづくり・財政班との連携

発災～30分

- 災害関係費用の支出見積りの準備
- 緊急性の高い支出項目の整理、支出準備
- 庶務班、報道班、まちづくり・財政班との連携

30分～2時間

- 災害関係費用の支出見積りの準備
- 緊急性の高い支出項目の整理、支出準備
- 庶務班、報道班、まちづくり・財政班との連携

2時間～ 24時間

- 災害関係費用の支出見積り
- 緊急性の高い支出項目の整理、支出
- 義援金の受付準備
- 庶務班、報道班、まちづくり・財政班との連携

24時間～

- 災害関係費用の支出見積り
- 緊急性の高い支出項目の整理、支出
- 義援金の受付
- 庶務班、報道班、まちづくり・財政班との連携

9 教育委員会部

◆教育班◆

教育班初動時重点項目

- 1 学校施設の生徒等の避難誘導、安全確保
- 2 学校教育施設等の被害状況確認、応急対策
- 3 施設利用者の避難誘導、安全確保
- 4 学校教育施設等の避難所の開設、運営
- 5 被災生徒の避難、救助

発災～30分

- 学校施設の生徒等の避難誘導、安全確保
- 施設利用者の避難誘導、安全確保
- 学校教育施設等の被害状況確認
- 被災生徒の状況確認、救助

30分～2時間

- 学校施設の生徒等の避難誘導、安全確保
- 施設利用者の避難誘導、安全確保
- 学校教育施設等の被害状況確認、応急対策準備
- 被災生徒の状況確認、救助
- 学校施設等における避難所の開設準備

2時間～24時間

- 学校施設の生徒等の安全確保
- 施設利用者の安全確保
- 学校教育施設等の被害状況確認、応急対策
- 被災生徒の状況確認、救助
- 学校施設等における避難所の開設

24時間～

- 学校施設の生徒等の安全確保
- 施設利用者の安全確保
- 学校教育施設等の被害状況確認、応急対策
- 被災生徒の状況確認、救助
- 学校施設等における避難所の開設

10 議会部

◆議会班◆

議会班初動時重点項目

- 1 議員の安否確認
- 2 議員からの被害情報のとりまとめ
- 3 議員との情報共有、要望のとりまとめ
- 4 庶務班の応援

発災～30分

- 議員、議会事務局員等の避難誘導、安全確保
- 議員の安否確認、所在把握
- 議員からの被害情報、要望のとりまとめ
- 議場等施設の被害状況確認
- 庶務班の応援

30分～2時間

- 議員、議会事務局員等の避難誘導、安全確保
- 議員の安否確認、所在把握
- 議員からの被害情報、要望のとりまとめ
- 議場等施設の被害状況確認、応急対策準備
- 庶務班の応援

2時間～24時間

- 議員、議会事務局員等の安全確保
- 議員の安否確認、所在把握
- 議員からの被害情報、要望のとりまとめ
- 議場等施設の被害状況確認、応急対策
- 庶務班の応援

24時間～

- 議員、議会事務局員等の安全確保
- 議員の安否確認、所在把握
- 議員からの被害情報、要望のとりまとめ
- 議場等施設の被害状況確認、応急対策
- 庶務班の応援

11 医療部

◆医療班◆

医療班初動時重点項目

- 1 被災者の医療・救護
- 2 町立辰野病院の被害状況確認、応急対策
- 3 医薬品、医療器具、衛生材料の管理、確保
- 4 保健福祉部との連絡調整
- 5 医師会等団体との連絡調整

発災～30分

- 被災者の医療、救護体制の構築
- 町立辰野病院等の利用者等の状況確認、避難誘導、安全確保
- 医薬品、医療器具、衛生材料の状況確認、追加手配の準備
- 医師会等の状況確認
- 保健福祉部との連絡調整

30分～2時間

- 被災者の医療措置、救護の実施
- 町立辰野病院等の利用者等の状況確認、避難誘導、安全確保
- 医薬品、医療器具、衛生材料の状況確認、追加手配
- 医師会等の状況確認
- 保健福祉部との連絡調整

2時間～24時間

- 被災者の医療措置、救護の実施
- 町立辰野病院等の利用者等の状況確認、安全確保
- 医薬品、医療器具、衛生材料の状況確認、追加手配
- 医師会等の状況確認
- 保健福祉部との連絡調整

24時間～

- 被災者の医療措置、救護の実施
- 町立辰野病院等の利用者等の状況確認、避難誘導、安全確保
- 医薬品、医療器具、衛生材料の状況確認、追加手配の準備
- 医師会等の状況確認
- 保健福祉部との連絡調整

○雪害対策マニュアル

〔基本的事項〕

1. 第1次動員体制

①職員の動員

・建設水道課長は、降雪量が第1次の区分に該当する見込み及び該当した場合は、建設水道課担当職員を必要に応じて招集する。

・総務課長は、状況に応じ職員を招集することができる。

② 除雪体制

・道路関係

ア. 建設水道課長が総体の指揮をとる。総務課長が気象情報等を収集伝達する。

イ. 役割分担

建設管理係長・・・区長・伊那建設事務所との連絡調整及び情報収集除雪業者との連絡調整・直営班の除雪箇所調整

総務課危機管理係長・・・気象情報・交通情報の収集伝達

・道路以外

ア. 総務課長が総体の指揮をとる。

イ. 役割分担

総務課長の指示による。

2. 第2次動員体制

①職員の動員

総務課長及び建設水道課長は降雪量が第2次の区分に該当する見込み及び該当した場合は、副町長と協議の上対策本部を設置するものとする。

建設水道課長は、建設水道課職員全員を招集する。

建設水道課を除くその他の職員は、辰野町地域防災計画書における職員初動マニュアル(第3 職員の動員P5)に準じて、総務課長が招集する。

②除雪体制

・道路関係

ア. 建設水道課長が総体の指揮をとる。大雪対策本部が気象情報等を収集伝達する。

イ. 役割分担

建設管理係長・・・区長、伊那建設事務所及び関連機関(中電・NTT他)との連絡調整・情報収集及び係間の連絡調整・災害対策本部との連絡調整・除雪業者との連絡調整・直営班の除雪箇所調整直営班による除雪、融雪作業の実施

建設工務係長・・・除雪箇所調査・指導

都市計画係長・・・交通整理及び迂回路対策・雪捨て場対応

大雪対策本部・・・気象情報・交通情報の収集伝達

・道路以外

ア. 総務課長が総体の指揮をとる。

イ. 役割分担

総務課長の指示及びマニュアルに基づき行動する。

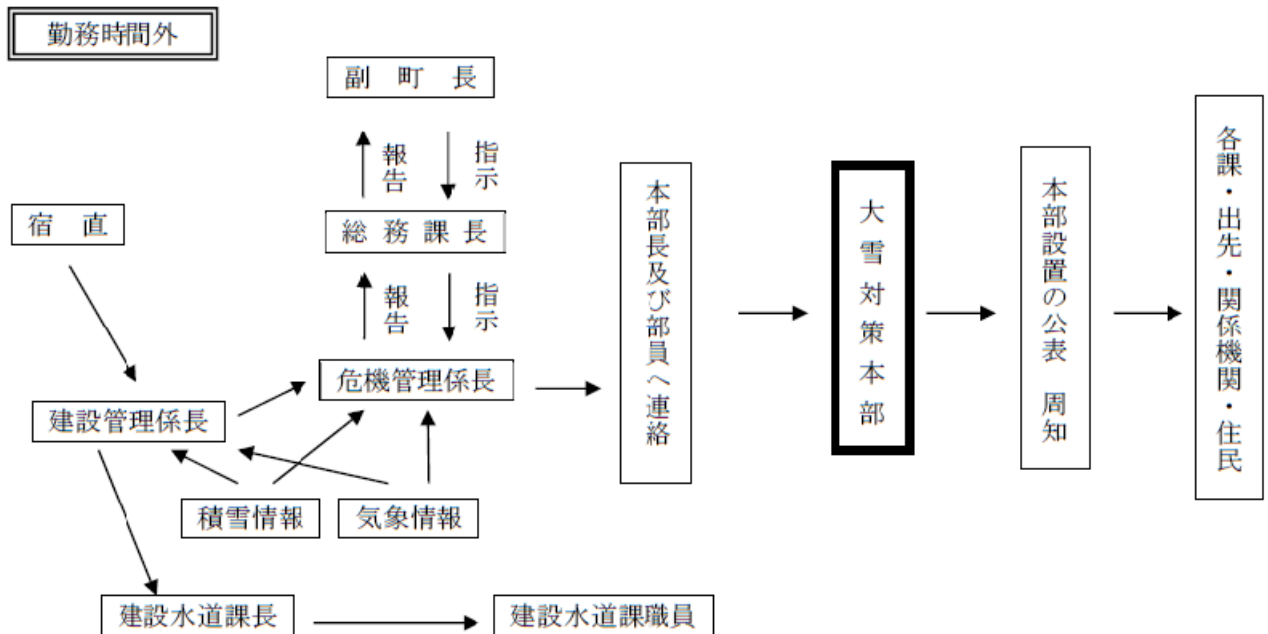
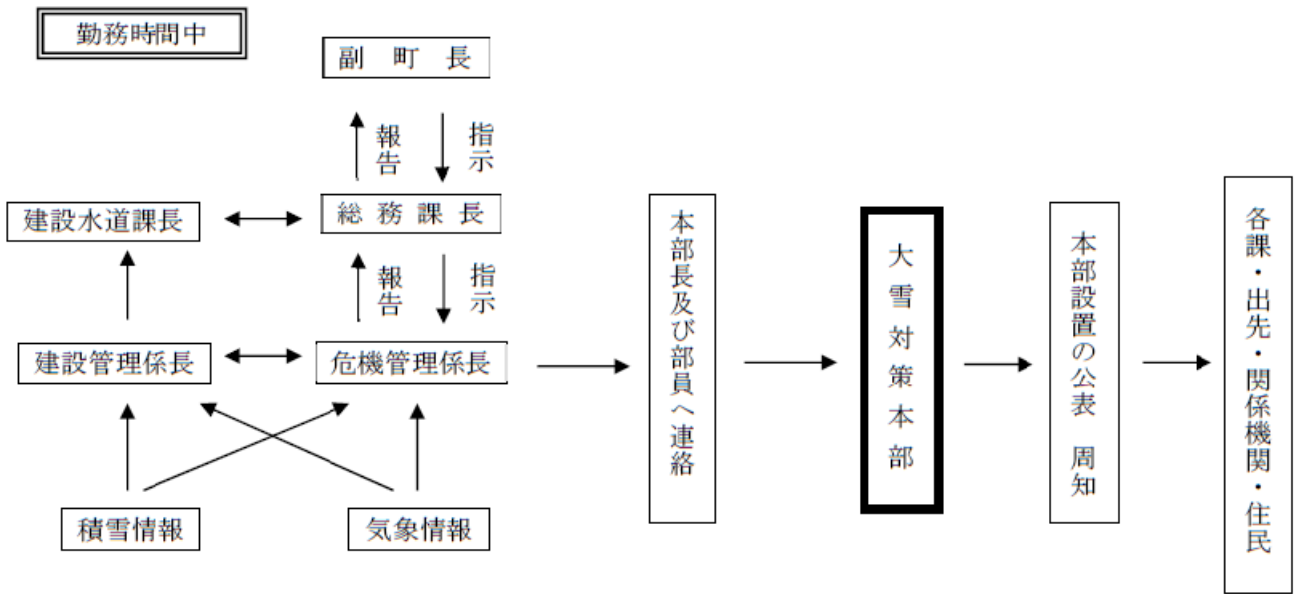
降雪量区分

区分	降雪量 (24時間)	路線	出動(組織)体制
第1次除雪体制 (大雪注意報発令時)	5 ~ 10cm	町道1号線(城前線)、12号線(東西線)、 16号線(上辰野線)、17号線(宮木桜町線)	建設水道部
	10 ~ 15cm	その他町道	
第2次除雪体制 (大雪警報発令時)	40cm以上	町内全域	大雪対策本部 建設水道部

※大雪注意報発令基準・・・12時間の降雪の深さ10cm

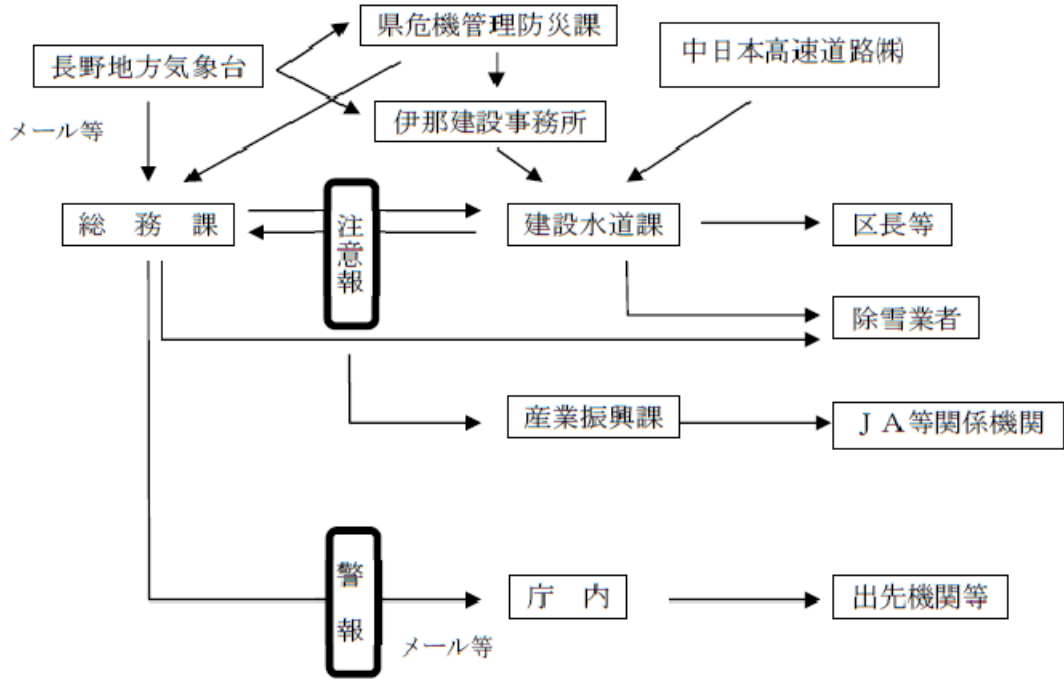
※大雪警報発令基準・・・12時間の降雪の深さ20cm

大雪対策本部設置等マニュアル

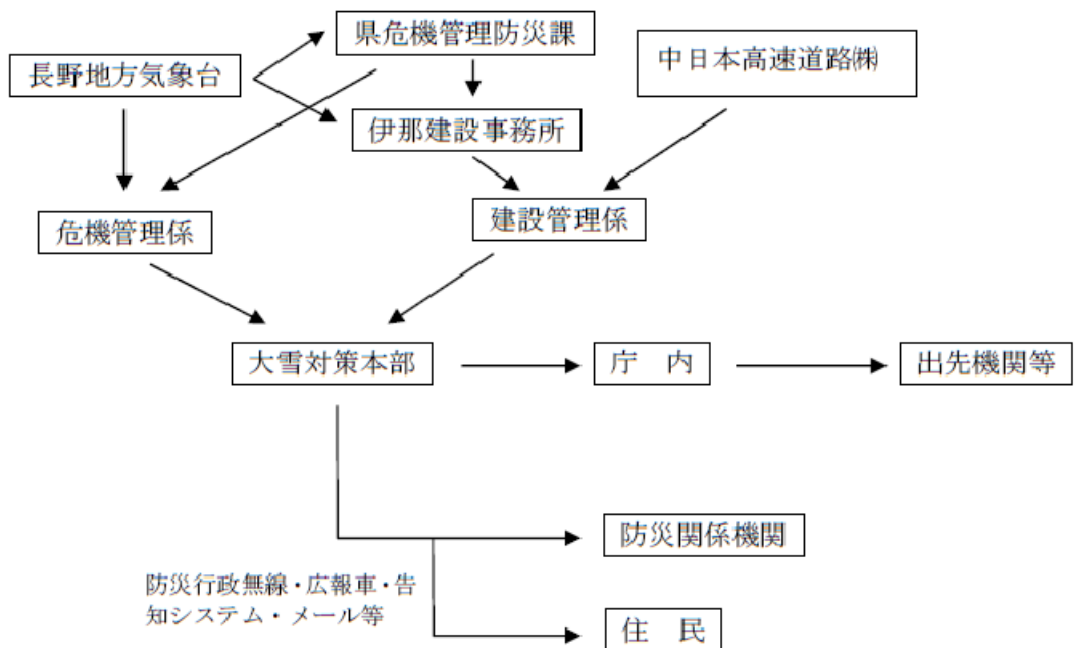


気象情報伝達マニュアル

○平常時～第1次除雪体制時



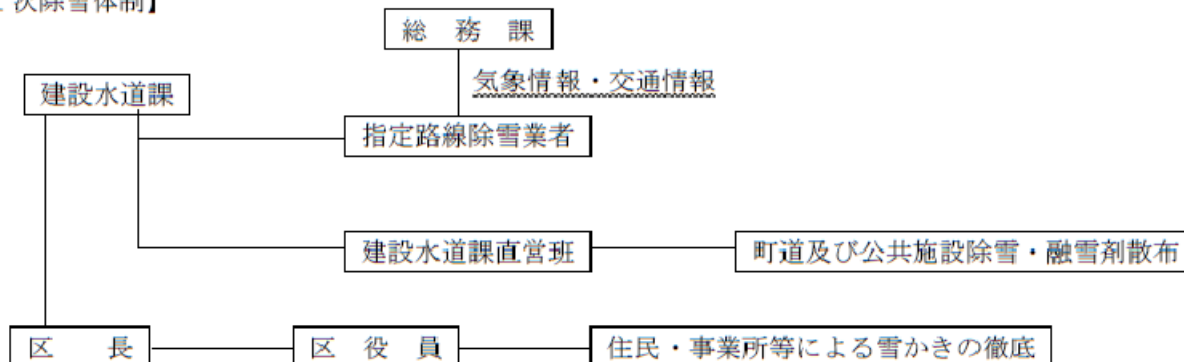
○対策本部設置時



交通確保マニュアル

○道路交通

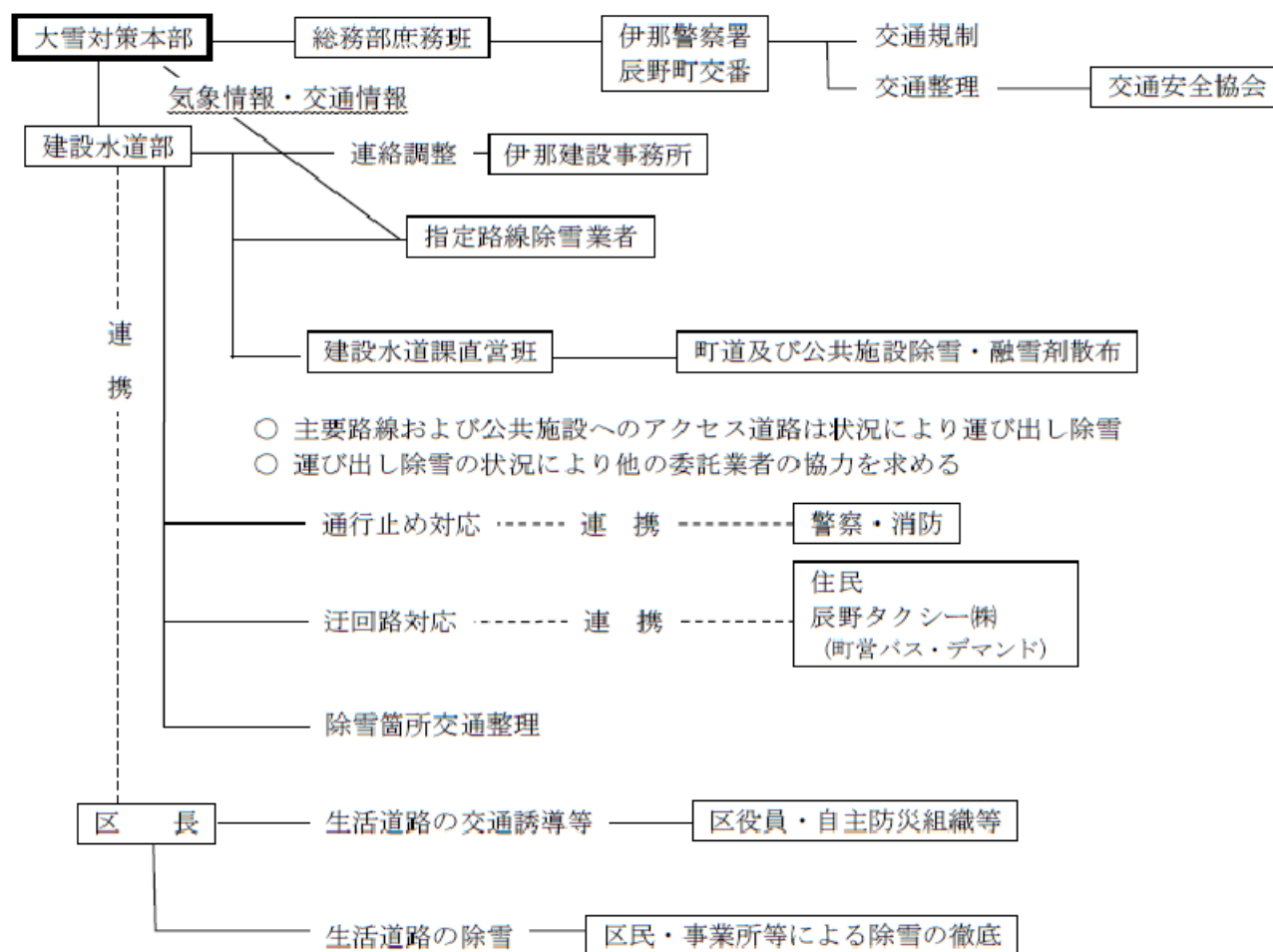
【第1次除雪体制】



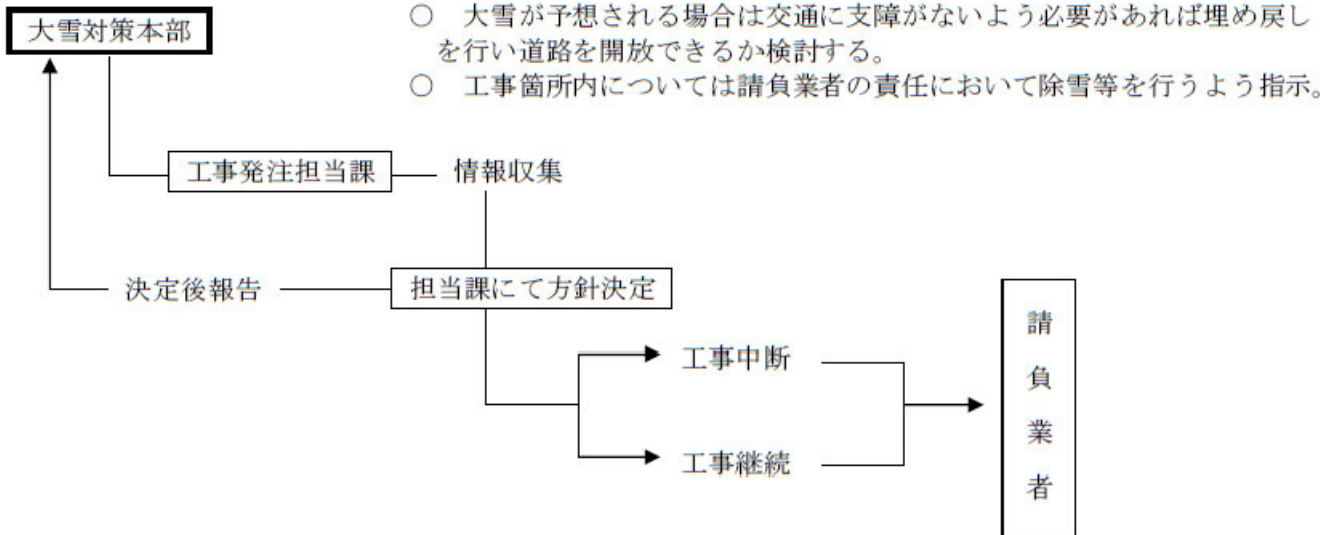
※ 毎年11月に除雪業者と打合せ会議を行い、担当路線を調整する。

※ 毎年12月に区長へ通知し、除雪対策について住民の理解と協力を求める。

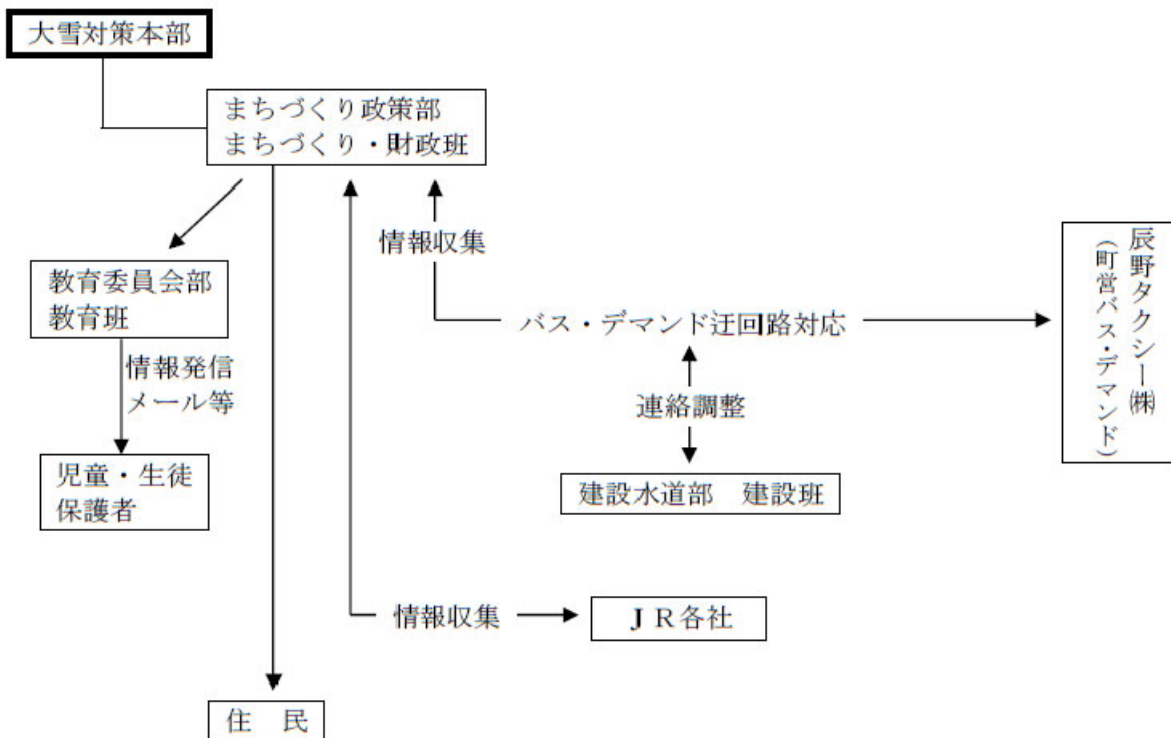
【第2次除雪体制】



◎公共工事箇所対応

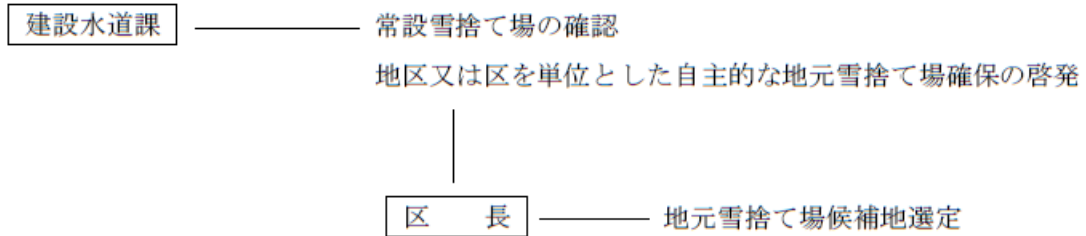


◎公共交通

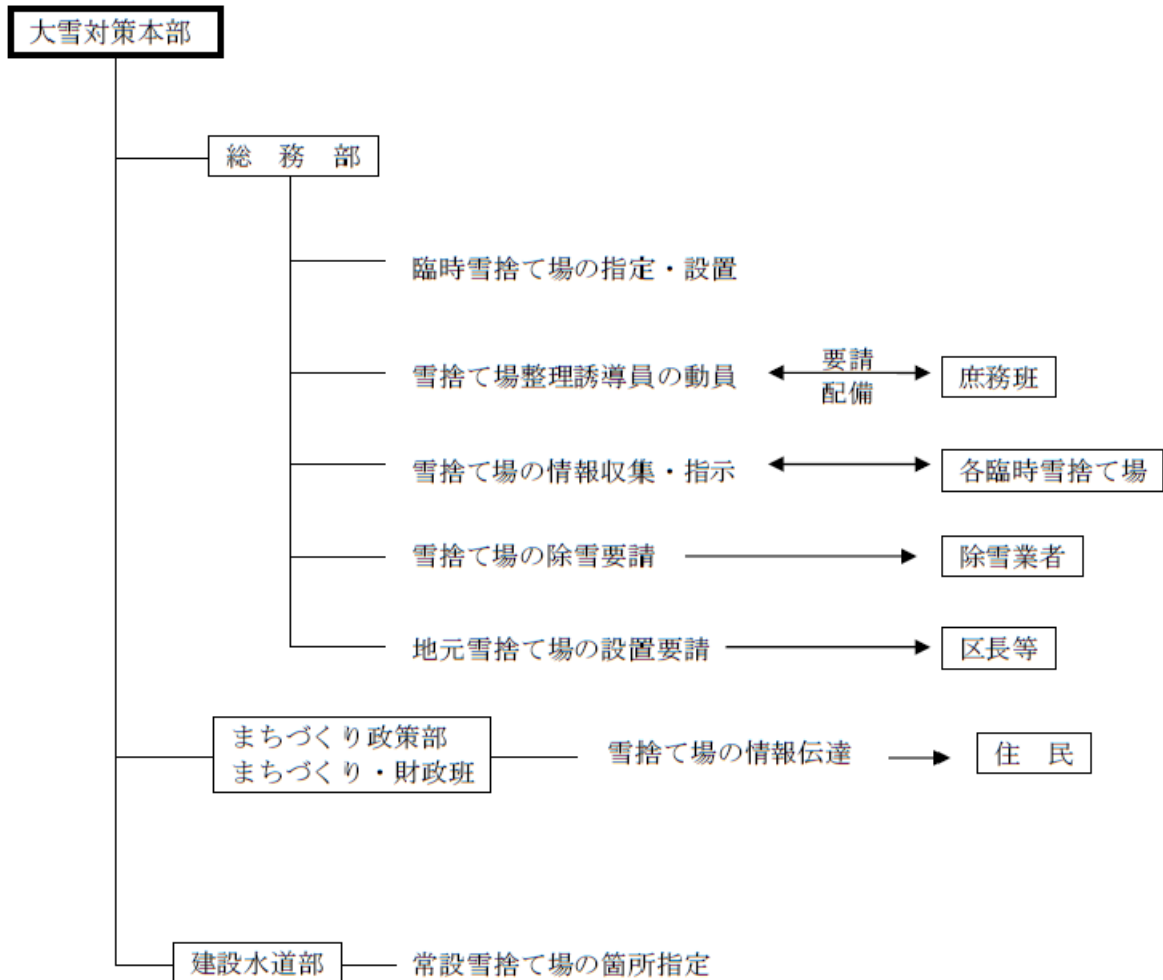


雪捨て場対応マニュアル

【第1次除雪体制】

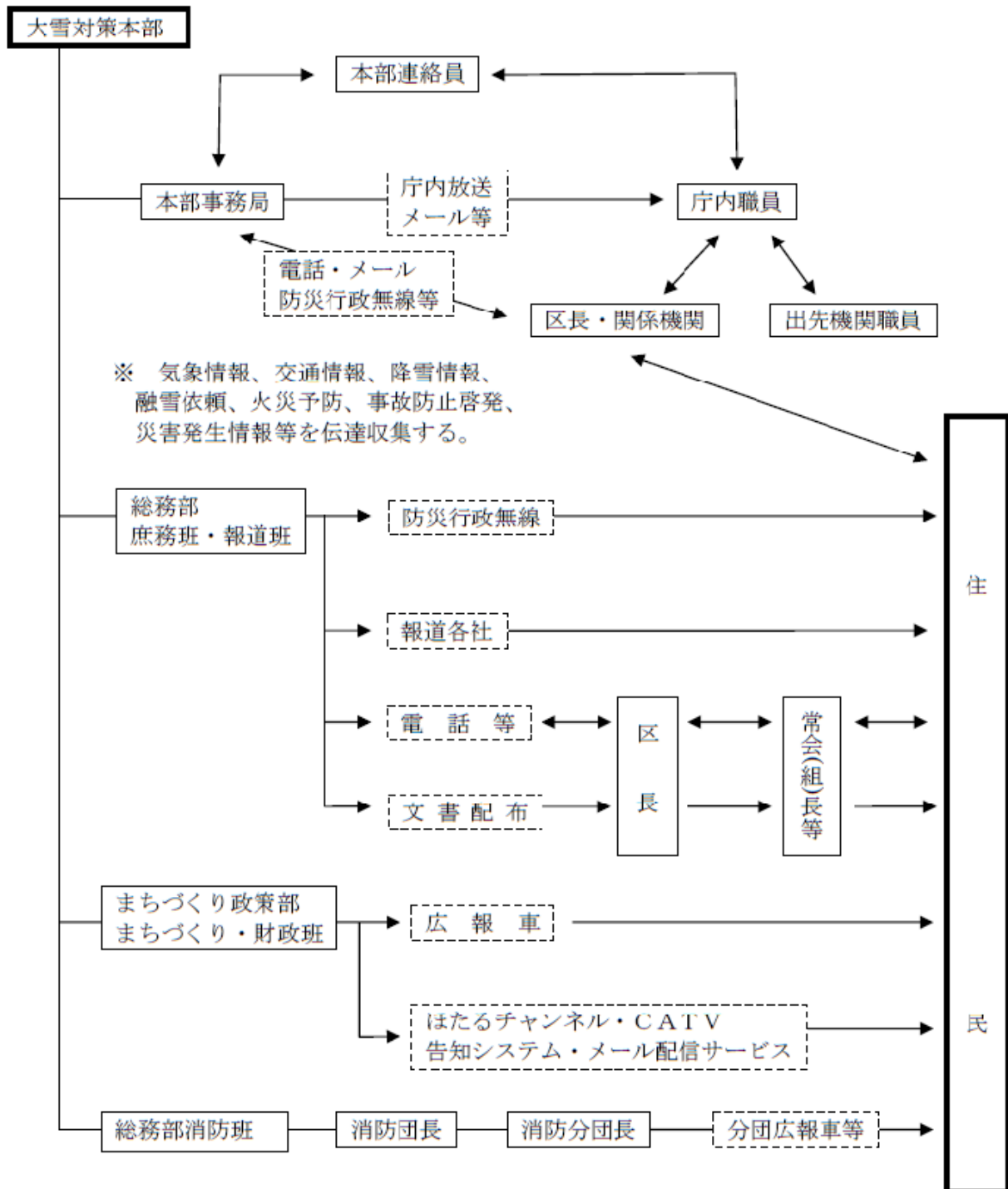


【第2次除雪体制】



※「地元雪捨て場」は地元において「臨時雪捨て場」は町において、それぞれ融雪後の整地等を対応する。

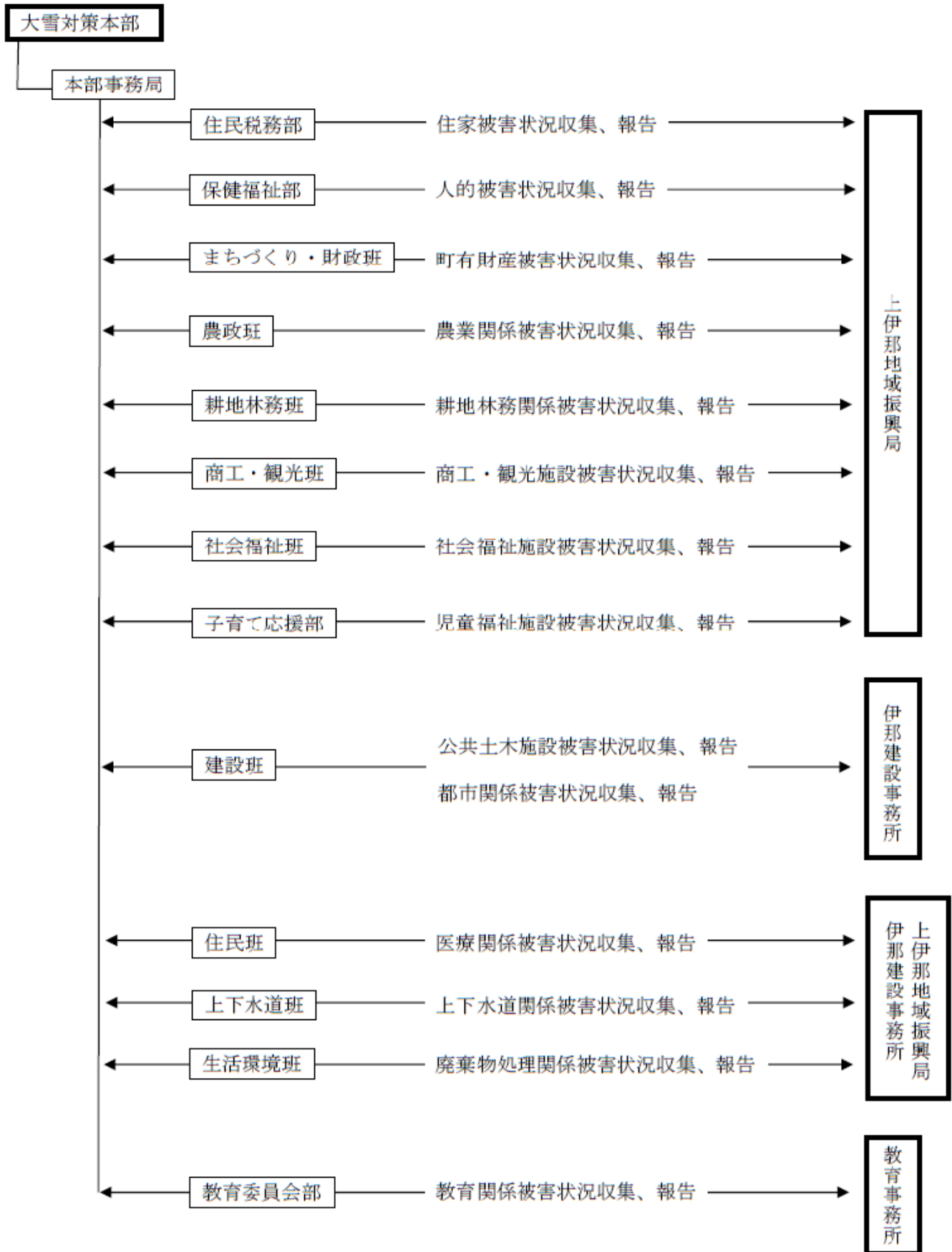
大雪対策情報伝達収集マニュアル



【防災行政無線移動系の運用】

※ 内容等は簡潔に伝えること。

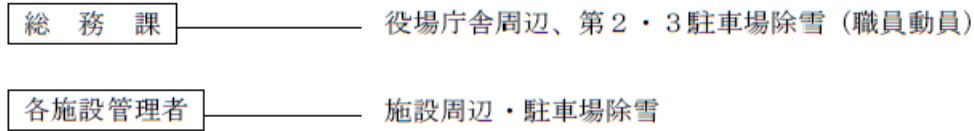
※ 地形等により交信不能の場合は、携帯電話、アマチュア無線等可能な伝達方法に切り換える。



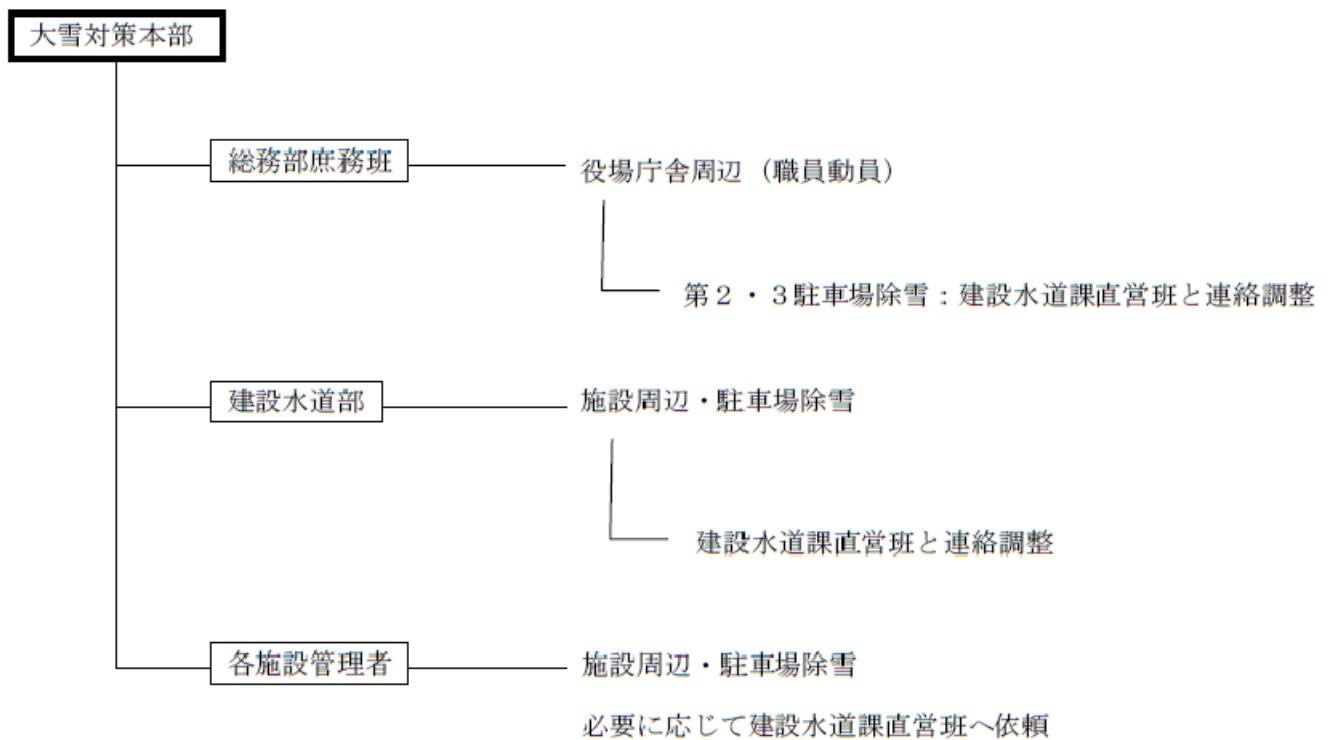
※ なお、総務部、まちづくり部、議会部、住民税務部、会計部にあつては、辰野町地域防災計画に記載されている事務分掌に基づき行動すると共に、各部の応援要請により協力しなければならない。

公共施設除雪対策マニュアル

【第1次除雪体制】

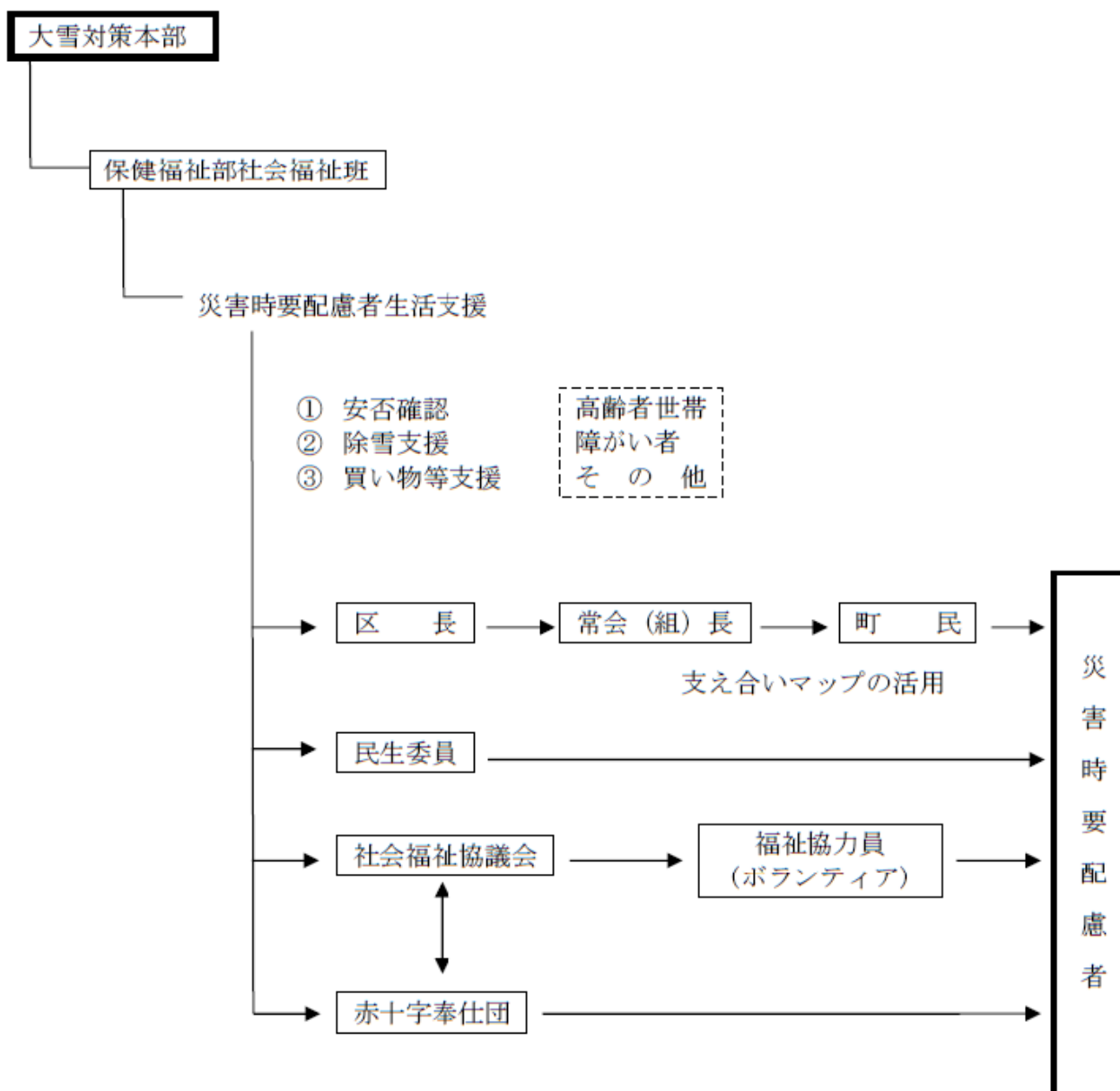


【第2次除雪体制】



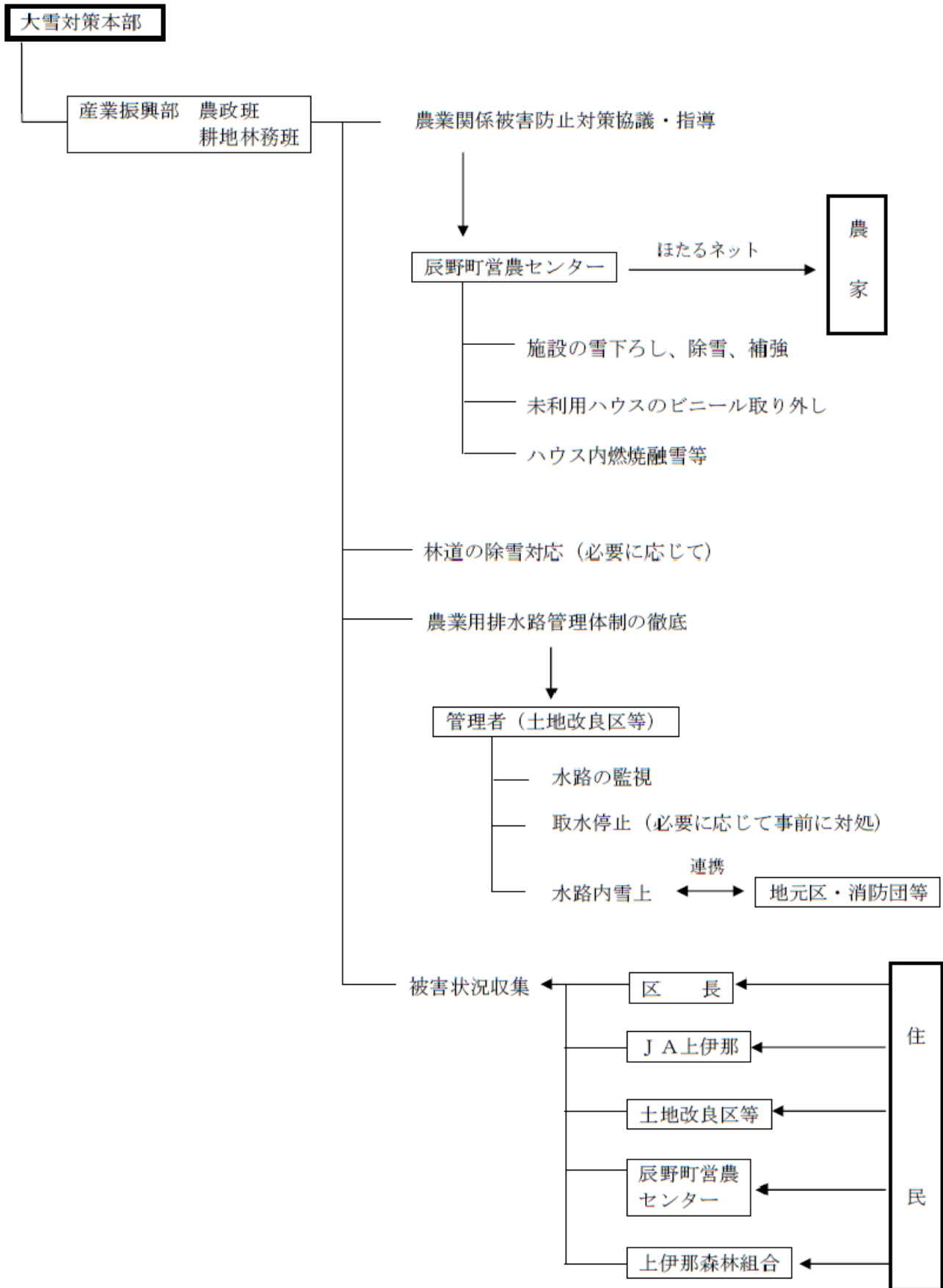
※各施設、緊急性や公共性等を考慮し、近隣の機械所有者に除雪の協力要請をするなど、必要な対応をする。

災害時要配慮者支援マニュアル

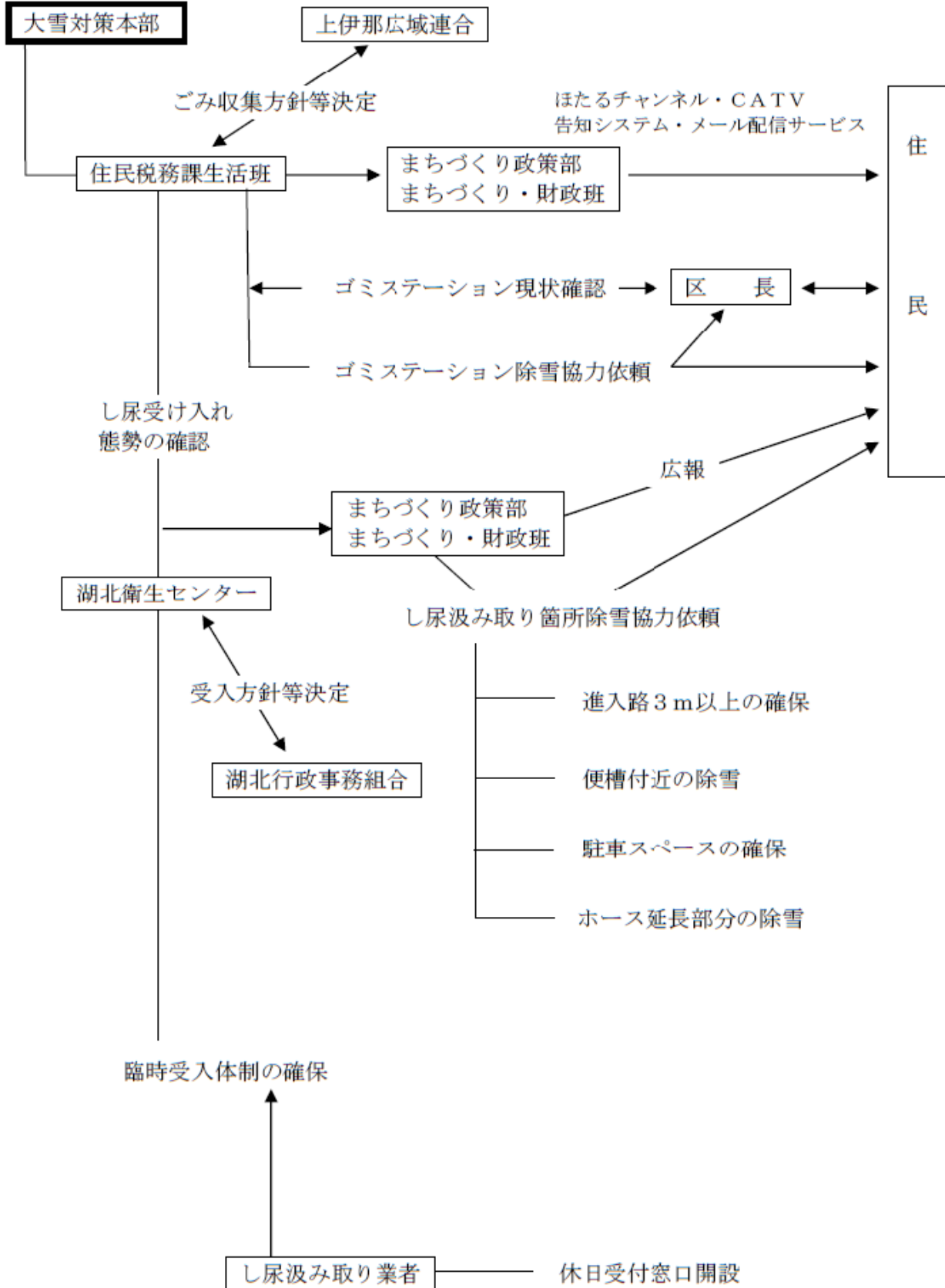


- ※ 共助の精神に基づく近所での助け合いを基本とする。
- ※ 地区の各種団体が連携して災害時要配慮者生活支援を行う。
- ※ 平常時から、支え合いマップの見直しを行い有事に備える。

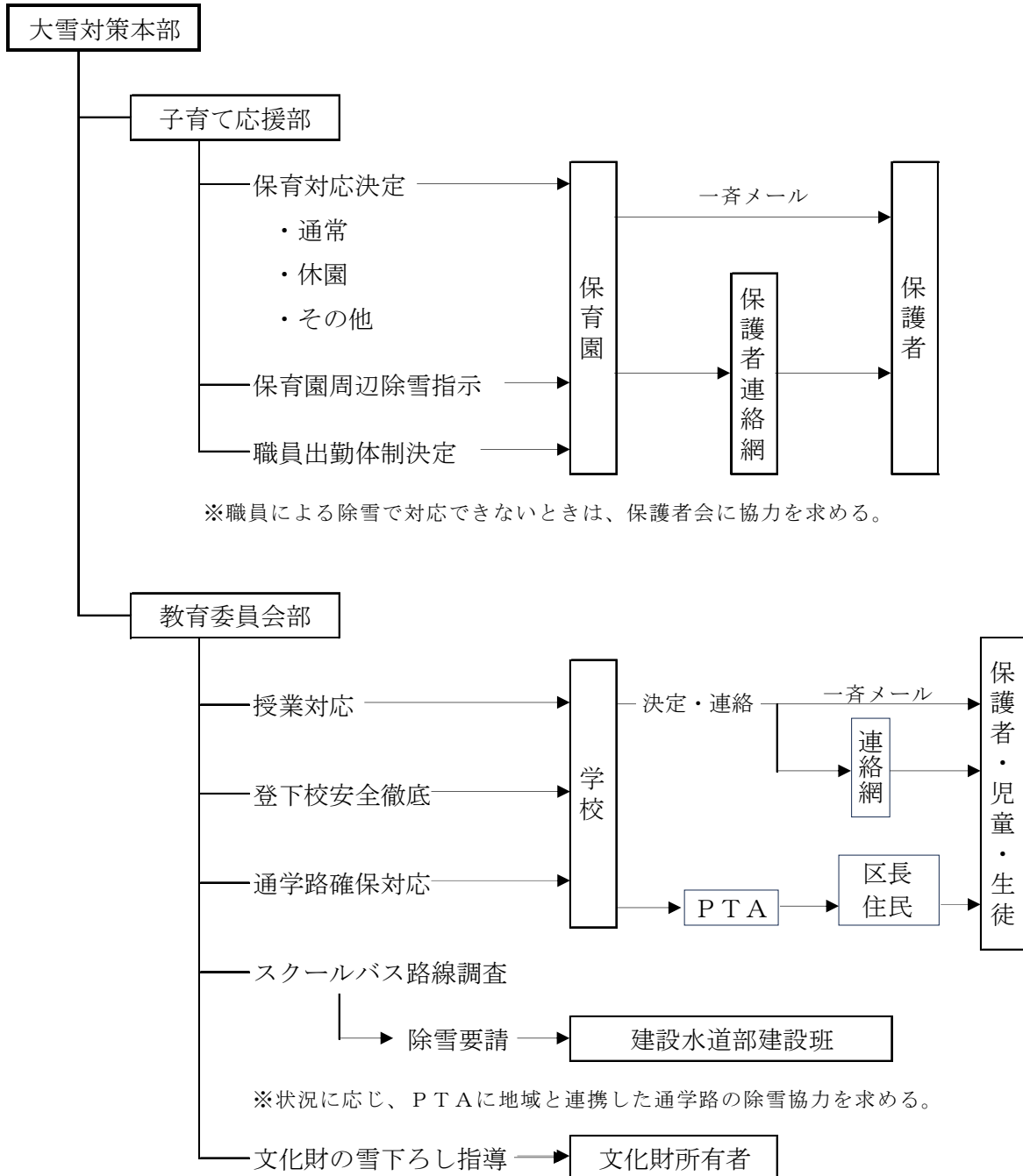
農林業関係対策マニュアル



ごみ・し尿対策マニュアル



保育・授業確保、文化財保護マニュアル

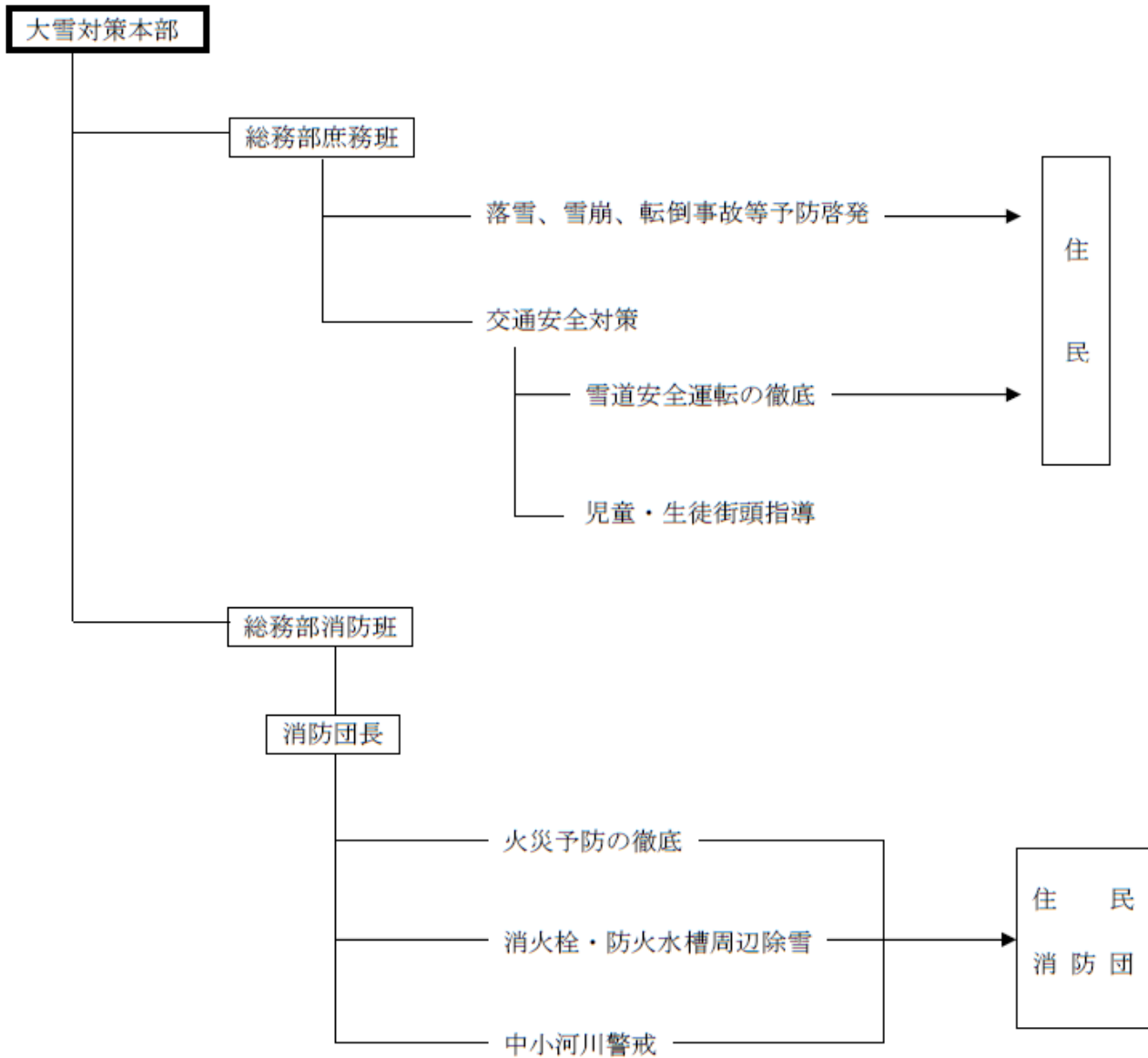


※職員による除雪で対応できないときは、保護者会に協力を求める。

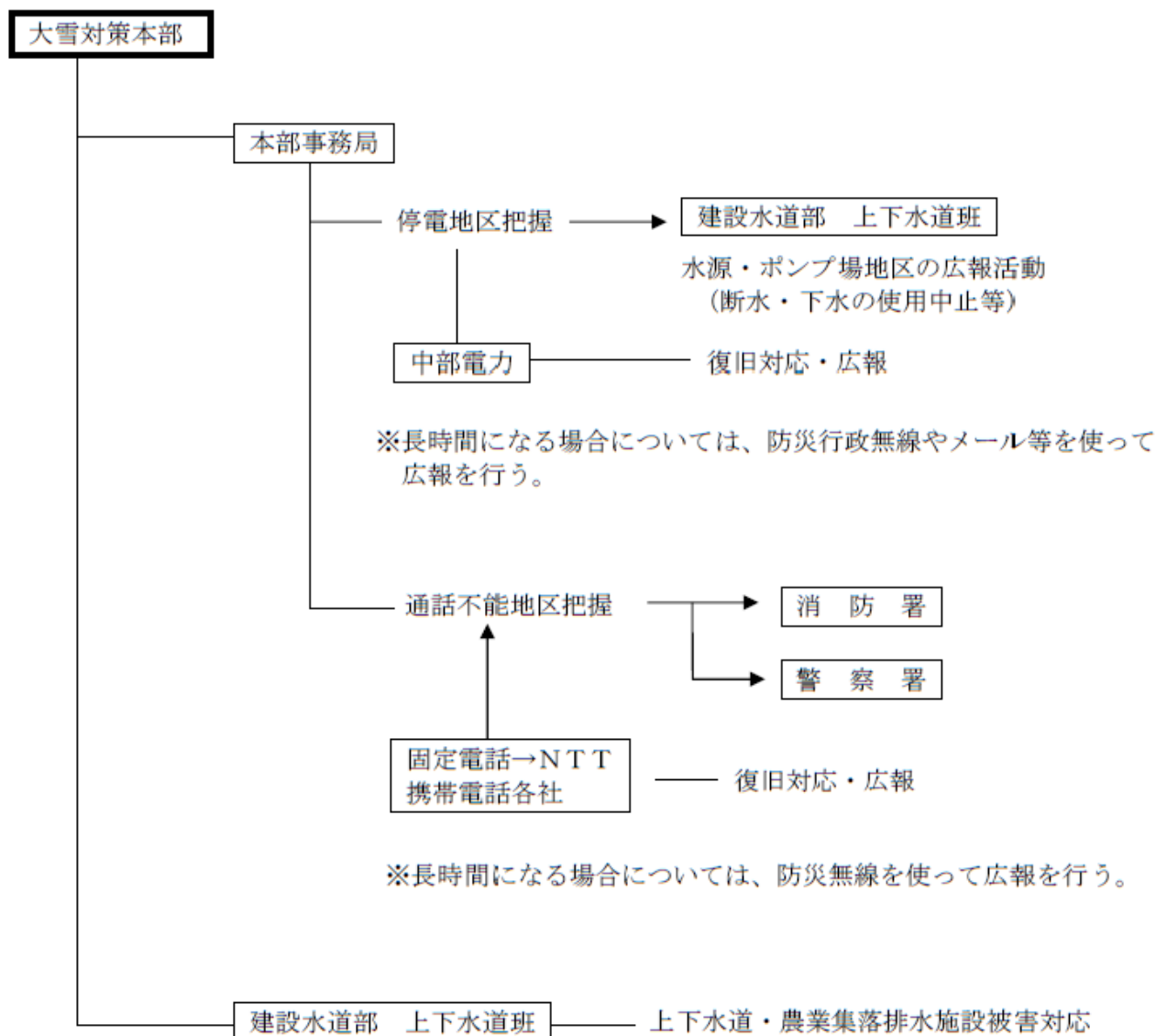
※状況に応じ、PTAに地域と連携した通学路の除雪協力を求める。

※ 建物が耐震構造でない施設があり、積雪による文化財の破損損壊の危険があるので、定期的な点検による危険箇所の応急修理、雪囲い等おこなうよう平素から指導する。

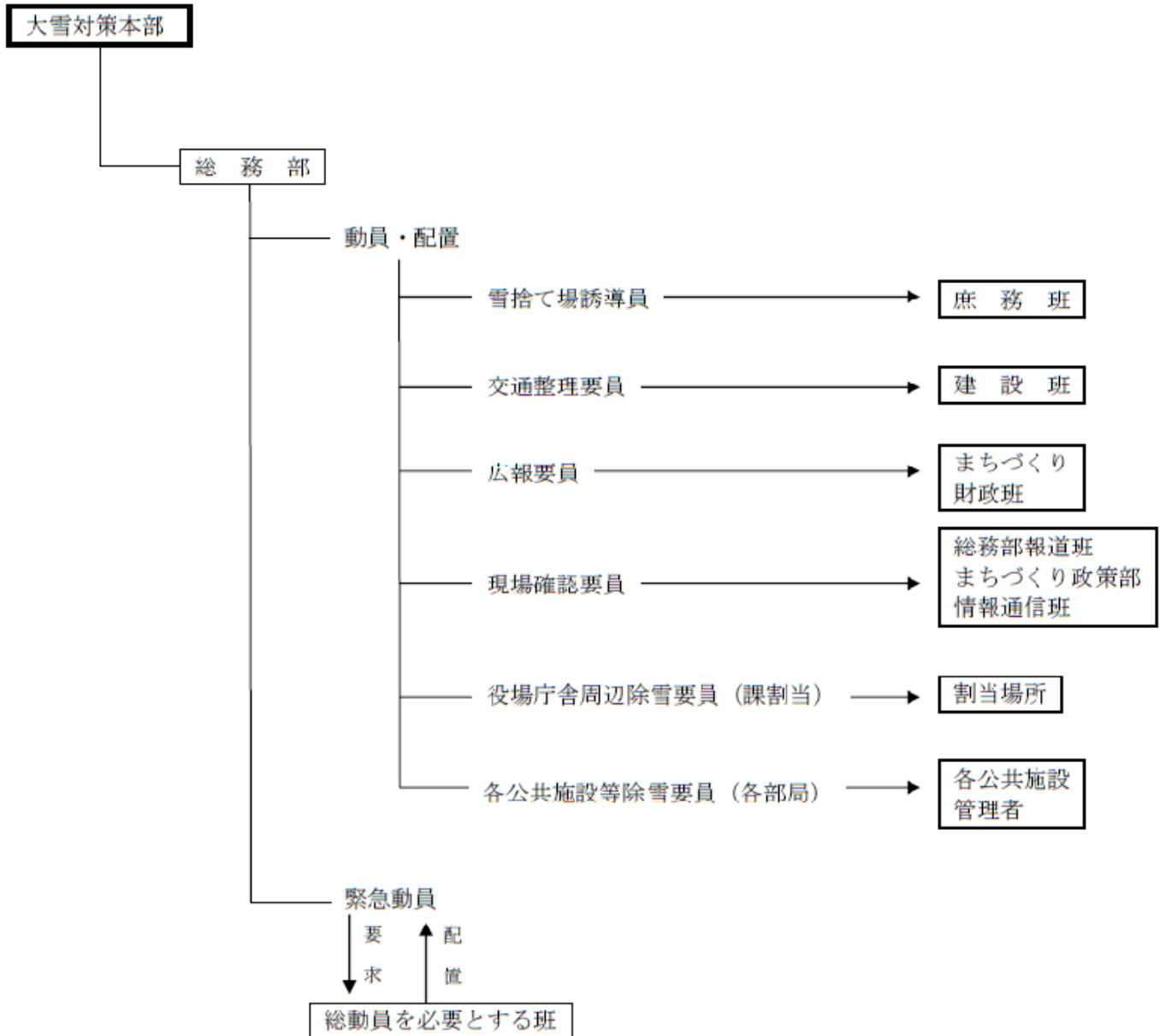
町民の安全確保対策マニュアル



ライフライン確保対策マニュアル



職員動員マニュアル



※全職員を動員対象とし、平常業務に優先して動員を行う。

○避難所開設フロー

避難所開設フローチャート

事案 1

町対策本部設置※

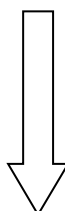


避難所開設依頼※



事案 2

自主避難の申出



地域で避難所の開設

- ①避難所を開錠する。
- ②避難者受け入れの前に建物及び周辺の状況を確認する。
(浸水や土砂災害、倒壊の恐れがある場合は使用しない。)
- ③町対策本部(または危機管理係)への設置連絡。
- ④受入れ開始(避難者名簿の作成)
- ⑤避難所運営

〈事案 1〉

※ 風水害の場合、町対策本部が気象台や県等の情報を基に避難所の開設が必要か否か検討して必要と判断した場合に、区長へ連絡しますので、速やかに開設をお願いします。(職員は配置できない場合が大半です。)ご承知おきください。

※ 地震の場合、震度5弱以上を開設の目安としていますが、震度に関らず地域で必要と判断した場合、町の連絡を待たず、避難所の開設をお願いいたします。

〈事案 2〉

地域住民から不安があるため自主的に避難したいとの申し入れがあった場合は、地域で判断し、避難所を開設してください。

- ・ 固定電話① 0266-41-1111 (危機管理係)
- ・ 固定電話② 0266-41-0191 (対策本部設置時のみ)
- ・ 携帯電話 090-5553-3471 (危機管理係専用)
- ・ 防災無線屋外子局 BOX 内の無線機から(11-00001確定)

裏面の避難所開設チェックリストへ

避難所開設チェックリスト

開設日時： 年 月 日() 時 分 チェック確認者名： _____

施設名： _____ 施設管理責任者名： _____

事案1 町対策本部から依頼あり ⇒ 開設手順へ
 事案2 自主避難の申出により ⇒ 町へ避難所開設の連絡 ⇒ 開設手順へ

《開設手順》

	項 目	確 認 内 容	☑
①-1	避難所の開錠	避難所の開錠(鍵の保管場所 _____)	<input type="checkbox"/>
②-1	安全確保	建物周辺の確認(浸水、土砂災害、地割れ等が無い) 火災やガス漏れ、漏電はないか 建物の損傷はないか(内外とも確認) 窓ガラスや屋根等危険物の落下物はないか 駐車場は使用できるか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
②-2	ライフラインの確認	電気は使えるか(非常用電源・照明の確保) ガスは使えるか 水道は使えるか 電話・FAX・インターネットは使えるか 空調は使えるか(エアコン・ストーブ・扇風機等) トイレは使えるか	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
②-3	避難者受入スペースの確保	各部屋の状況確認 療養部屋の確保 感染症対策の実施 通路等の確保	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
②-4	備蓄品の確認	備蓄食料の数の把握 備品資機材の確認	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
③-1	町対策本部への報告	避難所の状況報告(建物の状況、避難者の人数等) ライフラインの状況報告 不足物資の調達依頼 応援職員等の派遣要請 その他 _____	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
④-1	避難者の受入	避難者名簿の作成 避難スペースへの誘導、説明等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

⑤	避難所の運営	(以降は避難所運営マニュアル等により運営)	
---	--------	-----------------------	--

〔その他〕

○町内指定文化財一覧〔令和2年4月現在〕

1. 国指定

番号	名称	種別	所有者及び管理者	所在地
1	小野のシダレグリ 自生地	天然記念物 自生地	辰野町	大字小野字楡沢 5983-1
2	木造十一面観音立 像	重要文化財 彫刻・体内文書	上島区	大字上島 2305 上島観音堂
3	横川の蛇石	天然記念物 地質鉱物	辰野町	大字横川 1
4	ニホンカモシカ	特別天然記念物 動物		横川国有林一帯外

2. 国登録文化財

番号	名称	種別	所有者及び管理者	所在地
1	北の沢の渡河橋	登録有形文化財	辰野町	大字伊那富 5240-5 ほか
2	旧小野村役場庁舎	登録有形文化財	NPO法人建物明 倫館保存会	大字小野 827-1
3	旧小野村役場土蔵	登録有形文化財	NPO法人建物明 倫館保存会	大字小野 827-1

3. 県指定

番号	名称	種別	所有者及び管理者	所在地
1	辰野のホタル発 生地	県天然記念物 発 生地	辰野町、 国土交通省ほか	大字辰野字北畑 2276-イ ほか
2	矢彦小野神社社 叢	県天然記念物 社 叢	矢彦小野神社	大字小野字八彦沢 3267 ほか
4	土偶（仮面付土 偶）	県宝 考古資料	辰野町教育委員会	大字樋口 2407-1 辰野美術館
5	矢彦神社 5棟 （拝殿 左右回廊 勅使殿 神楽殿）	県宝 建造物	矢彦神社	大字小野字八彦沢 3267
6	銅制御正体	県宝 工芸品	七蔵寺	大字辰野字七倉 383 七蔵寺〔辰野美術館に保管〕
7	木造薬師如来座 像	県宝 彫刻	薬王寺	大字伊那富 9700 （北大出）
8	木造薬師如来座 像（前立）	県宝 彫刻	薬王寺	大字伊那富 9700 （北大出）
9	原牛の臼歯化石 （13点）	県天然記念物 地 質鉱物	辰野町教育委員会	大字樋口 2407-1 辰野美術館
10	旧小野家住宅主 屋	県宝建造物	辰野町	大字小野 952-1, 953
	及び土蔵（2棟） 附表門，通用門， 上雪隠，湯殿，土 蔵錠			
11	小野家文書 （8,602点）	県宝 古文書	辰野町	大字小野 952-1
12	信州の特徴ある 縄文土器	県宝 考古資料	辰野町	

4. 町指定

番号	名称	種別	所有者及び管理者	所在地
1	赤羽焼かま	町有形文化財 建造物	辰野町	大字樋口 荒神山スポーツ公園
2	古城のケヤキ	町天然記念物 植物	辰野町	大字平出 1888
3	御陵塚とサワラ	町史跡・町天然記念物 植物	中村氏祝殿	大字平出字越道 2362
4	明光寺の シダレザクラ	町天然記念物 植物	明光寺	大字伊那富字日向 9607
5	熊野諏訪神社のト チノキ社叢	町天然記念物 植物 社叢	熊野諏訪神社	大字小野字宮ノ平 4555-1
6	平出の騎馬行列	町無形民俗文化財 民俗芸能	上平出 上野	平出区
7	神明神社の天狗祭 り	町無形民俗文化財 祭事	神明神社 北大出 区	北大出区
8	熊野神社 本殿	町有形文化財 建造物	熊野神社	大字横川一ノ瀬 3001
9	三輪神社 本殿	町有形文化財 建造物	三輪神社	大字下辰野字北畑 2095
10	鎮大神社 本殿	町有形文化財 建造物	鎮大神社	大字沢底字ワゴ 1856
11	見宗寺 山門	町有形文化財 建造物	見宗寺	大字平出字地藏堂 1332
12	神明神社 舞台	町有形文化財 建造物	神明神社	大字伊那富字日向 9610 (北大出)
13	七蔵寺の鰐口	町有形文化財 工芸品	七蔵寺	大字辰野字七倉 383 七蔵寺[辰野美術館に保管]
14	上辰野のヒカリゴ ケ	町天然記念物 植物	吉江 幸次	大字辰野字羽場崎 814
15	守屋貞治の石仏 (延命地藏菩薩)	町有形文化財 彫刻	小沢庄一郎 瑞光 寺	[大字横川字門前の瑞光寺 に保管]
16	守屋貞治の石仏 (持地地藏菩薩 ・聖観世音菩薩)	町有形文化財 彫刻	飯沢 高男 瑞光寺	[大字横川字門前の瑞光寺 に保管]
17	七蔵寺の懸仏	町有形文化財 工芸品	七蔵寺	大字辰野字七倉 383 七蔵寺 [辰野美術館に保管]
18	灰釉四耳壺	町有形文化財 考古資料	辰野町教育委員会	大字樋口 2407-1 辰野美術館
19	岩花のコウヤマキ	町天然記念物 植物	茅野 武男	大字沢底字岩花 432
20	樋口七郎右衛門自 筆の覚	町有形文化財 古文書	村上 芳人	大字樋口 2027
21	浦の沢のトチノキ	町天然記念物 植物	南信森林管理署	大字横川 1
22	守屋貞治の石仏 (陀羅尼地藏尊)	町有形文化財 彫刻	吉江 幸次	大字辰野 1641
23	明光寺 山門	町有形文化財 建造物	明光寺	大字伊那富字日向 9607 (北大出)
24	荒神山のヒカリゴ ケ	町天然記念物 植物	辰野町	大字樋口字北原 2399
25	御社宮司古墳出土 遺物	町有形文化財 考古資料	中村 喜美子	大字樋口 2407-1 辰野美術館
26	石造宝篋印塔	町有形文化財 建造物	瑞光寺	大字横川 2063
27	初期中山道と一里 塚	町史跡 交通史跡	飯沼山林組合外	小野字前山 5988-1 ほか 楡沢 5983-1 ほか 塚の元 650 ほか
28	香蓮寺の鰐口	町有形文化財 工芸品	祖霊社 樋口忠文	大字樋口 2405

29	諏訪神社本殿と棟札(2枚)	町有形文化財 建造物 古文書	諏訪神社 宮木区長 神官 島田悦子	大字伊那富 4050-2 (宮木) 横町 3991
30	熊野神社の棟札(50枚)	町有形文化財 古文書	熊野神社	大字横川 3001 (一ノ瀬)
31	若宮正八幡社の棟札(3枚)	町有形文化財 古文書	荒神社 同氏子総代会	大字樋口 2404
32	手長神社 本殿	町有形文化財 建造物	手長神社	大字伊那富 6373-2 (羽場)
33	芝宮社 本殿	町有形文化財 建造物	神明神社 北大出区	大字伊那富 6614 (北大出)
34	平出囃子(ひらいでばやし)	町無形民俗文化財 民俗芸能	上町師匠会 下町囃子方保存会 旭町囃子方師匠会	大字平出 平出区 上町 下町 旭町
35	荒神社の宝物(3種 32点) (樋口七郎右衛門奉納品) (柴佐左衛門 作の獅子頭) (宮沢新五衛門 奉納の神楽面)	町有形文化財 歴史資料	荒神社 同氏子総代会	大字樋口 2404 荒神社
36	木地師の墓とヒノキ	町史跡・ 町天然記念物 植物	辰野町	大字横川 1
37	宮ノ原神明宮のケンボナシ	町天然記念物 植物	宮ノ原神明宮・同総代会	大字小野 5051 (下雨沢)
38	「徳本水」と今村の信仰遺跡	町史跡 歴史・信仰史跡	今村区ほか	大字伊那富 475-1 ほか (今村)
39	山寺の毘沙門堂	町有形文化財 建造物	沢底区	大字沢底 2050 (山寺)
40	羽場城館跡	町史跡 城館跡	羽場区・手長神社 ほか	大字伊那富 6373-2 ほか (羽場)
41	鉄製羽釜	町有形文化財 考古資料	辰野町教育委員会	大字樋口 2407-1 辰野美術館
42	上横川神社の神楽(門前の獅子舞)	町無形民俗文化財 民俗芸能	門前 神楽保存会	大字横川 門前地区 (上横川神社)
43	宿ノ平のサイカチ	町天然記念物植物	小横川区	大字伊那富 2065-75
44	飯沼の庚申石祠	町有形文化財建造物	小野区飯沼地区	小野飯沼下村ガン沢地籍
45	木造地藏菩薩座像	町有形文化財 工芸品	七蔵寺住職 寺総代会長	
46	木造僧形座像	町有形文化財 工芸品	七蔵寺住職 寺総代会長	
47	木造僧形座像	町有形文化財 工芸品	薬王寺住職	
48	木造普賢菩薩騎象像	町有形文化財 工芸品	薬王寺住職	
49	木造文殊菩薩騎獅像	町有形文化財 工芸品	薬王寺住職	
50	源上神社本殿	町有形文化財 建造物	源上耕地	

5. 町保存樹木(林)

番号	名称・通称	樹種	本数	目通幹囲	樹高	特記事項	所在地
1	香住寺のシダレザクラ	シダレザクラ	2	3.60	9.14	主幹は空洞で地上5mほどから上を欠く。樹勢あり。	今村312 香住寺
				2.10	7.81	正面石段上北側にあり。若い樹形よし。	
2	天狗様のケヤキ	ケヤキ	1	5.45	37.69	加島姓祝殿ご神木。	唐木沢 お天狗様
3	唐木沢のコガキ	コガキ	1	1.80	14.00	幹二股に別れ、樹勢よし。	唐木沢 267
4	飯沼沢諏訪大社のネズコ	ネズコ	1	3.22	35.54	平地に近くネズコ珍しい。	横川 4409 飯沼沢諏訪大社
5	向山の一本松	アカマツ	1	3.06	16.81	周囲のカラマツ伐採し、日当たりよし。樹勢も回復。	横川 門前 上野
6	堂山の十月桜	ジュウガツサクラ	1	2.50	5.00	(根元周囲) 根元から3本に分岐。枝張東西。	羽場 堂山 7778-2
7	手長のサクラ	エドヒガン	1	4.15	14.25	頂部枯れ。樹勢衰えている。	羽場 森下 7833-1
8	三輪神社のニセアカシア	ニセアカシア	7	3.60	35.29	本殿に向かって右に5本、左に2本。最大のものの計測。	下辰野 2095 三輪神社
9	七蔵寺の杉並木	スギ	223	2.04	22.64	参道両側に223本。最大のものの計測。	上辰野 七蔵寺参道
10	七蔵寺のモミジ	イロハモミジ	26	1.20	16.70	境内に26本以上あり。鐘楼横のものの計測。	上辰野 七蔵寺境内
11	七蔵寺の子持ち桂	カツラ	1	11.5	22.46	ひこばえ大小9本が円形に並ぶ。最大のもの幹囲2m余。木は朽ちてなし。	上辰野 七蔵寺参道 石段上り右側
12	藤沢山の神の森	モミ	10	3.30	27.83	10本最大のものの計測。	小野藤沢山の神
		ツガ	5	2.08	26.85	5本最大のものの計測。	
13	金龍院紀崎神社のフジ	フジ	1	2.40		仏沢から藤沢に変えられた地名起源となった。	小野藤沢 紀崎神社
14	智子神社のご神木	モミ	1	4.87	43.74	町内最大で、最良の樹形のモミ。	小横川 智子神社
15	月丘の森	アカシデ	1	2.18	18.84	樹種豊富で、大木多い。	宮木 4049 諏訪大社境内
		クリ	1	3.57	25.10		
		イチイ	1	1.88			
		モミ	1	4.05		上部風倒 (H14.)	
		ミズナラ	1	2.35			
		オオモミジ	1	2.00		枯死 (H16.4)	
		サワラ	1	4.30			
		ツガ	1	2.24			
		コブシ	1	1.90			
		クリ	1	3.50			
		イタヤカエデ	1	2.90			
	シラカシ	1	2.07	10.93			

		アオギリ	1	1.40			
		イチイ	1	2.00			
		スギ	1	3.58		スギで最大なもの。	
		その他	1				
16	泉水のフジ	フジ	1	1.90	約 30	もう 1 本は 1.78m。 根元 2 本ずつ二組。	新町泉水 5088 新町水源
17	新町諏訪神社の コブシ	コブシ	1	2.50	23.87		新町 5074 諏訪神社境内
18	神明神社のサクラ	エドヒガン	1	5.30		主幹欠損。町内最大の幹 囲り。頼朝伝説あり。	北大出 神明神社境内 石段 下
19	赤羽家のヤマナシ	ヤマナシ	1	2.00	18.00	この実を食べることが近 所の子どもの楽しみであ った	北大出 8873
20	法性神社の社叢	サワラ	1	3.59	34.96	モミの大木多い。	平出 2305
		カエデ	1	2.02			法性神社
		スギ	1	4.21	36.41		
		ケヤキ	1	5.93	33.41		
		その他					
21	荒神社の社叢	モミ	多数	3.70	29.38	社叢中最大のもの計測	樋口 2404 荒神山
		ツガ	多数	2.44	30.21		
22	下辰野公園のフジ	フジ	1	1.58		根元 2 本一緒に周囲測 る。1.5m前後の花房。	辰野 1927-1 下辰野公園
23	神戸のイヌザクラ	イヌザクラ	1	3.50	20.14	平地にあるイヌザク ラで町内随一。銘木。	新町神戸 (伊那富 5620-1)
24	神明神社の社叢	コナラ 1	1	2.95	16.00	主幹欠損。斜に伸び る。	北大出 神明神社境内 (伊那富 9610 ほか)
		コナラ 2	1	2.53	20.78	お舟道下。	
		アカマツ	多数			境内に多数あるものの内 最大のもの。	
		ホオノキ	1	2.15	25.56	ホウの大木は稀。	
		アズキナシ (稗の目)	3	1.96	37.32	3 本並んであり、うち 1 本 を計測。	
		その他					
25	今村のカヤ	カヤ 1	1	4.00	14.78	最大のもの。	今村 (伊那富 412-1)
		カヤ 2	1	2.05	14.51	2 番目の大きさ。	今村 (伊那富 467)
		カヤ 3	1	2.65	17.17	3 本並ぶ。	今村 (伊那富 465)
		カヤ 4	1	2.65	14.00		今村 (伊那富 466-1)
		カヤ 5	1	0.80	10.00		
26	薬王寺のサクラ	エドヒガン 1	1	3.05	12.14	西側のもの。	北大出 (伊那富 9700)
		エドヒガン 2	1	3.40	18.35	まん中のもの。	

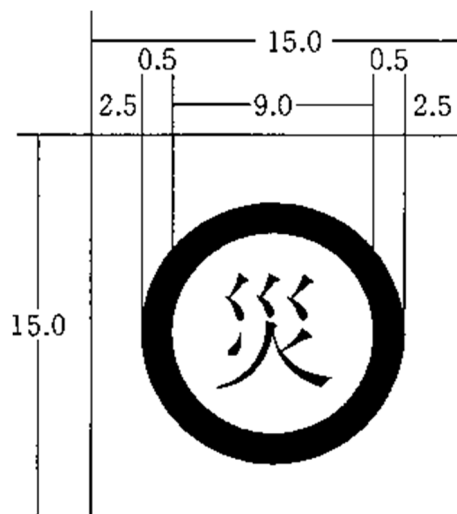
		エドヒガン 3	1	2.92	16.79	東側のもの。	
27	飯沼のネズミサシ	ネズミサシ	1	1.60	9.06	樹勢、樹形とも良。銘木。	小野 飯沼熊野諏訪神社 入口
28	鞍馬神社の社叢	ミズナラ・ マツ・その 他				山裾の社叢の典型的姿。	渡戸 643 ほか
29	根橋家のヤマナシ	ヤマナシ	1	1.80	17.00	台木に接木をして3回大きな実をつけるようにした。	渡戸 184-1
30	渡戸赤羽家のヤマナシ	ヤマナシ	1	1.50	11.00	樹齢150年ともいわれる。春たくさん花が咲く。	渡戸 301
31	竹入氏祝殿のイチイ	イチイ	1	2.50	17.00	根元から枝が伸びこんもりした樹形をしている。	今村
32	矢ヶ崎氏墓地のイチイ	イチイ	1	2.50	1400	こんもりとした樹形で遠くからも見分けられる。	川島源上
33	大橋のナラの木	コナラ	1				長野県

○辰野町災害対策本部標識等

(1) 標札章



(2) 緊急輸送車両標識章



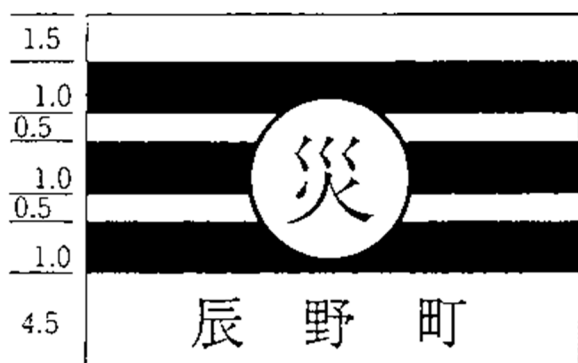
(注) 標札の大きさは適宜とする。

『○○』欄は異常気象名又は災害名とする。

(注) 標札の大きさは適宜とする。

- 1 円の円内文字の色彩は赤色、他の文字は黒色とする。
- 2 大きさは cm、円は半径 5 cm とする。

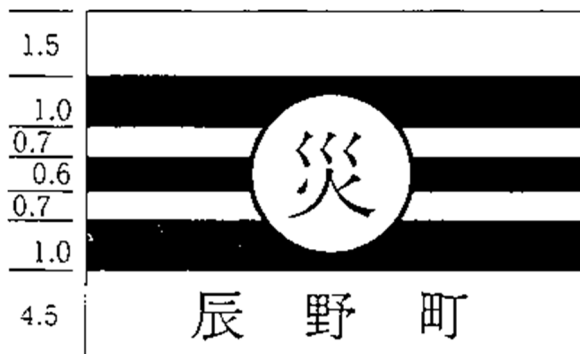
(3) 腕章



本部長章



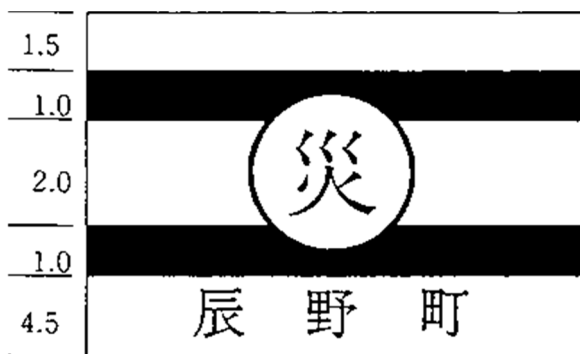
班長章



副本部長章



部員章



部長章

(注)

- 1 円と円内文字及び横線の色彩は赤色、他の文字は黒色、地の色彩は白色とする。
- 2 腕章の大きさは、長さ 35cm、幅 10cm、円の大きさは、半径 2.0cm とする。

○救助の実施要領の基準（概要）

（令和5年6月現在）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 （法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置 （法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 （災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

		は、当該地域における実費。		
		○賃貸型応急住宅 1 規模建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、 別途計上
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、 別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	輸送費、人件費は、 別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊 (焼)又はこれに準ずる 程度の損傷を受け、雨水 の浸入等を放置すれば住 家の被害が拡大するおそ れがある者	住家の被害の拡大を防止する ための緊急の修理が必要な部 分に対して、1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から 10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼) 若しくはこれらに準 ずる程度の損傷を受 け、自らの資力によ り応急修理をすること ができない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住する ことが困難である程 度に住家が半壊 (焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部分1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又 は半壊若しくは半焼の被害 を受けた世帯706,000円以 内 ②半壊又は半焼に準ずる程度 の損傷により被害を受けた 世帯343,000円以内	災害発生の日から3 ヵ月以内(災害対策 基本法第23条の3第 1項に規定する特定 災害対策本部、同法 第24条1項に規定す る非常災害対策本部 又は同法第28条の2 第1項に規定する緊 急災害対策本部が設 置された災害にあっ ては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸 水により学用品を喪失 又は毀損等により使用 することができず、就 学上支障のある小学校 児童、中学校生徒、義 務教育学校生徒及び高 等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童4,800 中学生生徒5,100円 高等学校等生徒5,600円	災害発生の日から (教科書)1ヵ月 以内(文房具及び 通学用品)15日以 内	1 備蓄物資は評価 額 2 入進学時の場合 は個々の実情に応 じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に 死亡した者であって も対象となる。

死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

○震度階級一覧表

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じない。		
1.5	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		
2.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	
5.0	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5.5	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
6.0	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6.5	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

辰野町地域防災計画 資料編

令和6年3月
辰野町防災会議

発行：辰野町
編集：辰野町 総務課
〒399-0493
長野県上伊那郡辰野町中央 1
TEL：0266-41-1111